

松戸市地域防災計画素案
【震災編】
新旧対照表

(令和2年11月)

松 戸 市

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-3	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>第2節 市及び防災関係機関等処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 松戸市</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</p> <p>ウ 災害時における <u>災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報</u> に関すること</p> <p>エ 災害の防除と拡大防止に関すること</p> <p>オ 救助、防疫等 <u>罹災者の保護</u> 及び保健衛生に関すること</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 千葉県</p> <p>ア 県防災会議及び県災害対策本部に関すること</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>第2節 市及び防災関係機関等処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 松戸市</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに <u>自主防災組織の充実及び訓練</u> に関すること</p> <p>ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</p> <p>エ 災害の防除と拡大防止に関すること</p> <p>オ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 千葉県</p> <p>ア <u>千葉</u> 県防災会議及び県災害対策本部に関すること</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>
震-4	<p>3 指定地方行政機関</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(4) 関東農政局</p> <p>ア <u>災害予防</u></p> <p>イ <u>ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導</u> に関すること</p> <p>ロ <u>農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備</u> に関すること</p> <p>イ 応急対策</p> <p>イ <u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告</u> に関すること</p> <p>ロ <u>災害時における種もみ、その他営農資材の確保</u> に関すること</p> <p>ハ <u>災害時における生鮮食料品等の供給</u> に関すること</p> <p>ニ <u>災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除</u> に関すること</p> <p>ホ <u>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員</u> に関すること</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(4) 関東農政局</p> <p>ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握</u> に関すること</p> <p>イ <u>応急用食料・物資の支援</u> に関すること</p> <p>ウ <u>食品の需給・価格動向の調査</u> に関すること</p> <p>エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策</u> に関すること</p> <p>オ <u>飼料、種子等の安定供給対策</u> に関すること</p> <p>カ <u>病害虫防除及び家畜衛生対策</u> に関すること</p> <p>キ <u>営農技術指導及び家畜の移動</u> に関すること</p> <p>ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口</u> に関すること</p> <p>ケ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧</u> に関すること</p> <p>コ <u>被害農業者に対する金融対策</u> に関すること</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p>支援に関すること <u>エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</u> (15) 北関東防衛局 <u>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u> (16) 関東地方測量部 <u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</u> <u>ウ 地殻変動の監視に関すること</u></p>
震-7	<p>4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 <略> エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に <u>ふん</u> 適合した防災 <u>に</u> 関する各種訓練の実施に関すること ※<u>ふん</u> ^{ごう}合：物事がしっくり合うこと。一致すること。</p> <p>5 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における<u>緊急通話の取扱い</u>に関すること <略></p> <p>(2) 日本赤十字社（千葉県支部） ア <u>災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること</u> イ <u>災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること</u> ウ <u>義援金品の募集及び配分に関すること</u></p>	<p>4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 <略> エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること</p> <p>5 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</u> ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における<u>通信サービスの提供</u>に関すること <略></p> <p>(2) 日本赤十字社（千葉県支部） ア <u>医療救護に関すること</u> イ <u>こころのケアに関すること</u> ウ <u>救援物資の備蓄及び配分に関すること</u> エ <u>血液製剤の供給に関すること</u> オ <u>義援金の受付及び配分に関すること</u> カ <u>その他応急対応に必要な業務に関すること</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-8	(4) 東日本旅客鉄道株式会社 ア 鉄道施設等の保全に関する事 イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 ウ 滞留者対策に関する事	(4) 東日本旅客鉄道株式会社 ア 鉄道施設の保全に関する事 イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 ウ <u>帰宅困難者対策に関する事</u>
	(8) 東京電力株式会社(千葉支店) <略>	(8) 東京電力パワーグリッド株式会社(千葉支店) <略>
	(10) 日本郵便株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店) <略> イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <略> <u>(カ) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</u>	(10) 日本郵便株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店) <略> イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <略> ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
	<新設>	<u>(11) ソフトバンク株式会社</u> ア 電気通信施設の整備に関する事 イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事 ウ <u>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</u>
震-9	<新設>	<u>(12) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u> ア 災害時における物資の輸送に関する事
	6 指定地方公共機関 <略> (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社 <略>	6 指定地方公共機関 <略> (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社 <略> ウ <u>帰宅困難者対策に関する事</u>
	(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会 <略> イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事	(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会 <略> イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事
	<新設>	<u>(6) 公益社団法人千葉県看護協会</u> ア <u>医療救護活動に関する事</u> イ <u>看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事</u>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-10	<p>7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <略></p> <p>(8) とうかつ中央農業協同組合 ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 イ 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等のあっせん ウ 農業生産資器材及び農家生活資材の確保</p> <p>(9) 松戸市漁業協同組合 <略></p> <p>イ <u>水産物等災害応急対策の指導及び被害漁業家に対する融資等のあっせん</u>に関すること ウ <u>水産資器材及び漁業家生活資材の確保</u>に関すること エ <u>水難救護、水上輸送等の協力</u>に関すること</p>	<p>7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <略></p> <p>(8) とうかつ中央農業協同組合 ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への<u>協力に関する</u>こと イ 農作物の<u>災害応急対策の指導</u> ウ <u>被害農家に対する融資等のあっせんに関する</u>こと エ <u>農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する</u>こと カ <u>農産物の需給調整に関する</u>こと</p> <p>(9) 松戸市漁業協同組合 <略></p> <p>イ <u>漁船、共同施設の応急対策及びその他復旧対策の確立</u>に関すること ウ <u>被災組合員に対する融資、あっせんに関する</u>こと</p>
震-11	<p>(10) 松戸商工会議所 ア 市、<u>県</u>が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること イ <u>救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保</u>に関すること</p> <p>(13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部） ア <u>被災建築物の応急危険度判定</u>に関すること</p> <p>(14) 金融機関 ア <u>被災事業者等に関する資金融資</u>に関すること</p> <p>(15) 医療機関 ア <u>避難施設の整備と避難訓練の実施</u>に関すること イ <u>災害時における患者等の保護</u>に関すること ウ <u>災害時における医療救護の協力</u>に関すること</p>	<p>(10) 松戸商工会議所 ア 市が行う<u>商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力</u>に関すること イ <u>救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん</u>に関すること ウ <u>融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力</u>に関すること エ <u>災害時における物価安定への協力</u>に関すること</p> <p>(13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部） ア <u>被災建築物の応急危険度判定</u>に関すること イ <u>建築物等の所有者等からの相談</u>に関すること</p> <p>(14) 金融機関 ア <u>被災事業者等に対する資金の融資</u>に関すること</p> <p>(15) <u>病院等医療施設</u> ア <u>避難施設の整備及び避難訓練の実施</u>に関すること イ <u>災害時における収容者の保護及び誘導</u>に関すること ウ <u>災害時における病人等の収容及び保護</u>に関すること エ <u>災害時における負傷者の医療及び助産救助</u>に関すること</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(16) 社会福祉施設の管理者 ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること イ 災害時における入所者の保護に関すること ウ 災害時における高齢者・障害者等の一時収容の協力に関すること</p>	<p>(16) 社会福祉施設の管理者 ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること</p>
	<p>(17) 学校等の管理者 ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること イ 災害時における児童・生徒等の保護、応急教育に関すること ウ 災害時における避難者の収容の協力に関すること</p>	<p>(17) 学校等の管理者 ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 イ 災害時における児童・生徒等の保護及び誘導 ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施 エ 被災施設の災害復旧</p>
震-12	<p>8 住民及び事業所等 (1) 住民 ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること <略> ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること <略></p>	<p>8 住民及び事業所等 (1) 住民 ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、<u>自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等</u>災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること <略> ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、<u>消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが実施する自発的な防災活動に積極的に</u>参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること <略> キ <u>過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること</u></p>
	<p>(2) 自主防災組織 ア 地域住民へ防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に関すること <略></p>	<p>(2) 自主防災組織 ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう、防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に努めるとともに、<u>県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること</u> <略></p>
	<p>(3) 事業所 ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るな</p>	<p>(3) 事業者 ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保等の防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるとともに、<u>地域の防災活動に積極的に</u></p>

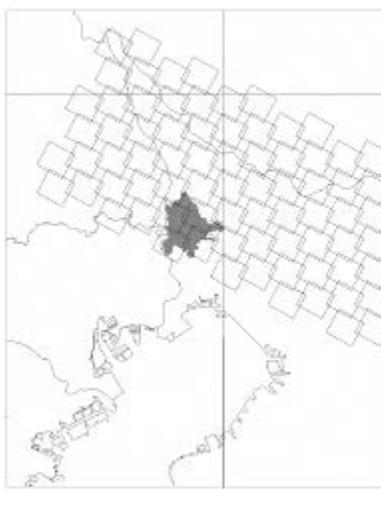
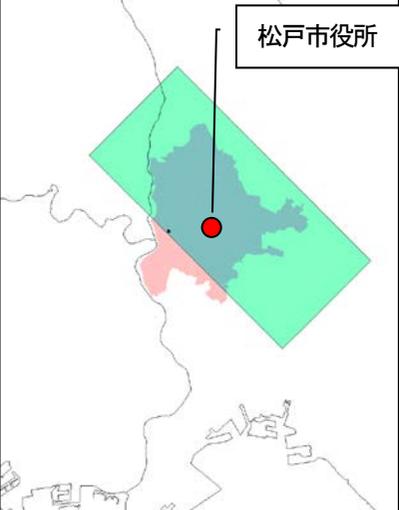
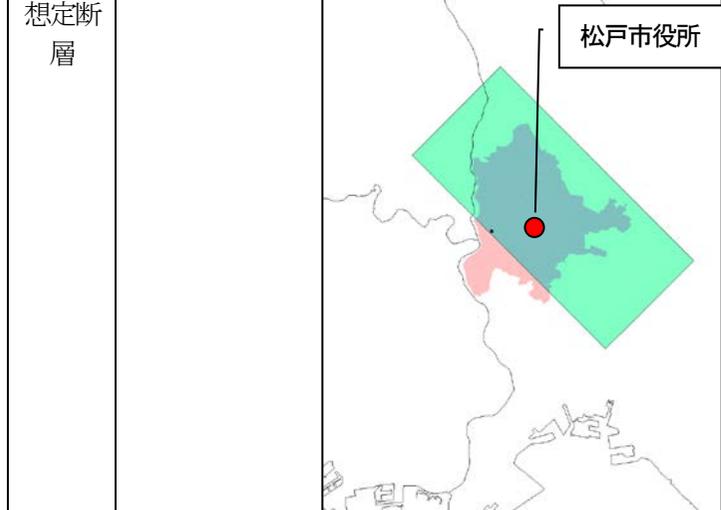
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>ど、地域における防災力の向上に寄与すること</p> <p>イ <u>円滑な避難所運営ができるよう、避難所運営への積極的な参加、協力に努めること</u></p> <p>ウ <u>集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること</u></p> <p>エ <u>事業所は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること</u></p>	<p>参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること</p> <p>イ <u>地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること</u></p> <p>ウ <u>集客施設を保有する事業所は、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること</u></p> <p>エ <u>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること</u></p>
震-13	<p>(4) ボランティア団体</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>(4) ボランティア団体</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ <u>災害ボランティアセンター等の運営及びボランティアの活動支援に積極的に協力すること</u></p>
震-14	<p>第3節 地域の概要</p> <p>1 社会環境</p> <p>(1) 位置</p> <p>松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は<u>61.33km²</u>である。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 人口</p> <p><u>平成22年10月1日現在</u>、市内の総人口は<u>484,457人</u>、総世帯数は<u>209,570世帯</u>で、一世帯あたり人口は<u>2.31人</u>、人口密度は<u>7,899人/km²</u>である。65歳以上の高齢者の割合はおよそ<u>20.7%</u>で、全国平均とほぼ同水準である。</p> <p><u>また</u>、<u>就業者数は約24万人</u>で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の<u>7割程度</u>の約<u>17万人</u>を占める。</p> <p>(3) 交通</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて<u>6路線</u>、<u>23駅</u>が市内にあり、1</p>	<p>第3節 地域の概要</p> <p>1 社会環境</p> <p>(1) 位置</p> <p>松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は<u>61.38km²</u>である。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 人口</p> <p><u>令和2年9月末現在</u>、市内の総人口は<u>498,781人</u>、総世帯数は<u>242,771世帯</u>で、一世帯あたり人口は<u>2.06人</u>、人口密度は<u>8,126人/km²</u>である。<u>また</u>、65歳以上の高齢者の割合はおよそ<u>25.7%</u>で、全国平均とほぼ同水準である。</p> <p><u>平成27年国勢調査によると</u>、<u>就業者数は約22万人</u>で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の<u>8割程度</u>の約<u>18万人</u>を占める。</p> <p>(3) 交通</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて<u>8路線</u>、<u>20駅</u>が市内にあり、1</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後										
	日平均乗車人員は約30万人である。特に、平日朝7:30頃の市内の鉄道乗客数は、乗車率100%とした場合に約55,000人と推定される。	日平均乗車人員は約40万人である。										
震-15	<p>2 自然環境</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成16年～25年の年平均気温は15.1℃～16.5℃、年間降水量は1,281.5mm～1,649.0mm、平均風速風は3.3m～3.8mである。</p>	<p>2 自然環境</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速風は3.3m～3.7mである。</p>										
震-16	<p>第4節 災害の想定 平成19年度～平成20年度に実施した松戸市防災アセスメント調査による、地震被害想定の結果は次のとおりである。</p> <p>1 地震動・液状化の想定 (1) 想定地震 松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想される2ケースを想定した。</p>	<p>第4節 災害の想定 令和元年度に実施した松戸市防災アセスメント調査による、地震被害想定の結果は次のとおりである。</p> <p>1 地震動・液状化の想定 (1) 想定地震 松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想されるケースを想定した。</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>タイプ</td> <td>プレート境界で発生するマグニチュード7程度の地震</td> <td>地殻内で発生する浅い地震</td> </tr> <tr> <td>想定地震</td> <td>プレート境界の地震 (松戸市直下約30km・マグニチュード7.3を想定)</td> <td>地殻内のごく浅い地震 (松戸市直下約4km・マグニチュード6.9を想定)</td> </tr> </table>	タイプ	プレート境界で発生するマグニチュード7程度の地震	地殻内で発生する浅い地震	想定地震	プレート境界の地震 (松戸市直下約30km・マグニチュード7.3を想定)	地殻内のごく浅い地震 (松戸市直下約4km・マグニチュード6.9を想定)	<table border="1"> <tr> <td>タイプ</td> <td>地殻内で発生する浅い地震</td> </tr> <tr> <td>想定地震</td> <td>地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・マグニチュード7.1(モーメントマグニチュード6.8)を想定</td> </tr> </table>	タイプ	地殻内で発生する浅い地震	想定地震	地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・マグニチュード7.1(モーメントマグニチュード6.8)を想定
タイプ	プレート境界で発生するマグニチュード7程度の地震	地殻内で発生する浅い地震										
想定地震	プレート境界の地震 (松戸市直下約30km・マグニチュード7.3を想定)	地殻内のごく浅い地震 (松戸市直下約4km・マグニチュード6.9を想定)										
タイプ	地殻内で発生する浅い地震											
想定地震	地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・マグニチュード7.1(モーメントマグニチュード6.8)を想定											

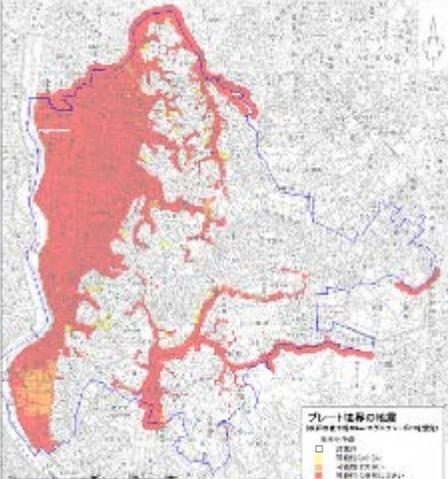
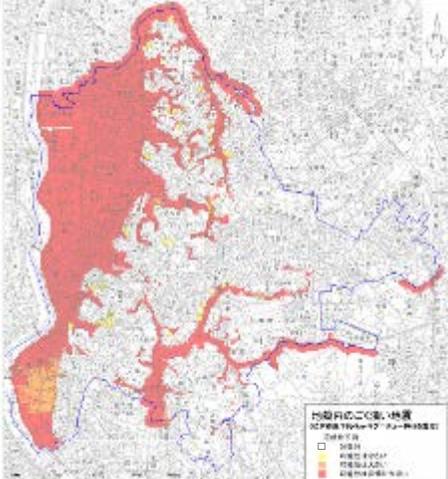
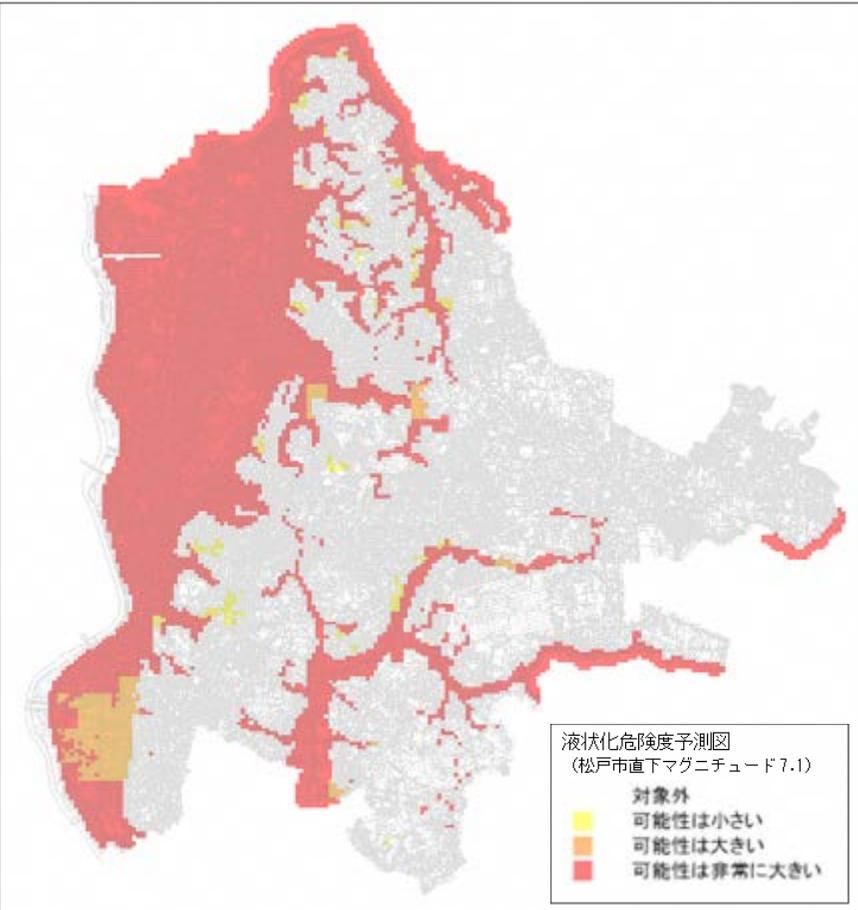
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後	
	想定断層			
	地震の発生確率	<p>今後 10 年以内に南関東のいずれかでこのタイプの地震が発生する可能性は 30%程度、30 年後には 70%程度、50 年後には 90%程度と考えられている（文部科学省：地震調査研究推進本部）。ただし、南関東のどこで発生するかを特定することは困難である。</p>	<p>地殻内で発生するマグニチュード 6.9 程度の地震は、いつどこで発生するかを想定することは難しい（内閣府：中央防災会議）。松戸市の直下で発生する可能性は限りなく小さい。</p>	<p>松戸市を含む南関東の直下で発生する確率は今後 30 年以内に 70%。</p>
震-17	<p>(2) 地震動</p> <p>プレート境界の地震では、市内の大部分で震度 6 弱が予測される。また、地殻内のごく浅い地震では、市の南西部で震度 6 強、断層から距離がある市の北東部で震度 6 弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度 6 強が予測される。</p>		<p>(2) 地震動</p> <p>市の南西部で震度 6 強、断層から距離がある市の北東部で震度 6 弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度 6 強が予測される。</p>	

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(3) 国が行った震度予測との関係</p> <p>プレート境界の地震については、平成 15 年に中央防災会議が関東一円の震度予測を行っていたが、その後の研究でプレート境界の深さが約 10km 浅いことが半明したため、松戸市の震度予測は、これを踏まえて実施した。(下図参照)</p> <p>平成 24 年に文部科学省では、松戸市と全く同じ震源域(地震で動くプレート境界の範囲及び深さ)と地震規模(マグニチュード7.3)で、関東一円の震度予測を行った。ただし、松戸市の予測では、破壊開始点(地震が起き始める場所)を松戸市直下に想定したのに対し、文部科学省では、松戸市から離れた東京湾北縁部等に設定している。</p> <p>その結果、破壊開始点に近い東京都区部では、平成 15 年に中央防災会議の予測を上回り、最大震度7となると予測された。</p> <p>一方、破壊開始点から離れた松戸市域に関しては、松戸市の予測と近似しており、松戸市の予測と文部科学省の予測との違いは、地域防災計画策定の基礎となる被害想定に大きな影響を与えるほどの違いでは無い。</p> <div data-bbox="215 798 1122 1284"> <p style="text-align: center;">東京湾北部地震を起こす場所</p> <p>上はH24 文部科学省想定：震源の深さ約 30km 下はH15 中央防災会議想定：震源の深さ約 40km 松戸市想定：震源の深さ約 34km (≒30km)</p> </div> <p style="text-align: center;">東京湾北部地震の震源断面図</p>	

ページ	修正前	修正後
	<div data-bbox="219 204 752 783"> <p>プレート境界の地震 震度6弱 震度6中 震度6強 震度7</p> </div> <p data-bbox="768 217 1120 288">◀ プレート境界の地震による震度分布</p> <div data-bbox="219 810 752 1380"> <p>地殻内のごく浅い地震 震度6弱 震度6中 震度6強 震度7</p> </div> <p data-bbox="768 802 1120 874">◀ 地殻内のごく浅い地震による震度分布</p>	<div data-bbox="1171 204 2085 1002"> <p>震度分布図 (松戸市直下 上端5km マグニチュード7.1) 震度6強 震度6弱</p> </div> <p data-bbox="1473 1018 1780 1054">想定地震による震度分布</p>

ページ	修正前	修正後
震-18	<p>(4) 液状化 江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。<u>また、両方の地震とも市の大部分で震度6弱以上と予測されるため、液状化の可能性は同様の結果である。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;">  <p>◀ プレート境界の地震による液状化予測</p> </div> <div style="width: 45%;">  <p>◀ 地殻内のごく浅い地震による液状化予測</p> </div> </div>	<p>(3) 液状化 江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。</p> <div style="text-align: center;">  <p>想定地震による液状化予測</p> </div>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																																																																																																						
震-19	<p>2 被害の概要 2ケースの想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。発生する可能性が高いプレート境界の地震では、約600人が死傷し、9万人以上が避難すると予想される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>プレート境界の地震 冬18時、 風速9m/s</th> <th>地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速 9m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建物被害</td> <td rowspan="3">全壊</td> <td>揺れ＋液状化</td> <td>285棟</td> <td>5,794棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>70棟</td> <td>93棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>355棟</td> <td>___棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>揺れ＋液状化</td> <td>1,491棟</td> <td>10,949棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>164棟</td> <td>217棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,654棟</td> <td>___棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td>炎上出火件数</td> <td>4.6件</td> <td>49件</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数(※2)</td> <td>65棟</td> <td>11,939棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">人的被害</td> <td rowspan="6">死者</td> <td>建物被害</td> <td>5人</td> <td>97人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>0人</td> <td>192人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>8人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀の転倒</td> <td>4人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17人</td> <td>___人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">重傷者</td> <td>建物被害</td> <td>20人</td> <td>291人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>1人</td> <td>182人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>5人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>35人</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀の転倒</td> <td>49人</td> <td>97人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>111人</td> <td>___人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">負傷者</td> <td>建物被害</td> <td>245人</td> <td>2,398人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>3人</td> <td>643人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>10人</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table>	項目		プレート境界の地震 冬18時、 風速9m/s	地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速 9m/s	建物被害	全壊	揺れ＋液状化	285棟	5,794棟	急傾斜地崩壊	70棟	93棟		355棟	___棟	半壊	揺れ＋液状化	1,491棟	10,949棟	急傾斜地崩壊	164棟	217棟		1,654棟	___棟	火災	炎上出火件数	4.6件	49件	焼失棟数(※2)	65棟	11,939棟	人的被害	死者	建物被害	5人	97人	火災	0人	192人	急傾斜地崩壊	8人	11人	ブロック塀の転倒	4人	6人		17人	___人				重傷者	建物被害	20人	291人	火災	1人	182人	急傾斜地崩壊	5人	7人	屋内収容物	35人	38人	ブロック塀の転倒	49人	97人			111人	___人	負傷者	建物被害	245人	2,398人	火災	3人	643人	急傾斜地崩壊	10人	13人	<p>2 被害の概要 想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。約5,400人が死傷し、2万人以上が避難すると予想される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速8m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">建物被害</td> <td rowspan="3">全壊</td> <td>揺れ＋液状化</td> <td>3,991棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>106棟</td> </tr> <tr> <td>※1</td> <td>4,097棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>揺れ＋液状化</td> <td>14,808棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>246棟</td> </tr> <tr> <td>総計※1</td> <td>15,054棟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">火災</td> <td>炎上出火件数</td> <td>48.7件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>焼失棟数※2</td> <td>2,545棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">人的被害</td> <td rowspan="6">死者</td> <td>建物被害</td> <td>156人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>168人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>総計(※1)</td> <td>338人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">負傷者 (うち重傷者)</td> <td>建物被害</td> <td>3,998人 (487人)</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>167人 (47人)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>7人 (4人)</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物</td> <td>266人 (104人)</td> </tr> <tr> <td>総計※1</td> <td>4,439人 (642人)</td> </tr> </tbody> </table>	項目		地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速8m/s		建物被害	全壊	揺れ＋液状化	3,991棟	急傾斜地崩壊	106棟	※1	4,097棟	半壊	揺れ＋液状化	14,808棟	急傾斜地崩壊	246棟	総計※1	15,054棟	火災		炎上出火件数	48.7件			焼失棟数※2	2,545棟	人的被害	死者	建物被害	156人	火災	168人	急傾斜地崩壊	6人	ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8人	総計(※1)	338人			負傷者 (うち重傷者)	建物被害	3,998人 (487人)	火災	167人 (47人)	急傾斜地崩壊	7人 (4人)	ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266人 (104人)	総計※1	4,439人 (642人)
項目		プレート境界の地震 冬18時、 風速9m/s	地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速 9m/s																																																																																																																																					
建物被害	全壊	揺れ＋液状化	285棟	5,794棟																																																																																																																																				
		急傾斜地崩壊	70棟	93棟																																																																																																																																				
			355棟	___棟																																																																																																																																				
	半壊	揺れ＋液状化	1,491棟	10,949棟																																																																																																																																				
		急傾斜地崩壊	164棟	217棟																																																																																																																																				
			1,654棟	___棟																																																																																																																																				
火災	炎上出火件数	4.6件	49件																																																																																																																																					
	焼失棟数(※2)	65棟	11,939棟																																																																																																																																					
人的被害	死者	建物被害	5人	97人																																																																																																																																				
		火災	0人	192人																																																																																																																																				
		急傾斜地崩壊	8人	11人																																																																																																																																				
		ブロック塀の転倒	4人	6人																																																																																																																																				
			17人	___人																																																																																																																																				
	重傷者	建物被害	20人	291人																																																																																																																																				
		火災	1人	182人																																																																																																																																				
		急傾斜地崩壊	5人	7人																																																																																																																																				
		屋内収容物	35人	38人																																																																																																																																				
		ブロック塀の転倒	49人	97人																																																																																																																																				
			111人	___人																																																																																																																																				
	負傷者	建物被害	245人	2,398人																																																																																																																																				
		火災	3人	643人																																																																																																																																				
急傾斜地崩壊		10人	13人																																																																																																																																					
項目		地殻内のごく浅い地震 冬18時、風速8m/s																																																																																																																																						
建物被害	全壊	揺れ＋液状化	3,991棟																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊	106棟																																																																																																																																					
		※1	4,097棟																																																																																																																																					
	半壊	揺れ＋液状化	14,808棟																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊	246棟																																																																																																																																					
		総計※1	15,054棟																																																																																																																																					
火災		炎上出火件数	48.7件																																																																																																																																					
		焼失棟数※2	2,545棟																																																																																																																																					
人的被害	死者	建物被害	156人																																																																																																																																					
		火災	168人																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊	6人																																																																																																																																					
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8人																																																																																																																																					
		総計(※1)	338人																																																																																																																																					
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害	3,998人 (487人)																																																																																																																																					
		火災	167人 (47人)																																																																																																																																					
		急傾斜地崩壊	7人 (4人)																																																																																																																																					
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266人 (104人)																																																																																																																																					
		総計※1	4,439人 (642人)																																																																																																																																					

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前				修正後					
			屋内収容物	115人	132人	ライフライン被害	電力施設	停電率(1日後)	47%	
			ブロック塀の転倒	126人	248人		都市ガス	供給停止率	100%	
			総計(※1)	501人	3,454人			復旧日数	30日	
	ライフライン被害	電力施設	停電率	0.6%	17.0%	LPガス	転倒率	最大30%		
			都市ガス	導管被害	5箇所		39箇所	上水道	断水率(1日後)	44%
				供給停止率	0%		91.4%		供給率(1週間後)	75%
		復旧日数		0日	14日	下水道	支障人口	17,279人		
		LPガス	漏洩軒数	808軒	5,274軒	避難者	1日後	避難者数	23,310人	
			上水道	水道管被害	561箇所		1,929箇所		避難所避難者数	13,986人
				断水率	82.5%		46.7%	帰宅困難者・滞留者	市内常住者	54,286人
			復旧率(1週間後)	41.3%	48.4%		市内に滞留する市外常住者		19,154人	
		下水道	被害世帯	4,236世帯	4,237世帯		総計 ^{※1}		73,440人	
		通信施設	電話柱被害	11本	123本	震災廃棄物				1,438千ト
	避難者	1日後	避難者数	94,182人	210,554人	※1 内訳の合計と合わないことがある。(重複排除、四捨五入による)				
			避難所収容者数	61,218人	136,860人	※2 全壊した建物を含む。				
	帰宅困難者・滞留者		就業者	17,243人	17,243人					
			通学者	5,568人	5,568人					
			総計(※1)	22,811人	22,811人					
	震災廃棄物			112,053ト	1,239,752ト					

以上の調査結果から、プレート境界地震は、松戸市周辺の過去の状況や研究成果から、近い将来に発生する可能性があるため、松戸市の地域力を短期的に充実させ、重点的に取り組むべき想定地震とする。

地殻内のごく浅い地震は、発生した場合に壊滅的な被害が予想されるものの、松戸市周辺の過去の状況や研究成果から、近い将来に発生する可能性は著しく低く、現在及び短期的に予想される松戸市の地域力の充実では対処が著しく困難であるため、今後の技術の発展等も踏まえて長期的に対処すべき想定地震とし、当面は地域の防災意識の啓発や広域の応援協定等で対処するものとする。

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																		
震-20	<p>なお、地震津波については、過去の地震や、今後予想される地震を考慮し、太平洋沿岸からの津波遡上、東京湾から江戸川への津波遡上等による松戸市内への浸水の可能性は著しく低いと見做し、想定しないものとした。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>3 津波の想定</p> <p>千葉県では、具体的な地震を想定しないものの、津波避難に活用するために「東京湾口で高さ 10m」を想定した津波の浸水予測を行っている。</p> <p>この津波が発生した場合、気象庁は東京湾内湾に対して津波警報（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下）を発表すると想定される。また、江戸川を遡上した津波は上葛飾橋付近まで達し、江戸川左岸の高水敷が浸水すると予測される。</p>																																																		
震-21	<p>第5節 減災目標</p> <p>1 減災目標</p> <p>地震による被害を軽減するため、本計画や関連計画に基づく対策の具体的な目標として、主要なものを次に掲げる。</p> <table border="1" data-bbox="215 743 1144 1193"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>指 標</th> <th>目標値</th> <th>達成期限</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">耐 震</td> <td>住宅の耐震化率</td> <td>90%</td> <td>平成 27 年度</td> <td>耐震改修促進計画</td> </tr> <tr> <td>民間特定建築物の耐震化率</td> <td>90%</td> <td>平成 27 年度</td> <td>耐震改修促進計画</td> </tr> <tr> <td>市有建築物</td> <td>90%</td> <td>平成 27 年度</td> <td>耐震改修促進計画</td> </tr> <tr> <td>家具転倒防止対策実施率</td> <td>65%</td> <td>平成 30 年度</td> <td>県地震防災戦略</td> </tr> <tr> <td>防 火</td> <td>住宅用火災警報器の普及率</td> <td>90%</td> <td>平成 32 年度</td> <td>後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>砂 防</td> <td>土砂災害危険箇所カルテ整備率</td> <td>100%</td> <td>平成 29 年度</td> <td>県地震防災戦略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地 域 防 災 力</td> <td>防災普及啓発の実施回数</td> <td>年40回</td> <td>毎年</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織結成率</td> <td>100%</td> <td>平成 32 年度</td> <td>後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>自主防災訓練実施率</td> <td>64%</td> <td>平成 32 年度</td> <td>後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>備 蓄</td> <td>食料備蓄率</td> <td>100%</td> <td>平成 32 年度</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災施設の整備</p> <p>(1) 防災倉庫の設置促進</p> <p>分散備蓄倉庫を全ての市立小中学校に設置する。</p> <p>(2) 避難所、一時滞在施設へのMCA無線機の整備</p> <p>避難所及び一時滞在施設となる施設へMCA無線機を整備し、災害発生時に有効な通信体制を平成28年度までに整備する。</p>	分野	指 標	目標値	達成期限	備 考	耐 震	住宅の耐震化率	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画	民間特定建築物の耐震化率	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画	市有建築物	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画	家具転倒防止対策実施率	65%	平成 30 年度	県地震防災戦略	防 火	住宅用火災警報器の普及率	90%	平成 32 年度	後期基本計画	砂 防	土砂災害危険箇所カルテ整備率	100%	平成 29 年度	県地震防災戦略	地 域 防 災 力	防災普及啓発の実施回数	年40回	毎年	二	自主防災組織結成率	100%	平成 32 年度	後期基本計画	自主防災訓練実施率	64%	平成 32 年度	後期基本計画	備 蓄	食料備蓄率	100%	平成 32 年度	二	<p>第5節 減災目標</p> <p>1 減災目標</p> <p>千葉県では、想定地震による死者数や経済被害を概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。</p> <p>本市においても県に準じて「想定地震による死者数を半減させる」ことを目標とし、各種防災施策を推進する。</p> <p>2 減災施策</p> <p>前項の減災目標を達成するため、国土強靱化地域計画をはじめとする防災・減災関連の各種計画を推進するほか、各種災害対策マニュアルの実効性を確保する。</p> <p>(1) 予防対策による減災</p> <p>ア 住宅等の耐震化の促進</p>
分野	指 標	目標値	達成期限	備 考																																																
耐 震	住宅の耐震化率	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画																																																
	民間特定建築物の耐震化率	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画																																																
	市有建築物	90%	平成 27 年度	耐震改修促進計画																																																
	家具転倒防止対策実施率	65%	平成 30 年度	県地震防災戦略																																																
防 火	住宅用火災警報器の普及率	90%	平成 32 年度	後期基本計画																																																
砂 防	土砂災害危険箇所カルテ整備率	100%	平成 29 年度	県地震防災戦略																																																
地 域 防 災 力	防災普及啓発の実施回数	年40回	毎年	二																																																
	自主防災組織結成率	100%	平成 32 年度	後期基本計画																																																
	自主防災訓練実施率	64%	平成 32 年度	後期基本計画																																																
備 蓄	食料備蓄率	100%	平成 32 年度	二																																																

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>松戸市耐震改修促進計画を推進し、住宅等の耐震化率を向上させることで、地震による住宅被害、これに伴う人的被害及び経済被害を低減する。</u></p> <p><u>イ 自助力の向上</u></p> <p><u>家具の転倒防止対策、住宅用火災警報器の設置、その他防災知識の普及を市民に啓発し、自助の防災力を向上させることで、地震による家具の転倒、火災等による人的被害や経済被害を低減する。</u></p> <p><u>ウ 自主防災力の向上</u></p> <p><u>自主防災組織の結成、訓練を促進し、自助、共助による初期消火・救出等の自主防災力を向上させることで、地震による火災や人的被害を低減する。</u></p> <p><u>(2) 応急対策による減災</u></p> <p><u>ア 受援体制の構築</u></p> <p><u>松戸市災害時受援計画の実効性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって被災者の救助、救援を速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。</u></p> <p><u>イ 被災者支援体制の構築</u></p> <p><u>松戸市避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル、災害時物資供給マニュアルの実効性を確保し、災害時には被災者の生活支援を十分かつ速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。</u></p> <p><u>(3) 復旧・復興対策による減災</u></p> <p><u>ア 生活再建支援体制の構築</u></p> <p><u>松戸市災害時受援計画、震災廃棄物処理計画等の実行性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって罹災証明の発行、各種支援金の支給、被災家屋等のがれき処理を速やかに実施することで、経済被害を低減する。</u></p> <p><u>イ 早期復旧体制の構築</u></p> <p><u>松戸市災害時受援計画、震災廃棄物処理計画等の実行性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって公共インフラのがれき処理や復旧を速やかに実施することで、経済被害を低減する。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-25	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画</p> <p>1 防災組織の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 市職員</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画</p> <p>1 防災組織の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 市職員</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。<u>特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。</u></p>
震-27	<p>3 事業所防災体制の強化</p> <p>(1) 防火管理体制の強化</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p><u>また、高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。</u></p>	<p>3 事業所防災体制の強化</p> <p>(1) 防火管理体制の強化</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p><u>また、高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うよう指導する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p><u>また、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画を作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。</u></p>
震-28	<p>4 防災訓練の充実</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;">〈総合防災訓練の訓練項目例〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>東海地震予知情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>	<p>4 防災訓練の充実</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p style="text-align: center;">〈総合防災訓練の訓練項目例〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>南海トラフ地震関連情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達</u></p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> </div>
震-29	<p>(3) 自主防災組織等の防災訓練</p>	<p>(3) 自主防災組織等の防災訓練</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																																																																															
	<p>〈略〉</p> <p>イ 訓練災害補償等 自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、財団法人日本消防協会の「<u>防火防災訓練災害補償等共済制度</u>」により補償等を行う。</p>	<p>〈略〉</p> <p>イ 訓練災害補償等 自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、<u>松戸市市民活動総合保障制度</u>により補償等を行う。</p>																																																																																																															
	<p>5 防災広報の充実</p> <p>〈略〉</p> <p>〈広報手段と内容〉</p> <table border="1" data-bbox="226 528 1128 1318"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報まつど</td> <td>地域住民</td> <td>・地域防災計画の概要</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>町会・自治会</td> <td>・各防災機関の震災対策</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・DVD</td> <td>自主防災組織</td> <td>・地震に関する一般知識</td> </tr> <tr> <td>学級活動</td> <td>児童・生徒</td> <td>・出火の防止及び初期消火の心得</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>市職員</td> <td>・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得</td> </tr> <tr> <td>リーフレット</td> <td>学生</td> <td>・避難路、避難地</td> </tr> <tr> <td>ハザードマップ</td> <td>事業所</td> <td>・避難方法、避難時の心得</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>ボランティア</td> <td>・食料、救急用品等非常持出品の準備</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td></td> <td>・学校施設等の防災対策</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td></td> <td>・建物の耐震対策、家具の固定</td> </tr> <tr> <td>SNS（ツイッター、フェイスブック等）</td> <td></td> <td>・災害危険箇所</td> </tr> <tr> <td>松戸市ホームページ</td> <td></td> <td>・自主防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td></td> <td>・防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>広報車 等</td> <td></td> <td>・発災した災害の情報及び市の対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・応急救護の心得</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・要配慮者について</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・避難所の開設運営</td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報まつど	地域住民	・地域防災計画の概要	講演会	町会・自治会	・各防災機関の震災対策	ビデオ・DVD	自主防災組織	・地震に関する一般知識	学級活動	児童・生徒	・出火の防止及び初期消火の心得	パンフレット	市職員	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得	リーフレット	学生	・避難路、避難地	ハザードマップ	事業所	・避難方法、避難時の心得	テレビ	ボランティア	・食料、救急用品等非常持出品の準備	ラジオ		・学校施設等の防災対策	インターネット		・建物の耐震対策、家具の固定	SNS（ツイッター、フェイスブック等）		・災害危険箇所	松戸市ホームページ		・自主防災活動の実施	防災行政無線		・防災訓練の実施	広報車 等		・発災した災害の情報及び市の対応			・応急救護の心得			・要配慮者について			・避難所の開設運営	<p>5 防災広報の充実</p> <p>〈略〉</p> <p>〈広報手段と内容〉</p> <table border="1" data-bbox="1178 528 2080 1353"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報まつど</td> <td>地域住民</td> <td>・地域防災計画の概要</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>町会・自治会</td> <td>・各防災機関の震災対策</td> </tr> <tr> <td>ビデオ・DVD</td> <td>自主防災組織</td> <td>・地震に関する一般知識</td> </tr> <tr> <td>学級活動</td> <td>児童・生徒</td> <td>・出火の防止及び初期消火の心得</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>市職員</td> <td>・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得</td> </tr> <tr> <td>リーフレット</td> <td>学生</td> <td>・ハザードマップ（ゆれやすさ、液状化危険度）</td> </tr> <tr> <td>ハザードマップ</td> <td>事業所</td> <td>・避難路、避難場所、避難所</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>ボランティア</td> <td>・避難方法、避難時の心得</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td></td> <td>・食料、救急用品等非常持出品の準備</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td></td> <td>・学校施設等の防災対策</td> </tr> <tr> <td>SNS（ツイッター、フェイスブック等）</td> <td></td> <td>・建物の耐震対策、家具の固定</td> </tr> <tr> <td>松戸市ホームページ</td> <td></td> <td>・災害危険箇所</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td></td> <td>・自主防災活動の実施</td> </tr> <tr> <td>広報車 等</td> <td></td> <td>・防災訓練の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・発災した災害の情報及び市の対応</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・応急救護の心得</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・要配慮者について</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・避難所の開設運営</td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報まつど	地域住民	・地域防災計画の概要	講演会	町会・自治会	・各防災機関の震災対策	ビデオ・DVD	自主防災組織	・地震に関する一般知識	学級活動	児童・生徒	・出火の防止及び初期消火の心得	パンフレット	市職員	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得	リーフレット	学生	・ハザードマップ（ゆれやすさ、液状化危険度）	ハザードマップ	事業所	・避難路、避難場所、避難所	テレビ	ボランティア	・避難方法、避難時の心得	ラジオ		・食料、救急用品等非常持出品の準備	インターネット		・学校施設等の防災対策	SNS（ツイッター、フェイスブック等）		・建物の耐震対策、家具の固定	松戸市ホームページ		・災害危険箇所	防災行政無線		・自主防災活動の実施	広報車 等		・防災訓練の実施			・発災した災害の情報及び市の対応			・応急救護の心得			・要配慮者について			・避難所の開設運営
媒体	対象	内容																																																																																																															
広報まつど	地域住民	・地域防災計画の概要																																																																																																															
講演会	町会・自治会	・各防災機関の震災対策																																																																																																															
ビデオ・DVD	自主防災組織	・地震に関する一般知識																																																																																																															
学級活動	児童・生徒	・出火の防止及び初期消火の心得																																																																																																															
パンフレット	市職員	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得																																																																																																															
リーフレット	学生	・避難路、避難地																																																																																																															
ハザードマップ	事業所	・避難方法、避難時の心得																																																																																																															
テレビ	ボランティア	・食料、救急用品等非常持出品の準備																																																																																																															
ラジオ		・学校施設等の防災対策																																																																																																															
インターネット		・建物の耐震対策、家具の固定																																																																																																															
SNS（ツイッター、フェイスブック等）		・災害危険箇所																																																																																																															
松戸市ホームページ		・自主防災活動の実施																																																																																																															
防災行政無線		・防災訓練の実施																																																																																																															
広報車 等		・発災した災害の情報及び市の対応																																																																																																															
		・応急救護の心得																																																																																																															
		・要配慮者について																																																																																																															
		・避難所の開設運営																																																																																																															
媒体	対象	内容																																																																																																															
広報まつど	地域住民	・地域防災計画の概要																																																																																																															
講演会	町会・自治会	・各防災機関の震災対策																																																																																																															
ビデオ・DVD	自主防災組織	・地震に関する一般知識																																																																																																															
学級活動	児童・生徒	・出火の防止及び初期消火の心得																																																																																																															
パンフレット	市職員	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得																																																																																																															
リーフレット	学生	・ハザードマップ（ゆれやすさ、液状化危険度）																																																																																																															
ハザードマップ	事業所	・避難路、避難場所、避難所																																																																																																															
テレビ	ボランティア	・避難方法、避難時の心得																																																																																																															
ラジオ		・食料、救急用品等非常持出品の準備																																																																																																															
インターネット		・学校施設等の防災対策																																																																																																															
SNS（ツイッター、フェイスブック等）		・建物の耐震対策、家具の固定																																																																																																															
松戸市ホームページ		・災害危険箇所																																																																																																															
防災行政無線		・自主防災活動の実施																																																																																																															
広報車 等		・防災訓練の実施																																																																																																															
		・発災した災害の情報及び市の対応																																																																																																															
		・応急救護の心得																																																																																																															
		・要配慮者について																																																																																																															
		・避難所の開設運営																																																																																																															

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後												
震-31	<p>第2節 地盤災害予防計画 【計画の指針】</p> <p>本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所が75箇所あり、そのうち8箇所が区域に指定され保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 土砂災害の防止 (1) 土砂災害の防止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>市は指定された区域における警戒避難体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第2節 地盤災害予防計画 【計画の指針】</p> <p>本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 土砂災害の防止 (1) 土砂災害の防止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>市は指定された区域における警戒避難体制を整備するほか、区域にかかる要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を推進する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>												
震-32	<p>(3) 宅地造成地災害の防止</p> <p>地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の位置、規模等を特定し、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第20条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。</p>	<p>(3) 宅地造成地災害の防止</p> <p>地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成宅地の位置、規模等を特定し、マップ等による公表を行うことで住民の宅地被害に対する関心を高め、事前対策を促すほか、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第20条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。</p>												
震-33	<p>第3節 都市防災計画 【計画の指針】</p> <p>プレート境界の地震の被害想定では、市内の約350棟の建物が全壊し、約5件の炎上出火が発生するおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="215 1299 1144 1422"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 建築物等の</td> <td>街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県水道局、</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		7 建築物等の	街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県水道局、	<p>第3節 都市防災計画 【計画の指針】</p> <p>地震の被害想定では、市内の約4,000棟の建物が全壊し、約49件の炎上出火が発生するおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1167 1299 2096 1422"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 建築物等の</td> <td>街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		7 建築物等の	街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、
項目	担当													
〈略〉														
7 建築物等の	街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県水道局、													
項目	担当													
〈略〉														
7 建築物等の	街づくり部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、													

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後	
	耐震化	東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	耐震化	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
	<p>1 出火防止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、<u>共同防火管理体制が確立される</u>ように指導するとともに、災害時には<u>事業所の共同防火管理協議会</u>が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p>		<p>1 出火防止</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、<u>統括防火管理者を選任する</u>ように指導するとともに、災害時には<u>統括防火管理者</u>が中心となった<u>建築物全体</u>の防災体制がとれるように指導する。</p>	
震-34	<p>ウ 防災管理者制度の普及</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>さらに、消防計画及び<u>共同防災管理の協議事項</u>に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。</p>		<p>ウ 防災管理者制度の普及</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>さらに、消防計画及び<u>統括防火管理者の指示</u>に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。</p>	
震-37	<p>7 建築物等の耐震化</p> <p>(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画(平成20年)を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベース化について検討する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(4) 公共建築物の設備の耐震化</p> <p>市有建築物は、<u>市有建築物の耐震化整備プログラム</u>に基づいて、震災時の応急活動拠点である建築物を優先して耐震改修を進める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>		<p>7 建築物等の耐震化</p> <p>(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画(令和2年3月改定)を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベース化について検討する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(4) 公共建築物の設備の耐震化</p> <p>市有建築物は、<u>松戸市市有建築物耐震対策要綱</u>に基づいて、震災時の応急活動拠点である建築物を優先して耐震改修を進める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	
震-39	<p>第4節 防災体制の整備計画</p> <p>【計画の指針】</p>		<p>第4節 防災体制の整備計画</p> <p>【計画の指針】</p>	

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後										
	<p>プレート境界の地震の被害想定では、約8割が断水し、避難所収容者数は6万人以上に上るおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="230 355 1131 440"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 355 719 395">項目</th> <th data-bbox="719 355 1131 395">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 395 719 440">〈略〉</td> <td data-bbox="719 395 1131 440"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		<p>被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1182 355 2080 480"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 355 1671 395">項目</th> <th data-bbox="1671 355 2080 395">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 395 1671 440">〈略〉</td> <td data-bbox="1671 395 2080 440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 440 1671 480">7 業務継続・女性視点の防災体制の充実</td> <td data-bbox="1671 440 2080 480">本部事務局、総務部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		7 業務継続・女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部
項目	担当											
〈略〉												
項目	担当											
〈略〉												
7 業務継続・女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部											
震-40	<p>2 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>(1) 食料・飲料水等の備蓄</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>ア 住民の備蓄</p> <p>住民は、災害発生後、3日間から1週間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>エ 市の備蓄</p> <p>備蓄の対象人口を61,218人（プレート境界の地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、1日分の食料（183,654食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。</p>	<p>2 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>(1) 食料・飲料水等の備蓄</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>ア 住民の備蓄</p> <p>住民は、災害発生後、最低3日間、できるだけ1週間以上は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>エ 市の備蓄</p> <p>備蓄の対象人口を14,000人（想定地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、3日分の食料の7割（88,200食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。</p>										
震-41	<p>3 応急医療体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 医薬品等の確保体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>※流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市立病院と交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市立病院で使用する。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>3 応急医療体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(3) 医薬品等の確保体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>※流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市総合医療センターと交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市総合医療センターで使用する。</p> <p>(4) 非常電源の整備促進</p> <p>大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。</p>										
震-42	<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>7 業務継続・女性視点の防災体制の充実</p> <p>(1) 業務継続体制の確保</p> <p>災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下</p>										

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>記の重要事項を明確にした業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ③ 電気・水・食料等の確保 ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ⑤ 重要な行政データのバックアップ ⑥ 非常時優先業務の整理 </div> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>(2) 女性視点の防災体制の充実</p> <p>災害対策において女性や子育て世代のニーズに適切に対応できるよう次の取組を推進し、防災計画等の検討段階における女性の参画、女性や子育て世代のニーズに対応できる体制や環境を充実させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災関連の調査において、女性視点の調査項目、問題分析、課題検討を実施 ② 災害対策に関する検討会議、委員会等に女性委員、女性部会を確保 ③ 防災訓練や防災講習において、女性視点の災害対応に必要な知識、ノウハウ、スキルを習得、普及する機会を確保 ④ 自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保 ⑤ 避難所等に男女別の更衣室・トイレ、授乳室等を確保 ⑥ 避難所等に女性用下着、生理用品などの衛生用品、妊産婦マットなどを備蓄 ⑦ 災害時は避難所等に女性相談窓口、女性職員を配備 </div> <p>また、女性防災リーダーや女性防災の担い手を育成するため、女性センターゆうまつど、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-44	<p>第5節 避難体制整備計画 【計画の指針】 <u>プレート境界の地震の被害想定では、約5件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で6万人以上と予測される。</u> 延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。</p> <p>1 避難場所等の指定・整備 (1) 避難場所等の指定 <略></p> <p>ア 避難場所 災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。災害対策基本法の指定緊急避難場所の基準に適合する施設で、公園や公共空地等を、指定する。</p> <p>(2) 避難施設の整備 <略></p> <p>ア 避難所に指定した建物については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。</p> <p>ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。</p>	<p>第5節 避難体制整備計画 【計画の指針】 <u>被害想定では、約49件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で1.4万人と予測される。</u> 延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。</p> <p>1 避難場所等の指定・整備 (1) 避難場所等の指定 <略> <u>なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。</u></p> <p>ア 避難場所 災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。災害対策基本法の指定緊急避難場所の基準に適合する施設で、<u>地震や火災については公園や公共空地等を、洪水や土砂災害については学校、市民センター等を指定する。</u></p> <p>(2) 避難施設の整備 <略></p> <p>ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、<u>冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難室の確保に努める。</u></p> <p>ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。<u>また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>エ 被災者のプライバシー及び安全の確保、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。</p> <p>オ 福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</p>	<p>エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明等）、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。</p> <p>オ <u>一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</u></p> <p>カ <u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p>
震-45	<p>(3) 避難所運営方針</p> <p>ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「<u>避難所開設・運営マニュアル(平成25年10月)</u>」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。</p>	<p>(3) 避難所運営方針</p> <p>ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「<u>避難所開設・運営マニュアル(令和2年7月)</u>」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。</p>
	<p>3 避難体制の周知</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>松戸市防災マップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項等について周知する。</p> <p>(4) 避難場所標識の設置</p> <p>指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。</p>	<p>3 避難体制の周知</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>松戸市防災マップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（<u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど</u>）等について周知する。</p> <p>(4) <u>避難所・避難場所標識の設置</u></p> <p><u>指定避難所・指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。</u></p>
震-49	<p>第7節 要配慮者対策</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>1 避難行動用意支援者に対する対応</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>イ 避難行動要支援者の定義</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p>	<p>第7節 要配慮者対策</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>1 避難行動用意支援者に対する対応</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p> <p>イ 避難行動要支援者の定義</p> <p style="text-align: right;">〈略〉</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																								
		<p>利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。</p> <p style="text-align: right;">【資料編 浸水想定区域等にかかる要配慮者利用施設一覧】</p>																								
震-54	<p>第8節 帰宅困難者等対策</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 一斉帰宅の抑制</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 安否確認方法の事前周知 災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。</p>	<p>第8節 帰宅困難者等対策</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 一斉帰宅の抑制</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 安否確認方法の事前周知 災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板、J-anpi、ツイッター・FacebookなどのSNS等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。</p>																								
震-59	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 市職員の配備</p> <p>(1) 配備基準</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;">〈市職員の配備基準〉</p> <table border="1" data-bbox="215 1031 1144 1406"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">情報体制等強化</td> <td>①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td>警戒配備</td> <td>①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>第1配備</td> <td>①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき【自動配備】 ③その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき【自動配備】 ③その他、市長が必要と認めたとき	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>1 市職員の配備</p> <p>(1) 配備基準</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;">〈市職員の配備基準〉</p> <table border="1" data-bbox="1167 999 2092 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2">配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">情報体制等強化</td> <td>①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td>警戒配備</td> <td>①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部</td> <td>第1配備</td> <td>①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制		配備基準	情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
配備体制		配備基準																								
情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																								
警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき																								
災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき【自動配備】 ③その他、市長が必要と認めたとき																								
配備体制		配備基準																								
情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																								
警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき																								
災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき																								

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前						修正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	第2 配備	①市域で震度6弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき				第2 配備	①市域で震度6弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	第3 配備	①市域で震度6強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき				第3 配備	①市域で震度6強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
震-60	(2) 職員の動員 <div style="text-align: center;"> <p>〈略〉</p> <p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本部組織名</th> <th rowspan="2">情報体制等</th> <th rowspan="2">警戒</th> <th colspan="3">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">災害対策本部事務局</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調整班</td> <td>※</td> <td rowspan="2">12人</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>情報・運用支援班</td> <td>※</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局</td> <td>二</td> <td>3人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>二</td> <td>7人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局</td> <td>二</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>二</td> <td>5人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査班</td> <td>二</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>20人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>6人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課</td> <td>二</td> <td>10人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課</td> <td>二</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課</td> <td>二</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>40人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>40人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>15人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>6人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院部</td> <td>事務局</td> <td rowspan="2">二</td> <td rowspan="2">※</td> <td colspan="3" rowspan="2">別途計画</td> </tr> <tr> <td>病院1班</td> </tr> </tbody> </table> </div>						本部組織名		情報体制等	警戒	災害対策本部			部	班	第1	第2	第3	災害対策本部事務局		1/2	全員	全員	全員	全員	総務部	調整班	※	12人	1/2	全員	全員	情報・運用支援班	※	1/2	全員	全員	広報部	事務局	二	3人	1/3	2/3	全員	構成員	二	7人	1/3	2/3	全員	財務部	事務局	二	※	1/3	2/3	全員	財務班	二	5人	1/3	2/3	全員		調査班	二	※	1/3	2/3	全員	市民部	構成課	※	20人	1/3	2/3	全員	経済振興部	構成課	※	6人	1/3	2/3	全員	環境部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	福祉1部	構成課	二	10人	1/3	2/3	全員	福祉2部	構成課	二	※	1/3	2/3	全員	保健医療部	構成課	二	※	1/3	2/3	全員	都市部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員	建設部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員	教育1部	構成課	※	15人	1/3	2/3	全員	教育2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	水道部	構成課	※	6人	1/2	2/3	全員	病院部	事務局	二	※	別途計画			病院1班	(2) 職員の動員 <div style="text-align: center;"> <p>〈略〉</p> <p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">本部組織名</th> <th rowspan="2">情報体制等</th> <th rowspan="2">警戒</th> <th colspan="3">災害対策本部</th> </tr> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>第1</th> <th>第2</th> <th>第3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">災害対策本部事務局</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調整班</td> <td>※</td> <td rowspan="2">12人</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>情報・運用支援班</td> <td>※</td> <td>1/2</td> <td>全員</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局</td> <td>※</td> <td>3人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>※</td> <td>7人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>※</td> <td>5人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査班</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>20人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>6人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>10人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>40人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>40人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>15人</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課</td> <td>※</td> <td>6人</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院部</td> <td>事務局</td> <td rowspan="2">※</td> <td rowspan="2">※</td> <td colspan="3" rowspan="2">別途計画</td> </tr> <tr> <td>病院1班</td> </tr> </tbody> </table> </div>						本部組織名		情報体制等	警戒	災害対策本部			部	班	第1	第2	第3	災害対策本部事務局		1/2	全員	全員	全員	全員	総務部	調整班	※	12人	1/2	全員	全員	情報・運用支援班	※	1/2	全員	全員	広報部	事務局	※	3人	1/3	2/3	全員	構成員	※	7人	1/3	2/3	全員	財務部	事務局	※	※	1/3	2/3	全員	財務班	※	5人	1/3	2/3	全員		調査班	※	※	1/3	2/3	全員	市民部	構成課	※	20人	1/3	2/3	全員	経済振興部	構成課	※	6人	1/3	2/3	全員	環境部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	福祉1部	構成課	※	10人	1/3	2/3	全員	福祉2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	保健医療部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	都市部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員	建設部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員	教育1部	構成課	※	15人	1/3	2/3	全員	教育2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員	水道部	構成課	※	6人	1/2	2/3	全員	病院部	事務局	※	※	別途計画			病院1班
本部組織名		情報体制等	警戒	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
部	班			第1	第2	第3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
災害対策本部事務局		1/2	全員	全員	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
総務部	調整班	※	12人	1/2	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報・運用支援班	※		1/2	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
広報部	事務局	二	3人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	構成員	二	7人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
財務部	事務局	二	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	財務班	二	5人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	調査班	二	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
市民部	構成課	※	20人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
経済振興部	構成課	※	6人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
環境部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
福祉1部	構成課	二	10人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
福祉2部	構成課	二	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健医療部	構成課	二	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
都市部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建設部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
教育1部	構成課	※	15人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
教育2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水道部	構成課	※	6人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
病院部	事務局	二	※	別途計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	病院1班																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本部組織名		情報体制等	警戒	災害対策本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
部	班			第1	第2	第3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
災害対策本部事務局		1/2	全員	全員	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
総務部	調整班	※	12人	1/2	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	情報・運用支援班	※		1/2	全員	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
広報部	事務局	※	3人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	構成員	※	7人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
財務部	事務局	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	財務班	※	5人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	調査班	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
市民部	構成課	※	20人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
経済振興部	構成課	※	6人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
環境部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
福祉1部	構成課	※	10人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
福祉2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
保健医療部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
都市部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建設部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
教育1部	構成課	※	15人	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
教育2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
水道部	構成課	※	6人	1/2	2/3	全員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
病院部	事務局	※	※	別途計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	病院1班																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前					修正後				
		病院2班					病院2班			
		応援班				消 防 局	構成課		別途計画	全員
	消 防 局	構成課		別途計画	全員	(注1) 「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。 (注2) 表中の人数は目安であり、状況によって増減する。				
震-63	2 市本部等の設置 (3) 災害対策本部 イ 設置基準及び時間 (イ) <u>東海地震予知情報（警戒宣言）</u> が発表されたとき【自動設置】					2 市本部等の設置 (3) 災害対策本部 イ 設置基準及び時間 (イ) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> が発表されたとき【自動設置】				
震-65	(5) 現地災害対策本部の設置 ア <u>避難準備情報</u> の発表					(5) 現地災害対策本部の設置 ア <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発表				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																																																																																																										
震-66	<p style="text-align: center;">(災害対策本部の組織体系)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">《本部長》</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>各部長・各局長</td> </tr> <tr> <td>対策本部事務局</td> <td>総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総務部 行政経営課</td> <td>調整班</td> <td>行政経営課、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報・運用支援班</td> <td>総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課</td> </tr> <tr> <td>広報部 政策推進課</td> <td></td> <td>議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・創生課</td> </tr> <tr> <td>財務部 財政課</td> <td>財務班</td> <td>会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査班</td> <td>税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課</td> </tr> <tr> <td>市民部 市民自治課</td> <td></td> <td>市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所</td> </tr> <tr> <td>経済振興部 商工振興課</td> <td></td> <td>文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>環境部 環境政策課</td> <td></td> <td>環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>福祉1部 高齢者支援課</td> <td></td> <td>国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館</td> </tr> <tr> <td>福祉2部 子ども政策課</td> <td></td> <td>子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課</td> </tr> <tr> <td>保健医療部 健康福祉政策</td> <td></td> <td>地域医療課・地域福祉課・健康推進課</td> </tr> <tr> <td>都市部 都市計画課</td> <td></td> <td>街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課</td> </tr> <tr> <td>建設部 建設総務課</td> <td></td> <td>道づくり課・道路維持課・河川清流課・下水道整備課・下水道維持課</td> </tr> <tr> <td>教育1部 教育企画課</td> <td></td> <td>教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館</td> </tr> <tr> <td>教育2部 学務課</td> <td></td> <td>指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校</td> </tr> <tr> <td>水道部 総務課</td> <td></td> <td>水)工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>病院部 経営企画課</td> <td>病院1班</td> <td>市立病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院2班</td> <td>東松戸病院</td> </tr> <tr> <td>消防局 消防企画課</td> <td></td> <td>消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署</td> </tr> </table>	《本部長》		本部長	市長	副本部長	副市長	本部長	教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長	本部長	各部長・各局長	対策本部事務局	総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者	総務部 行政経営課	調整班	行政経営課、		情報・運用支援班	総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課	広報部 政策推進課		議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・創生課	財務部 財政課	財務班	会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課		調査班	税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課	市民部 市民自治課		市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所	経済振興部 商工振興課		文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局	環境部 環境政策課		環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	福祉1部 高齢者支援課		国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館	福祉2部 子ども政策課		子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課	保健医療部 健康福祉政策		地域医療課・地域福祉課・健康推進課	都市部 都市計画課		街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課	建設部 建設総務課		道づくり課・道路維持課・河川清流課・下水道整備課・下水道維持課	教育1部 教育企画課		教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館	教育2部 学務課		指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校	水道部 総務課		水)工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局	病院部 経営企画課	病院1班	市立病院		病院2班	東松戸病院	消防局 消防企画課		消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署	<p style="text-align: center;">(災害対策本部の組織体系)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">《本部長》</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>各部長・各局長</td> </tr> <tr> <td>対策本部事務局</td> <td>総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>総務部 行政経営課</td> <td>調整班</td> <td>行政経営課、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報・運用支援班</td> <td>総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>広報部 政策推進課</td> <td></td> <td>議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・地域創生課・東京オリンピック・パラリンピック推進</td> </tr> <tr> <td>財務部 財政課</td> <td>財務班</td> <td>会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査班</td> <td>税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課</td> </tr> <tr> <td>市民部 市民自治課</td> <td></td> <td>市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所</td> </tr> <tr> <td>経済振興部 商工振興課</td> <td></td> <td>文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>環境部 環境政策課</td> <td></td> <td>環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター</td> </tr> <tr> <td>福祉1部 高齢者支援課</td> <td></td> <td>国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館</td> </tr> <tr> <td>福祉2部 子ども政策課</td> <td></td> <td>子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課</td> </tr> <tr> <td>保健医療部 健康福祉政策</td> <td></td> <td>地域医療課・地域福祉課・健康推進課</td> </tr> <tr> <td>都市部 都市計画課</td> <td></td> <td>街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課</td> </tr> <tr> <td>建設部 建設総務課</td> <td></td> <td>道路建設課・道路維持課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課</td> </tr> <tr> <td>教育1部 教育企画課</td> <td></td> <td>教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館</td> </tr> <tr> <td>教育2部 学務課</td> <td></td> <td>指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校</td> </tr> <tr> <td>水道部 総務課</td> <td></td> <td>水)工務課</td> </tr> <tr> <td>病院部 経営企画課</td> <td>病院1班</td> <td>松戸市立総合医療センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院2班</td> <td>東松戸病院</td> </tr> <tr> <td>消防局 消防企画課</td> <td></td> <td>消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署</td> </tr> </table>	《本部長》		本部長	市長	副本部長	副市長	本部長	教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長	本部長	各部長・各局長	対策本部事務局	総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者	総務部 行政経営課	調整班	行政経営課、		情報・運用支援班	総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局	広報部 政策推進課		議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・地域創生課・東京オリンピック・パラリンピック推進	財務部 財政課	財務班	会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課		調査班	税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課	市民部 市民自治課		市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所	経済振興部 商工振興課		文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局	環境部 環境政策課		環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	福祉1部 高齢者支援課		国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館	福祉2部 子ども政策課		子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課	保健医療部 健康福祉政策		地域医療課・地域福祉課・健康推進課	都市部 都市計画課		街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課	建設部 建設総務課		道路建設課・道路維持課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課	教育1部 教育企画課		教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館	教育2部 学務課		指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校	水道部 総務課		水)工務課	病院部 経営企画課	病院1班	松戸市立総合医療センター		病院2班	東松戸病院	消防局 消防企画課		消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署
《本部長》																																																																																																																																												
本部長	市長																																																																																																																																											
副本部長	副市長																																																																																																																																											
本部長	教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長																																																																																																																																											
本部長	各部長・各局長																																																																																																																																											
対策本部事務局	総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者																																																																																																																																											
総務部 行政経営課	調整班	行政経営課、																																																																																																																																										
	情報・運用支援班	総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課																																																																																																																																										
広報部 政策推進課		議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・創生課																																																																																																																																										
財務部 財政課	財務班	会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課																																																																																																																																										
	調査班	税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課																																																																																																																																										
市民部 市民自治課		市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所																																																																																																																																										
経済振興部 商工振興課		文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局																																																																																																																																										
環境部 環境政策課		環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター																																																																																																																																										
福祉1部 高齢者支援課		国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館																																																																																																																																										
福祉2部 子ども政策課		子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課																																																																																																																																										
保健医療部 健康福祉政策		地域医療課・地域福祉課・健康推進課																																																																																																																																										
都市部 都市計画課		街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課																																																																																																																																										
建設部 建設総務課		道づくり課・道路維持課・河川清流課・下水道整備課・下水道維持課																																																																																																																																										
教育1部 教育企画課		教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館																																																																																																																																										
教育2部 学務課		指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校																																																																																																																																										
水道部 総務課		水)工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局																																																																																																																																										
病院部 経営企画課	病院1班	市立病院																																																																																																																																										
	病院2班	東松戸病院																																																																																																																																										
消防局 消防企画課		消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署																																																																																																																																										
《本部長》																																																																																																																																												
本部長	市長																																																																																																																																											
副本部長	副市長																																																																																																																																											
本部長	教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会事務局長																																																																																																																																											
本部長	各部長・各局長																																																																																																																																											
対策本部事務局	総務部長、危機管理課長、危機管理課職員及び災害対策室勤務職員、本部長が指名する者																																																																																																																																											
総務部 行政経営課	調整班	行政経営課、																																																																																																																																										
	情報・運用支援班	総務課・人事課・情報政策課・男女共同参画課・選挙管理委員会事務局・監査委員会事務局																																																																																																																																										
広報部 政策推進課		議)庶務課・議事調査課・すぐやる課・公共施設再編課・秘書課・広報広聴課・地域創生課・東京オリンピック・パラリンピック推進																																																																																																																																										
財務部 財政課	財務班	会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課																																																																																																																																										
	調査班	税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課																																																																																																																																										
市民部 市民自治課		市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東部支所																																																																																																																																										
経済振興部 商工振興課		文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局																																																																																																																																										
環境部 環境政策課		環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター																																																																																																																																										
福祉1部 高齢者支援課		国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館																																																																																																																																										
福祉2部 子ども政策課		子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課																																																																																																																																										
保健医療部 健康福祉政策		地域医療課・地域福祉課・健康推進課																																																																																																																																										
都市部 都市計画課		街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課																																																																																																																																										
建設部 建設総務課		道路建設課・道路維持課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課																																																																																																																																										
教育1部 教育企画課		教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館																																																																																																																																										
教育2部 学務課		指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校																																																																																																																																										
水道部 総務課		水)工務課																																																																																																																																										
病院部 経営企画課	病院1班	松戸市立総合医療センター																																																																																																																																										
	病院2班	東松戸病院																																																																																																																																										
消防局 消防企画課		消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・各消防署																																																																																																																																										

神戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																																																																																		
震-67	<p style="text-align: center;">(部・班の構成と所掌業務)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部 名 部 長 事務局 他構成課</th> <th style="width: 15%;">班 名 班 長 他構成課</th> <th style="width: 70%;">所 掌 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">対策本部事務局 総務部長</td> <td rowspan="5">危機管理課長 危機管理課等</td> <td>○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○県等への応援要請、連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○避難勧告等の発令に関する事</td> </tr> <tr> <td>○防災無線等の通信統制に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害対策の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">総務部 総務部長 行政経営課</td> <td rowspan="2">調整班 行政経営課長</td> <td>○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○本部指令の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">情報・運用支援班 総務課長</td> <td>○情報収集・処理・伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民からの通報等の受信に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害状況の記録に関する事</td> </tr> <tr> <td>○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事</td> </tr> <tr> <td>○職員等の給食に関する事</td> </tr> <tr> <td>○他自治体等の応援職員の受入れ</td> </tr> <tr> <td>○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)</td> </tr> <tr> <td>○報道機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">広報部 総合政策部長 政策推進課</td> <td rowspan="10"></td> <td>○広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○市議会との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害視察等の対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害復興計画の策定に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害対策関係予算その他財務に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事</td> </tr> <tr> <td>○車両と燃料の確保・管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>○緊急通行車両の届出に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">財務部 財務部長 財政課</td> <td rowspan="2">財務班 会計管理者</td> <td>○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">調査班 税制課長</td> <td>○被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事</td> </tr> <tr> <td>○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市民部 市民部長 市民自治課</td> <td rowspan="10"></td> <td>○避難所運営・管理の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>○各地域の災害情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の安否情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○外国人の安否確認、避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>○防犯に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害相談窓口の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所</td> </tr> </tbody> </table>	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事	○県等への応援要請、連絡調整に関する事	○避難勧告等の発令に関する事	○防災無線等の通信統制に関する事	○災害対策の総合調整に関する事	総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事	○本部指令の伝達に関する事	情報・運用支援班 総務課長	○情報収集・処理・伝達に関する事	○住民からの通報等の受信に関する事	○災害状況の記録に関する事	○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事	○職員等の給食に関する事	○他自治体等の応援職員の受入れ	○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)	○報道機関との連絡調整に関する事	広報部 総合政策部長 政策推進課		○広報に関する事	○市議会との連絡調整に関する事	○本部長の秘書に関する事	○災害視察等の対応に関する事	○災害復興計画の策定に関する事	○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事	○災害対策関係予算その他財務に関する事	○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事	○車両と燃料の確保・管理に関する事	○緊急通行車両の届出に関する事	財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者	○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事	○住民の避難誘導に関する事	調査班 税制課長	○被害状況調査に関する事	○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事	○住民の避難誘導に関する事	○被害状況調査に関する事	○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事	○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課	市民部 市民部長 市民自治課		○避難所運営・管理の総括に関する事	○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事	○各地域の災害情報に関する事	○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事	○住民の安否情報に関する事	○外国人の安否確認、避難支援に関する事	○防犯に関する事	○災害相談窓口の設置・運営に関する事	○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所	<p style="text-align: center;">(部・班の構成と所掌業務)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部 名 部 長 事務局 他構成課</th> <th style="width: 15%;">班 名 班 長 他構成課</th> <th style="width: 70%;">所 掌 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">対策本部事務局 総務部長</td> <td rowspan="5">危機管理課長 危機管理課等</td> <td>○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○県等への応援要請、連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○避難勧告等の発令に関する事</td> </tr> <tr> <td>○防災無線等の通信統制に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害対策の総合調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">総務部 総務部長 行政経営課</td> <td rowspan="2">調整班 行政経営課長</td> <td>○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○本部指令の伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">情報・運用支援班 総務課長</td> <td>○情報収集・処理・伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民からの通報等の受信に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害状況の記録に関する事</td> </tr> <tr> <td>○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事</td> </tr> <tr> <td>○職員等の給食に関する事</td> </tr> <tr> <td>○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)</td> </tr> <tr> <td>○報道機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">広報部 総合政策部長 政策推進課</td> <td rowspan="10"></td> <td>○広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○市議会との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>○本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害視察等の対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害復興計画の策定に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害対策関係予算その他財務に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事</td> </tr> <tr> <td>○車両と燃料の確保・管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>○緊急通行車両の届出に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">財務部 財務部長 財政課</td> <td rowspan="2">財務班 会計管理者</td> <td>○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">調査班 税制課長</td> <td>○被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事</td> </tr> <tr> <td>○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市民部 市民部長 市民自治課</td> <td rowspan="10"></td> <td>○避難所運営・管理の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>○各地域の災害情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>○住民の安否情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>○外国人の安否確認、避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>○防犯に関する事</td> </tr> <tr> <td>○災害相談窓口の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所</td> </tr> </tbody> </table>	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事	○県等への応援要請、連絡調整に関する事	○避難勧告等の発令に関する事	○防災無線等の通信統制に関する事	○災害対策の総合調整に関する事	総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事	○本部指令の伝達に関する事	情報・運用支援班 総務課長	○情報収集・処理・伝達に関する事	○住民からの通報等の受信に関する事	○災害状況の記録に関する事	○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事	○職員等の給食に関する事	○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事	○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)	○報道機関との連絡調整に関する事	広報部 総合政策部長 政策推進課		○広報に関する事	○市議会との連絡調整に関する事	○本部長の秘書に関する事	○災害視察等の対応に関する事	○災害復興計画の策定に関する事	○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事	○災害対策関係予算その他財務に関する事	○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事	○車両と燃料の確保・管理に関する事	○緊急通行車両の届出に関する事	財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者	○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事	○住民の避難誘導に関する事	調査班 税制課長	○被害状況調査に関する事	○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事	○住民の避難誘導に関する事	○被害状況調査に関する事	○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事	○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課	市民部 市民部長 市民自治課		○避難所運営・管理の総括に関する事	○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事	○各地域の災害情報に関する事	○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事	○住民の安否情報に関する事	○外国人の安否確認、避難支援に関する事	○防犯に関する事	○災害相談窓口の設置・運営に関する事	○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所
部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務																																																																																																																		
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事																																																																																																																		
		○県等への応援要請、連絡調整に関する事																																																																																																																		
		○避難勧告等の発令に関する事																																																																																																																		
		○防災無線等の通信統制に関する事																																																																																																																		
		○災害対策の総合調整に関する事																																																																																																																		
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事																																																																																																																		
		○本部指令の伝達に関する事																																																																																																																		
	情報・運用支援班 総務課長	○情報収集・処理・伝達に関する事																																																																																																																		
		○住民からの通報等の受信に関する事																																																																																																																		
		○災害状況の記録に関する事																																																																																																																		
		○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事																																																																																																																		
		○職員等の給食に関する事																																																																																																																		
		○他自治体等の応援職員の受入れ																																																																																																																		
		○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)																																																																																																																		
		○報道機関との連絡調整に関する事																																																																																																																		
広報部 総合政策部長 政策推進課		○広報に関する事																																																																																																																		
		○市議会との連絡調整に関する事																																																																																																																		
		○本部長の秘書に関する事																																																																																																																		
		○災害視察等の対応に関する事																																																																																																																		
		○災害復興計画の策定に関する事																																																																																																																		
		○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事																																																																																																																		
		○災害対策関係予算その他財務に関する事																																																																																																																		
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事																																																																																																																		
		○車両と燃料の確保・管理に関する事																																																																																																																		
		○緊急通行車両の届出に関する事																																																																																																																		
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者	○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事																																																																																																																		
		○住民の避難誘導に関する事																																																																																																																		
	調査班 税制課長	○被害状況調査に関する事																																																																																																																		
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事																																																																																																																		
		○住民の避難誘導に関する事																																																																																																																		
		○被害状況調査に関する事																																																																																																																		
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事																																																																																																																		
		○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課																																																																																																																		
		市民部 市民部長 市民自治課		○避難所運営・管理の総括に関する事																																																																																																																
				○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事																																																																																																																
○各地域の災害情報に関する事																																																																																																																				
○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事																																																																																																																				
○住民の安否情報に関する事																																																																																																																				
○外国人の安否確認、避難支援に関する事																																																																																																																				
○防犯に関する事																																																																																																																				
○災害相談窓口の設置・運営に関する事																																																																																																																				
○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所																																																																																																																				
部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課			所 掌 業 務																																																																																																																
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事																																																																																																																		
		○県等への応援要請、連絡調整に関する事																																																																																																																		
		○避難勧告等の発令に関する事																																																																																																																		
		○防災無線等の通信統制に関する事																																																																																																																		
		○災害対策の総合調整に関する事																																																																																																																		
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局(統括課)との調整に関する事																																																																																																																		
		○本部指令の伝達に関する事																																																																																																																		
	情報・運用支援班 総務課長	○情報収集・処理・伝達に関する事																																																																																																																		
		○住民からの通報等の受信に関する事																																																																																																																		
		○災害状況の記録に関する事																																																																																																																		
		○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事																																																																																																																		
		○職員等の給食に関する事																																																																																																																		
		○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事																																																																																																																		
		○災害復興計画の策定に関する事(当初の取りまとめ)																																																																																																																		
		○報道機関との連絡調整に関する事																																																																																																																		
広報部 総合政策部長 政策推進課		○広報に関する事																																																																																																																		
		○市議会との連絡調整に関する事																																																																																																																		
		○本部長の秘書に関する事																																																																																																																		
		○災害視察等の対応に関する事																																																																																																																		
		○災害復興計画の策定に関する事																																																																																																																		
		○災害相談窓口(市役所本庁舎)の設置・運営に関する事																																																																																																																		
		○災害対策関係予算その他財務に関する事																																																																																																																		
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事																																																																																																																		
		○車両と燃料の確保・管理に関する事																																																																																																																		
		○緊急通行車両の届出に関する事																																																																																																																		
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者	○市有施設の利用調整(仮設用地、仮置場等)に関する事																																																																																																																		
		○住民の避難誘導に関する事																																																																																																																		
	調査班 税制課長	○被害状況調査に関する事																																																																																																																		
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事																																																																																																																		
		○住民の避難誘導に関する事																																																																																																																		
		○被害状況調査に関する事																																																																																																																		
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事																																																																																																																		
		○税制課・市民税課・固定資産税課・収納課・債権管理課																																																																																																																		
		市民部 市民部長 市民自治課		○避難所運営・管理の総括に関する事																																																																																																																
				○地区(本庁管轄2・支所管轄8)毎の避難所総括に関する事																																																																																																																
○各地域の災害情報に関する事																																																																																																																				
○避難所(市民センター、女性センター、勤労会館)の開設・運営支援に関する事																																																																																																																				
○住民の安否情報に関する事																																																																																																																				
○外国人の安否確認、避難支援に関する事																																																																																																																				
○防犯に関する事																																																																																																																				
○災害相談窓口の設置・運営に関する事																																																																																																																				
○市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新神戸支所・矢切支所・東部支所																																																																																																																				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前			修正後		
震-68	<p>部 名 部 長 事務局 他構成課</p> <p>経済振興部 経済振興部長 商工振興課</p> <p>文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局</p> <p>環境部 環境部長 環境政策課</p> <p>環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・グリーンセンター・東部グリーンセンター・日暮グリーンセンター・和名ヶ谷グリーンセンター</p> <p>保健医療部 健康福祉部長 健康福祉政策課</p> <p>地域医療課・地域福祉課・健康推進課</p> <p>福祉1部 福祉長寿部長 高齢者支援課</p> <p>国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館</p> <p>福祉2部 子ども部長 子ども政策課</p> <p>子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課</p>	<p>班 名 班 長 他構成課</p>	<p>所 掌 業 務</p> <p>○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事</p> <p>○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事</p> <p>○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事</p> <p>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</p> <p>○ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事</p> <p>○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○商工業の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○農林水産関連の復旧対策に関する事</p> <p>○商工業者の復旧支援に関する事</p> <p>○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事</p> <p>○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事</p> <p>○避難所(各グリーンセンター)の開設・運営支援に関する事</p> <p>○防疫(消毒、駆除)に関する事</p> <p>○動物対策に関する事</p> <p>○災害医療対策本部の設置・運営に関する事</p> <p>○救護所に関する事</p> <p>○防疫(保健衛生)の総括に関する事</p> <p>○遺体の処理・理火葬の総括に関する事</p> <p>○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事</p> <p>○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事</p> <p>○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事</p> <p>○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事</p> <p>○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事</p> <p>○高齢者等要援護者の支援に関する事</p> <p>○障害者等要援護者の支援に関する事</p> <p>○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事</p> <p>○避難所(市民センター、体育施設を除く)の運営支援に関する事</p> <p>○応急保育に関する事</p> <p>○防疫(保健衛生)の補助に関する事</p>	<p>部 名 部 長 事務局 他構成課</p> <p>経済振興部 経済振興部長 商工振興課</p> <p>文化観光課・消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局</p> <p>環境部 環境部長 環境政策課</p> <p>環境保全課・廃棄物対策課・環境業務課・東部グリーンセンター・日暮グリーンセンター・和名ヶ谷グリーンセンター</p> <p>保健医療部 健康福祉部長 健康福祉政策課</p> <p>地域医療課・地域福祉課・健康推進課</p> <p>福祉1部 福祉長寿部長 高齢者支援課</p> <p>国民健康保険課・国民年金課・介護保険課・生活支援一課・生活支援二課・障害福祉課・健康福祉会館</p> <p>福祉2部 子ども部長 子ども政策課</p> <p>子育て支援課・子どもわかもの課・幼児保育課・子ども家庭相談課</p>	<p>班 名 班 長 他構成課</p>	<p>所 掌 業 務</p> <p>○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事</p> <p>○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事</p> <p>○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事</p> <p>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</p> <p>○ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事</p> <p>○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○商工業の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○農林水産関連の復旧対策に関する事</p> <p>○商工業者の復旧支援に関する事</p> <p>○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事</p> <p>○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事</p> <p>○避難所(各グリーンセンター)の開設・運営支援に関する事</p> <p>○防疫(消毒、駆除)に関する事</p> <p>○動物対策に関する事</p> <p>○災害医療対策本部の設置・運営に関する事</p> <p>○救護所に関する事</p> <p>○防疫(保健衛生)の総括に関する事</p> <p>○遺体の処理・理火葬の総括に関する事</p> <p>○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事</p> <p>○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事</p> <p>○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事</p> <p>○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事</p> <p>○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事</p> <p>○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事</p> <p>○高齢者等要援護者の支援に関する事</p> <p>○障害者等要援護者の支援に関する事</p> <p>○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事</p> <p>○避難所(市民センター、体育施設を除く)の運営支援に関する事</p> <p>○応急保育に関する事</p> <p>○防疫(保健衛生)の補助に関する事</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前			修正後		
震-69	<p>部 名 部 長 事務局 他構成課</p> <p>都市部 街づくり部長 都市計画課</p> <p>都市計画課・街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課</p> <p>建設部 建設部長 建設総務課</p> <p>建設総務課・道づくり課・道路維持課・河川清流課・下水道整備課・下水道維持課</p> <p>教育 1 部 生涯学習部長 教育企画課</p> <p>教育企画課・教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館</p> <p>教育 2 部 学校教育部長 学務課</p> <p>学務課・指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校</p> <p>水道部 水道事業管理者 水) 総務課</p> <p>工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局</p>	<p>班 名 班 長 他構成課</p>	<p>所 掌 業 務</p> <p>○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事</p> <p>○臨時ヘリポートの設置・管理に関する事</p> <p>○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○土砂災害の警戒に関する事</p> <p>○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事</p> <p>○被災家屋の修理・障害物除去等に関する事</p> <p>○仮設住宅等の確保・管理に関する事</p> <p>○復興都市計画に関する事</p> <p>○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○緊急輸送道路の確保に関する事</p> <p>○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○マンホールトイレの設置・管理に関する事</p> <p>○水防活動、救出活動の協力に関する事</p> <p>○避難所（体育施設）の開設・運営支援に関する事</p> <p>○物資集配拠点(松戸運動公園)の設置・管理に関する事</p> <p>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</p> <p>○学校施設、社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○文化財等の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事</p> <p>○応急教育に関する事</p> <p>○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事</p> <p>○応急給水に関する事</p> <p>○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○県水道局との連絡調整に関する事</p>	<p>部 名 部 長 事務局 他構成課</p> <p>都市部 街づくり部長 都市計画課</p> <p>都市計画課・街づくり課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課</p> <p>建設部 建設部長 建設総務課</p> <p>建設総務課・道路建設課・道路維持課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課</p> <p>教育 1 部 生涯学習部長 教育企画課</p> <p>教育企画課・教育財務課・教育施設課・社会教育課・生涯学習推進課・スポーツ課・博物館・戸定歴史館・図書館・市民会館</p> <p>教育 2 部 学校教育部長 学務課</p> <p>学務課・指導課・保健体育課・教育研究所・市立高等学校・小学校・中学校</p> <p>水道部 水道事業管理者 水) 総務課</p> <p>工務課</p>	<p>班 名 班 長 他構成課</p>	<p>所 掌 業 務</p> <p>○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事</p> <p>○臨時ヘリポートの設置・管理に関する事</p> <p>○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関する事</p> <p>○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○土砂災害の警戒に関する事</p> <p>○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事</p> <p>○被災家屋の修理・障害物除去等に関する事</p> <p>○仮設住宅等の確保・管理に関する事</p> <p>○復興都市計画に関する事</p> <p>○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○緊急輸送道路の確保に関する事</p> <p>○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○マンホールトイレの設置・管理に関する事</p> <p>○水防活動、救出活動の協力に関する事</p> <p>○避難所（体育施設）の開設・運営支援に関する事</p> <p>○物資集配拠点(松戸運動公園)の設置・管理に関する事</p> <p>○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事</p> <p>○学校施設、社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○文化財等の被害調査、応急対策に関する事</p> <p>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事</p> <p>○応急教育に関する事</p> <p>○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事</p> <p>○応急給水に関する事</p> <p>○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事</p> <p>○県企業局との連絡調整に関する事</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前			修正後								
震-70	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務						
							病院部 病院事業管理局長 経営企画課	病院 1 班 市立病院長 市立病院	○重傷者の応急処置、助産に関すること ○負傷者の診療等に関すること	病院部 病院事業管理局長 経営企画課	病院 1 班 総合医療センター長 総合医療センター	○重傷者の応急処置、助産に関すること ○負傷者の診療等に関すること
							消防局 消防局長 消防企画課 消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・消防署	病院 2 班 東松戸病院長 東松戸病院 応援班 病) 建設事務局長 病) 建設事務局	○負傷者の診療等に関すること ○病院 1 班の応援に関すること	消防局 消防局長 消防企画課 消防総務課・予防課・警防課・救急課・方面本部・消防署	病院 2 班 東松戸病院長 東松戸病院	○負傷者の診療等に関すること ○水防活動に関すること ○消防・救急・救助に関すること ○消防団の動員・活動調整に関すること ○危険物対策に関すること ○火災調査に関すること ○広報に関すること
							事務局共通		○部内の情報収集と集約に関すること ○部内への指令等の伝達に関すること ○本部への報告に関すること	事務局共通		○部内の情報収集と集約に関すること ○部内への指令等の伝達に関すること ○本部への報告に関すること
							各部共通		○所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関すること ○所掌業務に必要な資器材の調達に関すること ○所掌業務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌業務に係る専門ボランティアとの調整に関すること ○管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること ○管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること ○避難が長期化した場合の、避難所の運営支援の協力に関すること	各部共通		○所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関すること ○所掌業務に必要な資器材の調達に関すること ○所掌業務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌業務に係る専門ボランティアとの調整に関すること ○管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること ○管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること ○避難が長期化した場合の、避難所の運営支援の協力に関すること

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																												
震-71	<p>3 災害対応拠点設置予定場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難</td> <td>避難場所</td> <td>市指定 <u>100</u> か所※</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>災害医療対策本部</td> <td>衛生会館</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設名	<略>		避難	避難場所	市指定 <u>100</u> か所※	避難所	市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】	<略>		帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎	<略>		医療	災害医療対策本部	衛生会館	<略>		<略>		<p>3 災害対応拠点設置予定場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難</td> <td>避難場所</td> <td>市指定 <u>96</u> か所※</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>災害医療対策本部</td> <td>中央保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設名	<略>		避難	避難場所	市指定 <u>96</u> か所※	避難所	市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】	<略>		帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）	<略>		医療	災害医療対策本部	中央保健福祉センター	<略>		<略>	
種類	施設名																																													
<略>																																														
避難	避難場所	市指定 <u>100</u> か所※																																												
	避難所	市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】																																												
	<略>																																													
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎																																												
<略>																																														
医療	災害医療対策本部	衛生会館																																												
	<略>																																													
<略>																																														
種類	施設名																																													
<略>																																														
避難	避難場所	市指定 <u>96</u> か所※																																												
	避難所	市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】																																												
	<略>																																													
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）																																												
<略>																																														
医療	災害医療対策本部	中央保健福祉センター																																												
	<略>																																													
<略>																																														
震-73	<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 災害救助法による事務</p> <p>(1) 業務の分担</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>市民部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>都市部</td> <td></td> <td>20日以内に着工</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> </tbody> </table>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	都市部		20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内	<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 災害救助法による事務</p> <p>(1) 業務の分担</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、<u>市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、関係帳簿の作成を依頼する。</u></p> <p>災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>市民部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>都市部</td> <td>△</td> <td>20日以内に着工</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> </tbody> </table>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	都市部	△	20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内				
災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																											
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																											
応急仮設住宅の供与	都市部		20日以内に着工																																											
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内																																											
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																											
災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																											
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																											
応急仮設住宅の供与	都市部	△	20日以内に着工																																											
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内																																											
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																											

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前				修正後																	
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10 日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10 日以内														
	医療	保健医療部		14 日以内	医療	保健医療部	○	14 日以内														
	助産	保健医療部		分娩の日から7日以内	助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内														
	被災者の救出	消防局	○	3 日以内	被災者の救出	消防局	○	3 日以内														
	被災住宅の応急修理	都市部	○	1 ヶ月以内	被災住宅の応急修理	都市部	○	1 ヶ月以内														
	学用品の給与	教育 2 部	○	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	学用品の給与	教育 2 部	○	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内														
	埋葬	保健医療部	○	10 日以内	埋葬	保健医療部	○	10 日以内														
	死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉 1 部	○	10 日以内	死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉 1 部	○	10 日以内														
	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10 日以内	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10 日以内														
	住居障害物の除去	都市部	○	10 日以内	住居障害物の除去	都市部	○	10 日以内														
	※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項				※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。																	
	〈新設〉				〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>被災者の避難に係る支援</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>福祉 1 部</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>救済用物資の整理配分</td> <td>経済振興部、教育 1 部</td> </tr> </table>				被災者の避難に係る支援	市民部	医療及び助産	保健医療部	被災者の救出	消防局	飲料水の供給	水道部	死体の捜索	福祉 1 部	死体の処理	保健医療部	救済用物資の整理配分	経済振興部、教育 1 部
被災者の避難に係る支援	市民部																					
医療及び助産	保健医療部																					
被災者の救出	消防局																					
飲料水の供給	水道部																					
死体の捜索	福祉 1 部																					
死体の処理	保健医療部																					
救済用物資の整理配分	経済振興部、教育 1 部																					
震-74	〈新設〉				〈救助事務の対象経費と担当〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>賃金職員等雇上費用</td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>各部</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>各部、市社会福祉協議会[※]</td> </tr> </table> ※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。				時間外勤務手当	総務部	賃金職員等雇上費用	総務部	旅費	各部	需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部	使用料及び賃借料	各部	通信運搬費	各部	委託費	各部、市社会福祉協議会 [※]
時間外勤務手当	総務部																					
賃金職員等雇上費用	総務部																					
旅費	各部																					
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部																					
使用料及び賃借料	各部																					
通信運搬費	各部																					
委託費	各部、市社会福祉協議会 [※]																					

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																								
震-78	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 情報収集</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>2 情報収集</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(5) <u>重要施設の非常電源の情報共有</u> <u>大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト[※]に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。</u> <u>※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト</u></p>																								
震-79	<p>(5) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>(6) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>																								
震-80	<p>3 被害調査</p> <p style="text-align: center;">〈略〉 (調査項目と担当)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">調査項目</th> <th style="width: 15%;">市の担当</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〈略〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被害 その他の</td> <td>電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況</td> <td>情報・運用支援班</td> <td>東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【資料編 被害認定基準】</p>		調査項目	市の担当	関係機関	〈略〉				被害 その他の	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<p>3 被害調査</p> <p style="text-align: center;">〈略〉 (調査項目と担当)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">調査項目</th> <th style="width: 15%;">市の担当</th> <th style="width: 60%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〈略〉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被害 その他の</td> <td>電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況</td> <td>情報・運用支援班</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>各調査項目の被害認定基準は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>エ <u>情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</u></p> <p>【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱 (被害認定基準)】</p>		調査項目	市の担当	関係機関	〈略〉				被害 その他の	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
	調査項目	市の担当	関係機関																							
〈略〉																										
被害 その他の	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)																							
	調査項目	市の担当	関係機関																							
〈略〉																										
被害 その他の	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)																							

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																		
震-81	<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（防災危機管理監）に報告する。</p> <p>〈略〉</p> <p>また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。</p> <p>【資料編 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）】</p> <p>〈略〉</p>	<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」に基づき、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（防災危機管理監）に報告する。</p> <p>〈略〉</p> <p>また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を消防庁及び県に報告する。</p> <p><u>その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】</p> <p>〈略〉</p>																		
震-84	<p>5 広報</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 広報内容</p> <p>〈略〉</p> <p>〈主な広報媒体〉</p> <table border="1" data-bbox="241 1075 1117 1201"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>媒体</th> <th>所管する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>同報系防災行政無線</td> <td>情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈略〉</p>	種別	媒体	所管する機関	同報系	同報系防災行政無線	情報・運用支援班	〈略〉			<p>5 広報</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 広報内容</p> <p>〈略〉</p> <p>〈主な広報媒体〉</p> <table border="1" data-bbox="1193 1075 2069 1241"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>媒体</th> <th>所管する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u></td> <td>情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈略〉</p>	種別	媒体	所管する機関	同報系	同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u>	情報・運用支援班	〈略〉		
種別	媒体	所管する機関																		
同報系	同報系防災行政無線	情報・運用支援班																		
〈略〉																				
種別	媒体	所管する機関																		
同報系	同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u>	情報・運用支援班																		
〈略〉																				
震-86	<p>7 住民相談</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 安否情報の照会対応</p> <p>〈略〉</p>	<p>7 住民相談</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 安否情報の照会対応</p> <p>〈略〉</p>																		

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p>なお、消防庁の安否情報システムを活用し、安否情報の登録、市民からの照会への対応を円滑に行う。</p> <p>〈略〉</p>
震-87	<p>第4節 救助・救急・消火活動・水防活動</p> <p>【計画の指針】</p> <p>プレート境界の地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発し（想定全壊家屋数約350棟、想定炎上出火数が約5件）、関係機関が有する消防、救助・救急能力をはるかに超える事態となる可能性がある。</p> <p>〈略〉</p>	<p>第4節 救助・救急・消火活動・水防活動</p> <p>【計画の指針】</p> <p>想定地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発し（想定全壊家屋数約4,000棟、想定炎上出火数が約49件）、関係機関が有する消防、救助・救急能力をはるかに超える事態となる可能性がある。</p> <p>〈略〉</p>
震-88	<p>2 救急活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 救急搬送</p> <p>トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「市立病院」に搬送する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>2 救急活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 救急搬送</p> <p>トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「市総合医療センター」に搬送する。</p> <p>〈略〉</p>
震-90	<p>3 消火活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 消防団の活動</p> <p>〈略〉</p> <p>エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導</p> <p>〈略〉</p>	<p>3 消火活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 消防団の活動</p> <p>〈略〉</p> <p>エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導</p> <p>〈略〉</p> <p>また、土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等）へその旨を伝達する。</p>
震-92	<p>第5節 災害警備・防犯対策</p> <p>〈略〉</p> <p>1 災害警備</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 連絡室</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び</p>	<p>第5節 災害警備・防犯対策</p> <p>〈略〉</p> <p>1 災害警備</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 連絡室</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後				
	<p>東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</p> <p>イ 対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ 総合対策本部及び現地対策本部 大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</p>	<p>イ 対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等</p>				
震-96	<p>〈新設〉</p>	<p>第6節 交通・輸送対策</p> <p>〈略〉</p> <p>2 緊急通行者両等の確認</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 規制除外車両の確認等 緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。 ア 規制除外車両の確認は、前記(1)を準用する。 イ 緊急通行車両とならない次の車両は、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前期(2)を準用する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 938 2074 1098"> <tr> <td>① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</td> </tr> <tr> <td>② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両</td> </tr> <tr> <td>③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</td> </tr> </table>	① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両	② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両	③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）	④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両						
② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両						
③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）						
④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両						
震-97	<p>4 緊急輸送</p> <p>(1) 車両、燃料の確保、管理 財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、協定団体等からトラック、バス等を調達する。</p>	<p>4 緊急輸送</p> <p>(1) 車両、燃料の確保、管理 財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、<u>指定（地方）公共機関である運送事業者や協定団体等からトラック、バス等を調達する。</u> また、<u>パトカー、消防車、救急車、自衛隊車両その他の緊急通行車両については、中核SS（自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となる中核給油所）での優先給油が可能である旨を関係者に周知</u></p>				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																								
	<p>燃料は、松戸市内の燃料販売業者から調達する。</p>	<p>する。 <u>その他燃料は、<u>県石油商業組合松戸支部加盟</u>の松戸市内の燃料販売業者から調達する。</u></p>																								
震-99	<p>第7節 避難対策 1 避難の勧告・指示等 <略> (1) 避難の勧告・指示等の発令 <略> また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「<u>避難準備情報</u>」を伝達する。 <略></p> <p style="text-align: center;"><避難の種類及び発令基準></p> <table border="1" data-bbox="219 667 1126 831"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	基準	避難準備情報	<略>	<略>	<略>			避難指示			<p>第7節 避難対策 1 避難の勧告・指示等 <略> (1) 避難の勧告・指示等の発令 <略> また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を伝達する。 <略></p> <p style="text-align: center;"><避難の種類及び発令基準></p> <table border="1" data-bbox="1171 667 2078 831"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td><略></td> <td><略></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	基準	避難準備・高齢者等避難開始	<略>	<略>	<略>			避難指示（緊急）		
種類	内容	基準																								
避難準備情報	<略>	<略>																								
<略>																										
避難指示																										
種類	内容	基準																								
避難準備・高齢者等避難開始	<略>	<略>																								
<略>																										
避難指示（緊急）																										
震-102	<p>(4) 県に対する報告 避難の準備情報及び勧告、指示を発令又は解除した時は、その旨を「<u>千葉県被害情報等報告要領</u>」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。 【資料編 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）】</p>	<p>(4) 県に対する報告 避難の準備情報及び勧告、指示を発令又は解除した時は、その旨を「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。 【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】</p>																								
震-105	<p>6 在宅避難者の支援 <略> (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>6 在宅避難者の支援 <略> (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供、<u>ニーズの把握等</u>を依頼する。</p> <p>8 新型コロナウイルス対策 <u>市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。</u> (1) <u>避難行動の普及</u> 本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に</p>																								

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>周知しておく。</u></p> <p><u>(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認(地震時に自宅に被害がなかった場合は在宅避難を推奨)</u></p> <p><u>(イ) 避難時の持出品(マスク、体温計等)の準備</u></p> <p><u>(ウ) 避難所以外の避難先(親戚・知人宅、ホテル等)の確保</u></p> <p><u>(2) 自宅療養者等の避難確保</u></p> <p><u>保健医療部は、平時から保健所と連携して自宅療養者や濃厚接触者の所在を把握し、避難勧告等発令時の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。</u></p> <p><u>災害時は、自宅療養者等に避難勧告等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</u></p> <p><u>(3) ホテル・旅館等の活用</u></p> <p><u>本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。また、保健医療部これらの施設への優先避難者(高齢者、基礎疾患を有する方等)を検討する。</u></p> <p><u>(4) 避難所の感染防止</u></p> <p><u>ア 備蓄、訓練</u></p> <p><u>本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。</u></p> <p><u>イ 滞在スペースのゾーニング等</u></p> <p><u>避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。</u></p>
		<p><u>ウ 健康管理</u></p> <p><u>避難所担当職員は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、避難者が発症した場合は保健所に報告し、病院等への移送を要請する。</u></p> <p><u>エ 衛生確保</u></p> <p><u>避難所担当職員は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後														
		<p><u>また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。</u></p> <p>オ 車中泊等の対策</p> <p><u>浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。</u></p>														
震-108	<p>第8節 応急医療</p> <p>〈略〉</p> <p>1 医療救護体制</p> <p>災害発生時には、<u>衛生会館</u>に松戸市災害医療本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。</p> <p>市内における救護活動は、災害医療本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。</p> <p>〈略〉</p> <p>後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は市立病院（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。</p>	<p>第8節 応急医療</p> <p>〈略〉</p> <p>1 医療救護体制</p> <p>災害発生時には、<u>中央保健福祉センター</u>に松戸市災害医療対策本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。</p> <p>市内における救護活動は、災害医療対策本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。</p> <p>〈略〉</p> <p>後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は市総合医療センター（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。</p>														
震-109	<p>2 医療救護活動</p> <p>(1) 松戸市災害医療対策本部の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、<u>衛生会館</u>に医療救護活動を専門的に統括する災害医療対策本部を設置する。</p> <p>〈略〉</p> <p>〈災害医療対策本部の構成等〉</p> <table border="1" data-bbox="219 1233 1126 1430"> <tr> <td>設置場所</td> <td><u>衛生会館（代替候補：中央保健福祉センター）</u></td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td><u>松戸市医師会長</u></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td><u>健康福祉部長</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市立病院医師、市本部（地域医</td> </tr> </table>	設置場所	<u>衛生会館（代替候補：中央保健福祉センター）</u>	本部長	<u>松戸市医師会長</u>	副本部長	<u>健康福祉部長</u>	本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市立病院医師、市本部（地域医	<p>2 医療救護活動</p> <p>(1) 松戸市災害医療対策本部の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、<u>中央保健福祉センター</u>に医療救護活動を専門的に統括する災害医療対策本部を設置する。</p> <p>〈略〉</p> <p>〈災害医療対策本部の構成等〉</p> <table border="1" data-bbox="1171 1233 2078 1430"> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td><u>健康福祉部長</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市総合医療センター医師、市本部（地域医療課長）</td> </tr> </table>	設置場所	中央保健福祉センター	本部長	<u>健康福祉部長</u>	本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市総合医療センター医師、市本部（地域医療課長）
設置場所	<u>衛生会館（代替候補：中央保健福祉センター）</u>															
本部長	<u>松戸市医師会長</u>															
副本部長	<u>健康福祉部長</u>															
本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市立病院医師、市本部（地域医															
設置場所	中央保健福祉センター															
本部長	<u>健康福祉部長</u>															
本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市総合医療センター医師、市本部（地域医療課長）															

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 193 434 233"></td> <td data-bbox="434 193 1140 233">療課長)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 233 434 272">医療救護情報部</td> <td data-bbox="434 233 1140 272">市本部 (保健医療部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 272 434 352">診療部</td> <td data-bbox="434 272 1140 352">(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立病院医師</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 352 434 395">薬剤部</td> <td data-bbox="434 352 1140 395">(一社)松戸市薬剤師会</td> </tr> </table>		療課長)	医療救護情報部	市本部 (保健医療部)	診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立病院医師	薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1162 193 1382 233">医療救護情報部</td> <td data-bbox="1382 193 2089 233">市本部 (保健医療部)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 233 1382 352">診療部</td> <td data-bbox="1382 233 2089 352">(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市総合医療センター医師</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 352 1382 395">薬剤部</td> <td data-bbox="1382 352 2089 395">(一社)松戸市薬剤師会</td> </tr> </table>	医療救護情報部	市本部 (保健医療部)	診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市総合医療センター医師	薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
	療課長)															
医療救護情報部	市本部 (保健医療部)															
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立病院医師															
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会															
医療救護情報部	市本部 (保健医療部)															
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市総合医療センター医師															
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会															
震-113	<p>第9節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、プレート境界の地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき (約 11 万トン) が発生する可能性がある。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>第9節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の指針】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、<u>想定地震</u>が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき (約 144 万トン) が発生する可能性がある。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>														
震-114	<p>3 し尿の処理</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(3) 収集処理体制の確立 <略></p>	<p>3 し尿の処理</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(3) 収集処理体制の確立</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p><u>体制の確保が困難な場合は、県を通じて (一社) 千葉県環境保全センターにし尿収集の協力を求める。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>														
震-115	<p>4 ごみの処理</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(3) その他 ア 排出ルール等</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>4 ごみの処理</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(3) その他 ア 排出ルール等</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p><u>また、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ごみの排出に協力する災害ボランティアにも周知する。</u></p>														
震-116	<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>5 障害物の除去</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(3) <u>災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去</u> <u>災害等廃棄物処理事業 (環境省)、堆積土砂排除事業 (国土交通省) を適用し、家屋内のがれき・流木・災害ごみが混在した土砂の除去、宅地内からの</u></p>														

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>6 がれき等の処理</p> <p>(1) 処理量の予測・対象等 大量のごみ、除去障害物、がれき等が発生した場合、環境部は「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、<u>都市部</u>が民間事業者の紹介等を行う。</p> <p>(3) 処理体制 〈略〉</p>	<p><u>流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、都市部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。</u></p> <p>6 がれき等の処理</p> <p>(1) 処理量の予測・対象等 大量のごみ、除去障害物、がれき等が発生した場合、環境部は「<u>松戸市震災廃棄物処理計画</u>」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、民間事業者の紹介等を行う。<u>ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても市が実施する。</u></p> <p>(3) 処理体制 〈略〉</p> <p><u>エ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。</u></p>
震-118	<p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理 〈略〉</p> <p>2 遺体の処理 〈略〉</p> <p>(3) 遺体の検視（見分） 警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行う。</p>	<p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理 〈略〉</p> <p>2 遺体の処理 〈略〉</p> <p>(3) 遺体の調査、検視（見分） 警察署は、<u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。</u></p>
震-121	<p>第11節 生活支援 【計画の指針】</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>〈食料の供給〉 〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>大型店連絡協議会</u>、市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p>	<p>第11節 生活支援 【計画の指針】</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>〈食料の供給〉 〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後												
	<p>〈略〉</p> <p>〈生活必需品等の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>大型店連絡協議会</u>、市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>〈略〉</p> <p>〈生活必需品等の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p>												
	<p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="230 472 1113 596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水</td> <td>水道部、<u>県水道局</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 給水	水道部、 <u>県水道局</u>	〈略〉		<p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1171 472 2054 596"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水</td> <td>水道部、<u>県企業局</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 給水	水道部、 <u>県企業局</u>	〈略〉	
項目	担当													
1 給水	水道部、 <u>県水道局</u>													
〈略〉														
項目	担当													
1 給水	水道部、 <u>県企業局</u>													
〈略〉														
震-122	<p>1 給水</p> <p>(1) 水源の確保</p> <p>〈略〉</p> <p>また、<u>県水道局</u>は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。</p>	<p>1 給水</p> <p>(1) 水源の確保</p> <p>〈略〉</p> <p>また、<u>県企業局</u>は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。</p>												
	<p>(3) 給水方法</p> <p>〈略〉</p> <p>オ <u>県水道局</u>の協力</p> <p>〈略〉</p>	<p>(3) 給水方法</p> <p>〈略〉</p> <p>オ <u>県企業局</u>の協力</p> <p>〈略〉</p>												
	<p>2 食料の供給</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>〈略〉</p> <p>協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省<u>生産局長</u>に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。</p>	<p>2 食料の供給</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>〈略〉</p> <p>協定団体等からの調達が困難な場合は、<u>県</u>、<u>全国市長会</u>に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。</p>												
震-125	<p>4 救援物資の受け入れ</p> <p>(1) 救援物資の要請・受け入れ</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 全国への要請</p> <p>〈略〉</p>	<p>4 救援物資の受け入れ</p> <p>(1) 救援物資の要請・受け入れ</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 全国への要請</p> <p>〈略〉</p>												

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																									
	<p>なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。</p> <p>5 物資集配拠点の運営 (1) 物資集配拠点 <略> 経済振興部及び教育1部は、南部市場、松戸運動公園、森のホール21に物資集配拠点を設置し、物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。</p> <p><略></p>	<p>なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの<u>大口</u>の物資のみとすることを原則とする。</p> <p>5 物資集配拠点の運営 (1) 物資集配拠点 <略> 経済振興部及び教育1部は、南部市場、松戸運動公園、森のホール21に物資集配拠点を設置し、<u>災害協定を締結した物流事業者の協力を得て</u>物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。</p> <p><略></p>																									
震-128	<p>第13節 災害派遣・応援要請 (略)</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="219 667 1144 791"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><新設></p>	項目	担当	1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班	<略>		<p>第13節 災害派遣・応援要請 (略)</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1171 667 2096 831"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 受援体制の確立</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、各部</td> </tr> <tr> <td>2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 受援体制の確立 <u>大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。</u> (1) <u>人的支援の受入体制</u> <u>災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。</u> また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。</p> <p style="text-align: center;"><人的支援の受援体制></p> <table border="1" data-bbox="1182 1246 2085 1401"> <tbody> <tr> <td colspan="2">受援本部</td> <td colspan="2">受援にかかる全体調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各部</td> <td>統括課</td> <td colspan="2">受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>受援課</td> <td>指揮命令者</td> <td>応援団体の職員・従業員に対する受援業務の</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部	2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班	<略>		受援本部		受援にかかる全体調整		各部	統括課	受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整		受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の
項目	担当																										
1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班																										
<略>																											
項目	担当																										
1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部																										
2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班																										
<略>																											
受援本部		受援にかかる全体調整																									
各部	統括課	受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整																									
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の																								

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後														
		送)														
		広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター												
震-131	<p>3 自治体等への応援要請</p>	<p>3 自治体等への応援要請</p> <p>(1) 被災市区町村応援職員確保システムの活用 被災市区町村応援職員確保システムにより他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては都を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム[※]の派遣を要請する。</p> <p>※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。</p>														
	<p>(1) 県への応援要請 〈略〉</p>	<p>(2) 県への応援要請 〈略〉</p> <p>県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。</p>														
震-135	<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の指針】</p> <p>プレート境界の地震が発生した場合、水道は8割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。</p> <p>また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。</p>	<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の指針】</p> <p>想定地震が発生した場合、水道は4割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。</p> <p>また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。</p>														
	<p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県水道局</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 上水道施設	水道部、県水道局	〈略〉		<p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県企業局</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	担当	1 上水道施設	水道部、県企業局	〈略〉	
項目	担当															
1 上水道施設	水道部、県水道局															
〈略〉																
項目	担当															
1 上水道施設	水道部、県企業局															
〈略〉																

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後																	
	3 電力施設 東京電力(株) 〈略〉		3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株) 〈略〉																	
	1 上水道施設 〈略〉 (2) 県水道局の対策 県水道局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。		1 上水道施設 〈略〉 (2) 県企業局の対策 県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。																	
震-136	3 電力施設 東京電力(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 〈略〉		3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。 〈略〉																	
震-137	5 通信施設 〈略〉 〈電話に関する広報事項〉 〈略〉 ④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始		5 通信施設 〈略〉 〈電話に関する広報事項〉 〈略〉 ④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始																	
震-140	第15節 教育対策・保育対策 〈略〉 5 文化財の保護 〈略〉 教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。		第15節 教育対策・保育対策 〈略〉 5 文化財の保護 〈略〉 教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。																	
震-143	第16節 建物対策 【計画の体系・担当】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急仮設住宅の建設</td> <td>都市部、福祉1・2部</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	担 当	〈略〉		3 応急仮設住宅の建設	都市部、福祉1・2部	〈略〉		第16節 建物対策 【計画の体系・担当】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急仮設住宅の提供</td> <td>都市部、福祉1・2部</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	担 当	〈略〉		3 応急仮設住宅の提供	都市部、福祉1・2部	〈略〉	
項 目	担 当																			
〈略〉																				
3 応急仮設住宅の建設	都市部、福祉1・2部																			
〈略〉																				
項 目	担 当																			
〈略〉																				
3 応急仮設住宅の提供	都市部、福祉1・2部																			
〈略〉																				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>1 住家の被災調査・罹災証明</p> <p>〈略〉</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。</p> <p>〈略〉</p> <p>〈住家の被災調査〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一次調査：<u>目視による外観調査により、全壊、それ以外を判定する。</u></p> <p>二次調査：<u>建物ごとに、大規模半壊、半壊、一部破損を判定する。</u></p> <p>再調査：<u>二次調査結果に対する不服申し立てにより再調査を行う。</u></p> </div>	<p>1 住家の被災調査・罹災証明</p> <p>〈略〉</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。<u>なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。</u></p> <p>〈略〉</p> <p>〈住家の被災調査〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一次調査：<u>外観目視調査により判定する。</u></p> <p>二次調査：<u>被災者からの申請があった場合に、外観目視調査及び内部立入調査により判定する。</u></p> <p>再調査：<u>被災者から依頼があった場合、内容を精査した上で、必要に応じて再調査を行う。</u></p> </div>
震-144	<p>2 被災建築物の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>2 被災建築物の応急修理</p> <p>災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、<u>半壊又は準半壊</u>し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。</p> <p>〈略〉</p>
	<p>3 応急仮設住宅の<u>建築</u></p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 建設</p> <p>応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて建設する。</p> <p>〈略〉</p> <p><u>なお、建設に当たり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。</u></p> <p><u>また、市の災害協定団体に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。</u></p>	<p>3 応急仮設住宅の<u>提供</u></p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 建設</p> <p>応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて<u>県が</u>建設する。</p> <p>〈略〉</p>
	<p>(4) <u>賃貸住宅の借り上げ</u></p> <p>被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を応急住宅として提供する。</p>	<p>(4) <u>借上型応急住宅の確保</u></p> <p>被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を<u>借上型</u>応急住宅として提供する。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
震-145	<p>(5) 入居 災害時要配慮者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居者の取扱いを行う。 応急仮設住宅の供与期間は原則として2年以内とする。</p>	<p>(5) 入居・管理 災害時要配慮者、住宅の困窮度等を考慮して入居者の選定を行う。応急仮設住宅の供与期間は原則として2年以内とし、維持管理を実施する。</p>
震-146	<p>第17節 ボランティアへの対応 <略> 1 ボランティア活動の受入体制 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <略></p> <hr/> <p>(3) 災害ボランティアセンターの業務 <略> オ 千葉県社会福祉協議会との連携 <略></p>	<p>第17節 ボランティアへの対応 <略> 1 ボランティア活動の受入体制 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <略> <u>なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <hr/> <p>(3) 災害ボランティアセンターの業務 <略> オ 千葉県社会福祉協議会との連携 <略> <u>また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。</u></p>
震-146	<p>第18節 要配慮者への対応 【計画の指針】 <略> ○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き（平成21年10月）」及び市が策定した「<u>松戸市災害時要援護者避難支援基本方針（平成22年10月）</u>」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。 <略></p> <hr/> <p>1 要配慮者の安全確保 (1) 要配慮者への情報提供 円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティ</p>	<p>第18節 要配慮者への対応 【計画の指針】 <略> ○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「<u>災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）</u>」及び市が策定した「<u>避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）</u>」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。 <略></p> <hr/> <p>1 要配慮者の安全確保 (1) 要配慮者への情報提供 円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報について、地</p>

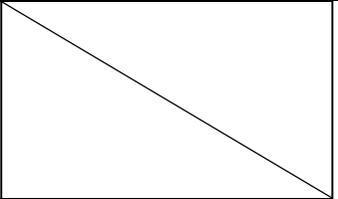
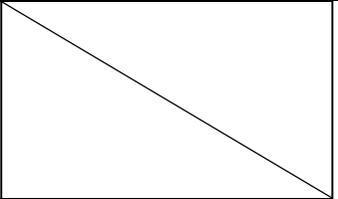
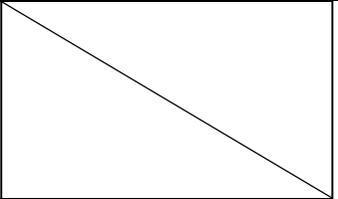
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後												
	<p>ア等を通じて、迅速に提供するよう努める。 <略></p>	<p>域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。 <略></p>												
震-148	<p>2 福祉避難所等の開設 (1) 福祉避難所の開設 福祉1部は、<u>避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。</u> また、<u>市外の福祉施設への一時入所を支援する。</u></p> <p>(2) 福祉避難所等の種類 ア <u>福祉避難室</u> <u>避難所内に設置する要配慮者のための部屋やエリアのこと。</u> イ <u>地域福祉避難所</u> <u>地域福祉避難所とは、福祉避難室では容態が悪化するおそれがある要配慮者のため、身体介護や健康相談等の保健福祉サービスを提供できる施設のことであり、老人福祉センターや市民センターの一部等に設置する。</u> ウ <u>二次福祉避難所</u> <u>二次福祉避難所とは、避難所での共同生活が困難な要配慮者のための二次避難所のことであり、協定を締結した県立特別支援学校や民間の特別養護老人ホームに設置する。</u></p>	<p>2 福祉避難所等の開設 (1) 福祉避難所の開設 福祉1部は、<u>避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。</u> また、<u>市外の福祉施設への緊急入所を支援する。</u></p> <p>(2) 福祉避難所等の運営 福祉1部は<u>福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。</u> <u>福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。</u> <福祉避難所の種類等></p> <table border="1" data-bbox="1173 715 2085 1190"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象者</th> <th>開設時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校</td> <td>・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦</td> <td>発災後速やか</td> </tr> <tr> <td>【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター</td> <td>・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度</td> <td>発災後48時間</td> </tr> <tr> <td>【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校</td> <td>・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者</td> <td>発災後72時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。</p>	種類	対象者	開設時期	【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やか	【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間	【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間
種類	対象者	開設時期												
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やか												
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間												
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間												
震-151	<p>第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策 【計画の指針】 地震被害想定による市内への就業者、通学者の滞留は約2万3千人で、さらに、<u>通勤時間の朝7時半頃の市内の通過列車数から推定すると、約5万5千人の乗客</u></p>	<p>第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策 【計画の指針】 地震被害想定による市内への就業者、通学者の滞留は約1万9千人で、市内の<u>通過列車数が多い通勤時間帯に地震が発生した場合はさらに多くの乗客が滞留</u></p>												

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後			
	<p>が滞留するおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>するおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>			
震-158	<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第4章 災害復旧対策計画</p> <p>第1節 住民生活安定対策計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p><u>(3) 千葉県被災者生活再建支援事業</u></p> <p><u>ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。</u></p> <p><u>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。(県から市への補助方式：補助率10/10)</u></p> <p><u>ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。</u></p>			
震-165	<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第5章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>1 はじめに</p> <p><u>これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかった。</u></p> <p><u>一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」(以下「南海トラフ地震関連情報」という。)の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。</u></p> <p><u>南海トラフ地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれがある地域(想定震度が6弱以上など)については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域(推進地域)」に指定され、南海トラフ地震に関連する情報への対応(下表参照)が必要となるが、本市を含むその他の地域については、現在のところ防災対応の指針が明確になっていない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈南海トラフ地震関連情報の種類と対応〉</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1393 2098 1430"> <tr> <td style="text-align: center;">情報名</td> <td style="text-align: center;">発表基準</td> <td style="text-align: center;">防災対応(推進地域)</td> </tr> </table>	情報名	発表基準	防災対応(推進地域)
情報名	発表基準	防災対応(推進地域)			

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
		南海トラフ地震臨時情報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1211 193 1384 392">(調査中)</td> <td data-bbox="1384 193 1760 392">観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> <td data-bbox="1760 193 2098 392" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 392 1384 703">〔<u>巨大地震</u> 注意〕</td> <td data-bbox="1384 392 1760 703">巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等</td> <td data-bbox="1760 392 2098 703"> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 703 1384 1134">〔<u>巨大地震</u> 警戒〕</td> <td data-bbox="1384 703 1760 1134">巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> <td data-bbox="1760 703 2098 1134"> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 1134 1384 1334">(調査終了)</td> <td data-bbox="1384 1134 1760 1334">(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> <td data-bbox="1760 1134 2098 1334"> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 1334 1384 1410">南海トラフ地震 関連解説情報</td> <td data-bbox="1384 1334 1760 1410">観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の</td> <td data-bbox="1760 1334 2098 1410" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> </table>	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合		〔 <u>巨大地震</u> 注意〕	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 	〔 <u>巨大地震</u> 警戒〕	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難 	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う 	南海トラフ地震 関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の	
(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合																	
〔 <u>巨大地震</u> 注意〕	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等		<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 															
〔 <u>巨大地震</u> 警戒〕	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合		<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難 															
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う 															
南海トラフ地震 関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の																	

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
		<p>推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>このため、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え（下表参照）、南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。</p> <p>〈南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え〉</p> <table border="1"> <tr> <td>東海地震関連情報</td> <td>南海トラフ地震関連情報</td> </tr> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> </tr> <tr> <td>東海地震注意情報</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報、警戒宣言</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> </tr> </table>	東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報	東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）								
東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報																	
東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）																	
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）																	
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）																	
震-172	<p>第4節 警戒宣言発令時の対応措置 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策</td> <td>水道部、建設部、県水道局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県水道局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	〈略〉		<p>第4節 警戒宣言発令時の対応措置 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策</td> <td>水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	〈略〉	
項目	担当																	
〈略〉																		
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県水道局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																	
〈略〉																		
項目	担当																	
〈略〉																		
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ																	
〈略〉																		
震-179	<p>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策 〈略〉</p> <p>(3) 電気対策 ア 基本方針 東京電力(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。</p>	<p>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策 〈略〉</p> <p>(3) 電気対策 ア 基本方針 東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。</p>																
震-182	<p>8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 〈略〉</p> <p>(2) 病院・診療所対策</p>	<p>8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 〈略〉</p> <p>(2) 病院・診療所対策</p>																

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>なお、市立病院の具体的対応は、次のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>なお、市立総合医療センターの具体的対応は、次のとおりである。</p>

松戸市地域防災計画素案
【風水害等編】
新旧対照表

(令和2年11月)

松 戸 市

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-3	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第2節 市及び防災関係機関等処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 松戸市</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</p> <p>ウ 災害時における<u>災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること</u></p> <p>エ 災害の防除と拡大防止に関すること</p> <p>オ 救助、防疫等<u>罹災者の保護</u>及び保健衛生に関すること</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 千葉県</p> <p>ア 県防災会議及び県災害対策本部に関すること</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第2節 市及び防災関係機関等処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 松戸市</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに<u>自主防災組織の充実</u>及び訓練に関すること</p> <p>ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</p> <p>エ 災害の防除と拡大防止に関すること</p> <p>オ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>2 千葉県</p> <p>ア <u>千葉県防災会議</u>及び県災害対策本部に関すること</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
風-5	<p>3 指定地方行政機関</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(4) 関東農政局</p> <p>ア 災害予防</p> <p>ア <u>ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u></p> <p>イ <u>農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</u></p> <p>イ 応急対策</p> <p>ア <u>農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u></p> <p>イ <u>災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u></p> <p>ウ <u>災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u></p> <p>エ <u>災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u></p> <p>オ <u>土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関するこ</u></p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(4) 関東農政局</p> <p>ア <u>農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関するこ</u> <u>と</u></p> <p>イ <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p>ウ <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること</u></p> <p>エ <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u></p> <p>オ <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u></p> <p>カ <u>病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</u></p> <p>キ <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u></p> <p>ク <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u></p> <p>ケ <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u></p> <p>コ <u>被害農業者に対する金融対策に関すること</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>と</p> <p>ウ 復旧対策</p> <p><u>(7) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u></p> <p><u>(イ) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること</u></p> <p>エ その他</p> <p><u>(7) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</u></p> <p>(9) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）</p> <p>ア 災害予防</p> <p>＜略＞</p> <p>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</p>	<p>(9) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）</p> <p>ア 災害予防</p> <p>＜略＞</p> <p>(カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</p> <p><u>(キ) 豪雪害の予防に関すること</u></p>
風-6	<p>(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）</p> <p>ア 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）<u>及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること</u></p> <p>ウ 災害発生時における気象観測、予報資料の提供に関すること</p> <p>(12) 関東総合通信局</p> <p>ア <u>電波及び有線電気通信の監理に関すること</u></p> <p>イ <u>防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること</u></p> <p>ウ <u>災害時における非常通信の確保に関すること</u></p> <p>エ <u>非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</u></p> <p>オ <u>非常通信協議会の育成及び指導に関すること</u></p>	<p>(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、<u>発生した断層による地震動に限る</u>）、水象の予報・警報等の発表、<u>伝達および解説に関すること</u></p> <p>ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</u></p> <p>(12) 関東総合通信局</p> <p>ア <u>非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u></p> <p>イ <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</u></p> <p>ウ <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u></p> <p>エ <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u></p>
風-7	<p>＜新設＞</p>	<p>(14) 関東地方環境事務所</p> <p><u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</u></p> <p><u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</u></p> <p><u>ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>支援に関すること</u> <u>エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</u></p> <p>(15) <u>北関東防衛局</u> <u>ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u></p> <p>(16) <u>関東地方測量部</u> <u>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること</u> <u>イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること</u> <u>ウ 地殻変動の監視に関すること</u></p>
風-7	<p>4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 <略> エ <u>松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合^{ごう}した防災に関する各種訓練の実施に関すること</u> <u>※ふん合^{ごう}：物事がしっくり合うこと。一致すること。</u></p> <p>5 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における<u>緊急通話の取扱い</u>に関すること <略></p> <p>(2) 日本赤十字社（千葉県支部） ア <u>災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること</u> イ <u>災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること</u> <u>ウ 義援金品の募集及び配分に関すること</u></p>	<p>4 自衛隊 (1) 災害派遣の準備 <略> エ <u>松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること</u></p> <p>5 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）</u> ア 電気通信施設の整備に関すること イ 災害時における<u>通信サービスの提供</u>に関すること <略></p> <p>(2) 日本赤十字社（千葉県支部） ア <u>医療救護に関すること</u> イ <u>こころのケアに関すること</u> <u>ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること</u> <u>エ 血液製剤の供給に関すること</u> <u>オ 義援金の受付及び配分に関すること</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>カ</u> その他応急対応に必要な業務に関すること</p>
風-8	<p>(4) 東日本旅客鉄道株式会社 ア 鉄道施設等の保全に関すること イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること ウ 滞留者対策に関すること</p> <p>(8) 東京電力株式会社(千葉支店) <略></p> <p>(10) 日本郵便株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店) <略> イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <略> <u>(カ)</u> 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</p>	<p>(4) 東日本旅客鉄道株式会社 ア 鉄道施設の保全に関すること イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること ウ <u>帰宅困難者対策</u>に関すること</p> <p>(8) 東京電力<u>パワーグリッド</u>株式会社(千葉支店) <略></p> <p>(10) 日本郵便株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店) <略> イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <略> <u>ウ</u> 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</p>
風-9	<p><新設></p>	<p><u>(11) ソフトバンク株式会社</u> ア <u>電気通信施設の整備に関すること</u> イ <u>災害時等における通信サービスの提供に関すること</u> ウ <u>被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</u></p> <p><u>(12) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u> ア <u>災害時における物資の輸送に関すること</u></p>
風-9	<p>6 指定地方公共機関 <略></p> <p>(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社 <略></p>	<p>6 指定地方公共機関 <略></p> <p>(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社 <略></p> <p><u>ウ</u> 帰宅困難者対策に関すること</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会 <略> イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事 <新設></p>	<p>(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会 <略> イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事 (6) 公益社団法人千葉県看護協会 ア 医療救護活動に関する事 イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関する事</p>
風-10	<p>7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <略> (8) とうかつ中央農業協同組合 ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 イ 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等のあっせん ウ 農業生産資器材及び農家生活資材の確保</p>	<p>7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 <略> (8) とうかつ中央農業協同組合 ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 イ 農作物の災害応急対策の指導 ウ 被害農家に対する融資等のあっせんに関する事 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 オ 農産物の需給調整に関する事</p>
	<p>(9) 松戸市漁業協同組合 <略> イ <u>水産物等災害応急対策の指導及び被害漁業家に対する融資等のあっせんに関する事</u> ウ <u>水産資器材及び漁業家生活資材の確保に関する事</u> エ <u>水難救護、水上輸送等の協力に関する事</u></p>	<p>(9) 松戸市漁業協同組合 <略> イ <u>漁船、共同施設の応急対策及びその他復旧対策の確立に関する事</u> ウ <u>被災組合員に対する融資、あっせんに関する事</u></p>
	<p>(10) 松戸商工会議所 ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関する事</p>	<p>(10) 松戸商工会議所 ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 イ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関する事 ウ <u>融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事</u> エ <u>災害時における物価安定への協力に関する事</u></p>
風-11	<p>(13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部） ア 被災建築物の応急危険度判定に関する事</p>	<p>(13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部） ア 被災建築物の応急危険度判定に関する事 イ <u>建築物等の所有者等からの相談に関する事</u></p>
	<p>(14) 金融機関 ア 被災事業者等に関する資金融資に関する事</p>	<p>(14) 金融機関 ア 被災事業者等に対する資金の融資に関する事</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(15) 医療機関</p> <p>ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</p> <p>イ 災害時における患者等の保護に関すること</p> <p>ウ 災害時における医療救護の協力に関すること</p> <p>(16) 社会福祉施設の管理者</p> <p>ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</p> <p>イ 災害時における入所者の保護に関すること</p> <p>ウ 災害時における高齢者・障害者等の一時収容の協力に関すること</p> <p>(17) 学校等の管理者</p> <p>ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること</p> <p>イ 災害時における児童・生徒等の保護、応急教育に関すること</p> <p>ウ 災害時における避難者の収容の協力に関すること</p>	<p>(15) 病院等医療施設</p> <p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること</p> <p>イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること</p> <p>ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること</p> <p>エ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること</p> <p>(16) 社会福祉施設の管理者</p> <p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること</p> <p>イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること</p> <p>(17) 学校等の管理者</p> <p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施</p> <p>イ 災害時における児童・生徒等の保護及び誘導</p> <p>ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施</p> <p>エ 被災施設の災害復旧</p>
風-12	<p>8 住民及び事業所等</p> <p>(1) 住民</p> <p>ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>8 住民及び事業所等</p> <p>(1) 住民</p> <p>ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、<u>自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等</u>災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、<u>消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが実施する自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>キ <u>過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること</u></p>

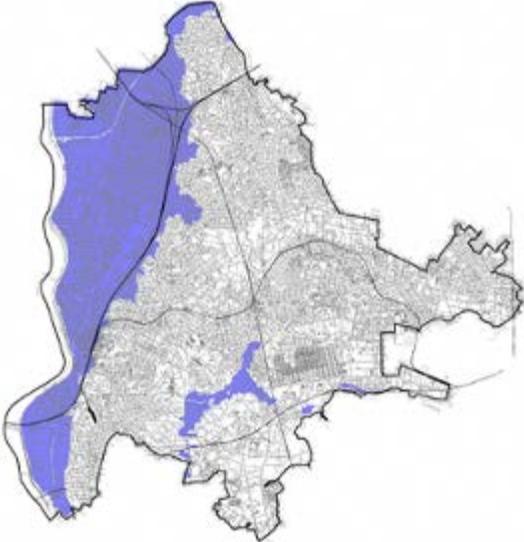
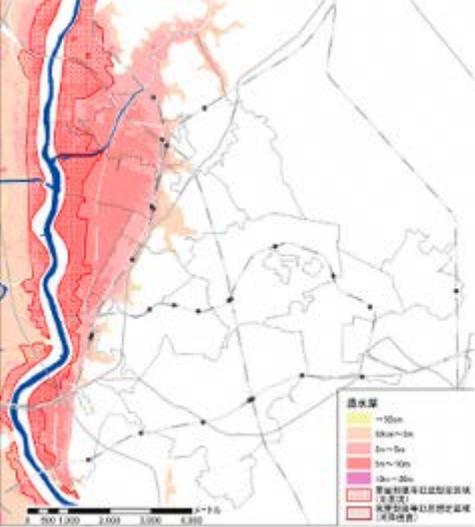
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(2) 自主防災組織 ア 地域住民へ防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に関すること <略></p> <p>(3) 事業所 ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること イ 円滑な避難所運営ができるよう、避難所運営への積極的な参加、協力に努めること ウ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること エ 事業所は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること</p>	<p>(2) 自主防災組織 ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう、防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に努めるとともに、県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること <略></p> <p>(3) 事業者 ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保等の防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること イ 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること ウ 集客施設を保有する事業所は、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること エ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること</p>
風-13	<p>(4) ボランティア団体 <略></p>	<p>(4) ボランティア団体 <略> イ 災害ボランティアセンター等の運営及びボランティアの活動支援に積極的に協力すること</p>
	<p>第3節 地域の概要 1 社会環境 (1) 位置 松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.33km²である。 <略></p>	<p>第3節 地域の概要 1 社会環境 (1) 位置 松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.38km²である。 <略></p>

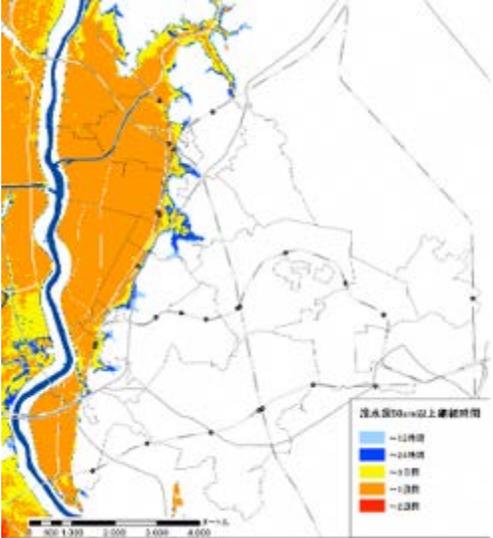
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(2) 人口 平成22年10月1日現在、市内の総人口は484,457人、総世帯数は209,570世帯で、一世帯あたり人口は2.31人、人口密度は7,899人/㎢である。65歳以上の高齢者の割合はおよそ20.7%で、全国平均とほぼ同水準である。 また、就業者数は約24万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の7割程度の約17万人を占める。</p> <p>(3) 交通 〈略〉 鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて6路線、23駅が市内にあり、1日平均乗車人員は約30万人である。特に、平日朝7：30頃の市内の鉄道乗客数は、乗車率100%とした場合に約55,000人と推定される。</p>	<p>(2) 人口 令和2年9月末現在、市内の総人口は498,781人、総世帯数は242,771世帯で、一世帯あたり人口は2.06人、人口密度は8,126人/㎢である。また、65歳以上の高齢者の割合はおよそ25.7%で、全国平均とほぼ同水準である。 平成27年国勢調査によると、就業者数は約22万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の8割程度の約18万人を占める。</p> <p>(3) 交通 〈略〉 鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて8路線、20駅が市内にあり、1日平均乗車人員は約40万人である。</p>
風-14	<p>2 自然環境 〈略〉</p> <p>(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成16年～25年の年平均気温は15.1℃～16.5℃、年間降水量は1,281.5mm～1,649.0mm、平均風速風は3.3m～3.8mである。</p>	<p>2 自然環境 〈略〉</p> <p>(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速風は3.3m～3.7mである。</p>
風-15	<p>第4節 災害の想定</p> <p>1 水害 200年に1回程度発生する可能性がある大雨で、江戸川や利根運河がはん濫した場合、市西部の低地（主に常磐線より西側）で広範囲に2～5m浸水するほか、古ヶ崎、旭町などでは江戸川のはん濫で5m以上の浸水が予測されている。</p>	<p>第4節 災害の想定</p> <p>1 水害 昭和56年以降、松戸市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋2,3丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水被害が発生している。 近年の水害は、堤防の破堤による洪水はん濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなって発生する内水はん濫が発生している。 水防法に基づく洪水浸水想定区域は、国管理の江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路、県管理の坂川・新坂川、真間川（国分川、国分川放水路、春木川、紙敷川）が本市に影響しており、その状況は次のとおりである。</p> <p>(1) 江戸川 想定最大規模の洪水では、常磐線より西側の低地で水浸5m以上の範囲が広がり、特に栄町西周辺などで水浸7.5m以上となる。</p>

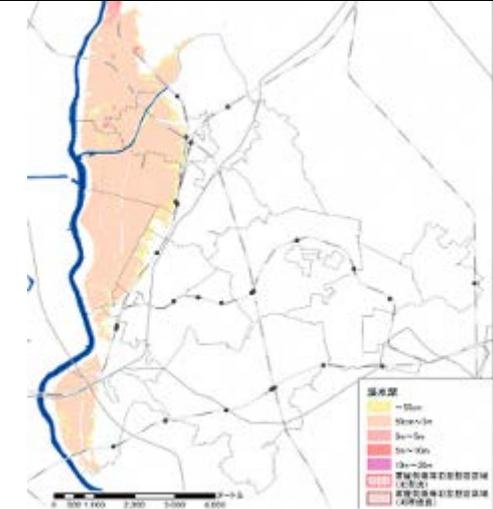
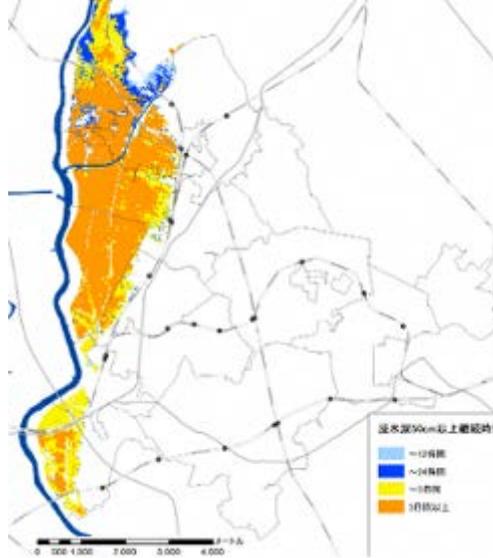
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	 <p data-bbox="533 863 855 895">市内の浸水想定区域の分布</p>	<p data-bbox="1261 201 2114 308"> <u>浸水継続時間は、常磐線の西側のほとんどの範囲で4日間となる。</u> <u>家屋倒壊等氾濫想定区域は、江戸川からおよそ500mの範囲が「氾濫流」による想定区域となる。なお、「河岸浸食」による想定区域はない。</u> </p>  <p data-bbox="1234 863 2051 895">江戸川浸水想定区域（想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）</p>

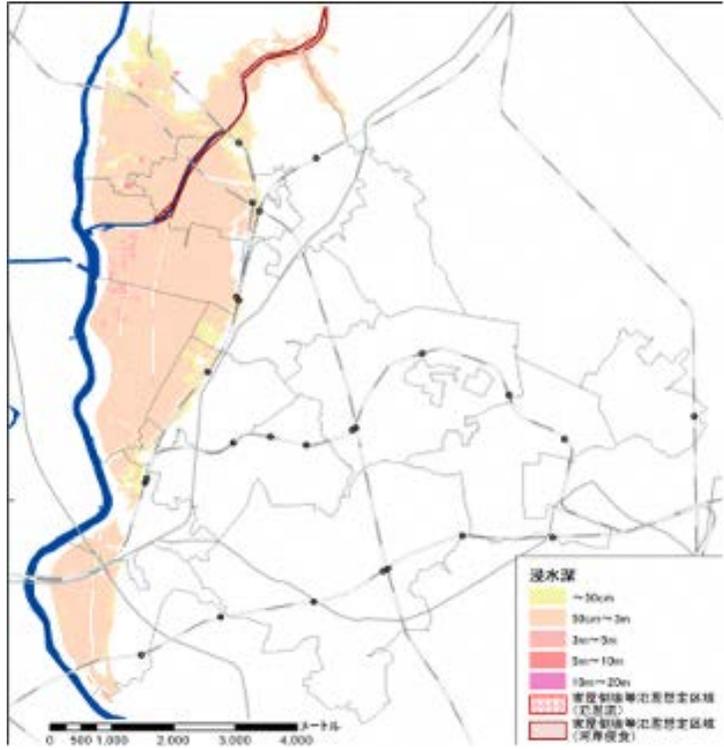
松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

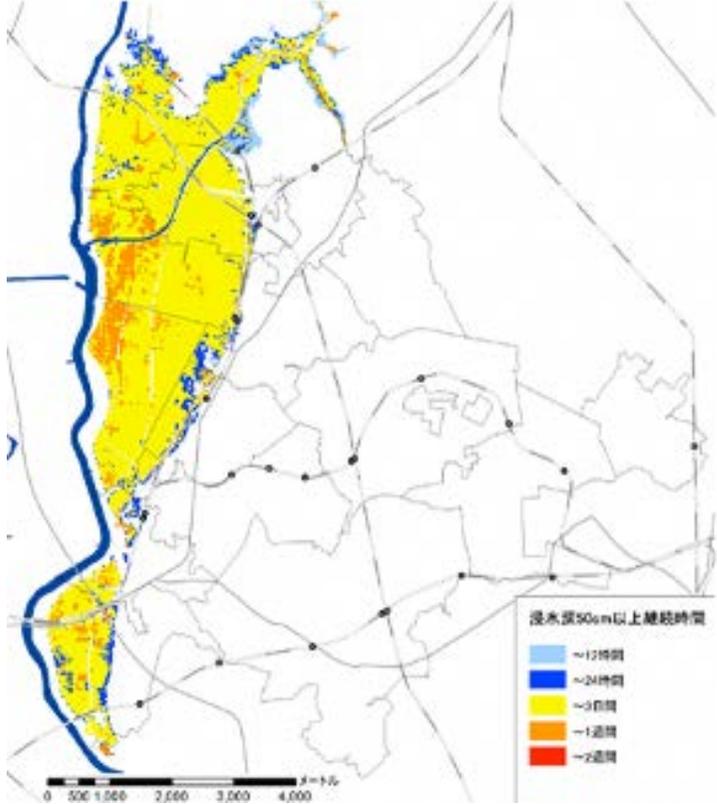
ページ	修正前	修正後
風-16	<p>〈新設〉</p>	 <p>江戸川浸水想定区域（想定最大規模の浸水継続時間）</p>
	<p>〈新設〉</p>	<p>(2) 利根運河</p> <p>想定最大規模の洪水想定では、常磐線より西側の低地が浸水範囲となる。 <u>水浸は概ね50cm以上で、栄町西周辺などでは3.5m以上となる。</u> <u>浸水継続時間は、概ね3日間以上の範囲が多い。</u> <u>なお、家屋倒壊等氾濫想定区域はない。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

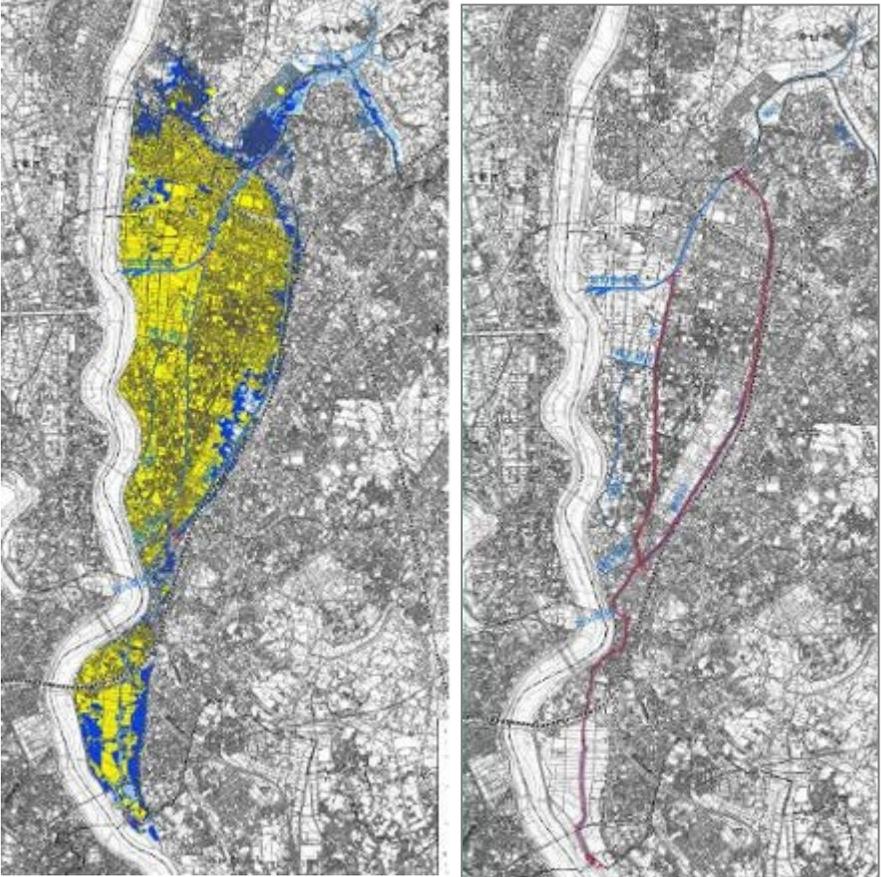
ページ	修正前	修正後
	<p>修正前 〈新設〉</p>	 <p>利根運河浸水想定区域 (想定最大規模の浸水深)</p> <p>浸水深 0-50cm 50cm-100cm 100cm-150cm 150cm-200cm 200cm-250cm 250cm-300cm 300cm以上 浸水想定区域(浸水想定区域) (浸水想定区域) (浸水想定区域) (浸水想定区域)</p>
	<p>修正前 〈新設〉</p>	 <p>利根運河浸水想定区域 (想定最大規模の浸水継続時間)</p> <p>浸水深50cm以上継続時間 1日未満 1日～2日未満 2日～3日未満 3日以上</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

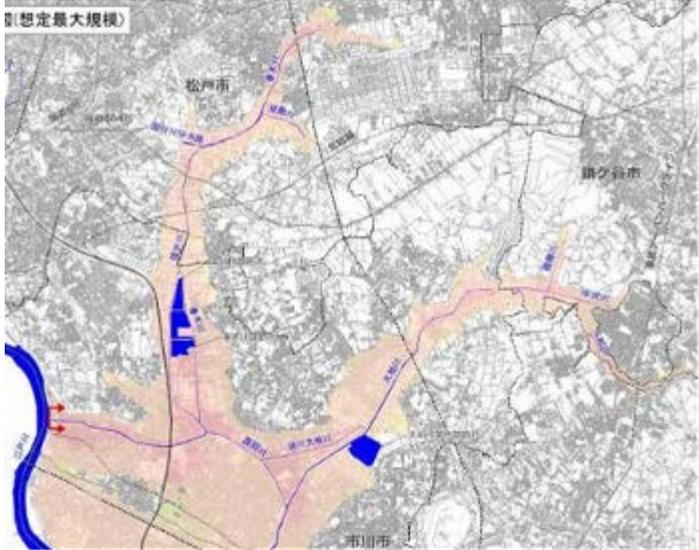
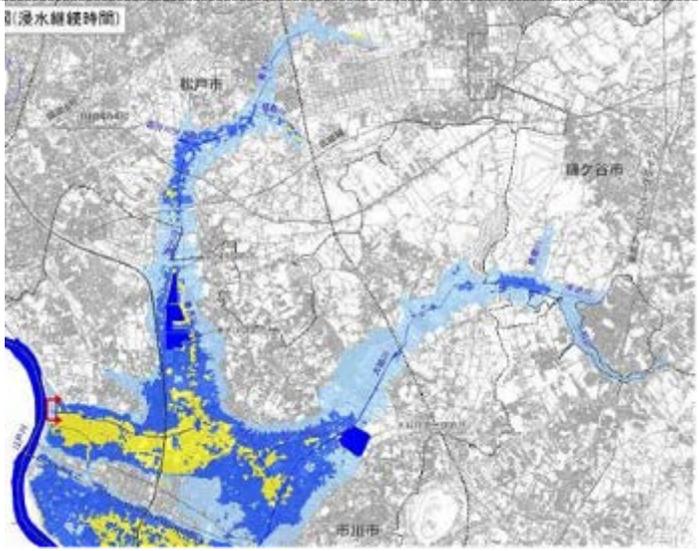
ページ	修正前	修正後
	<p>50年に1回程度発生する可能性がある大雨で、坂川・坂川放水路、新坂川がはん濫した場合、市西部の低地（主に常磐線より西側）で広範囲に1m以下の浸水、河川沿いの一部で1～2mの浸水が予測されている。また、真間川（国分川、春木川、紙敷川）がはん濫した場合、河川沿いの低地で2m以下の浸水、一部の街区で2m以上の浸水が予測されている。</p> <p>いずれの水害でも、台地までの距離があり、避難経路には水路や小河川が多く分布する。</p>	<p>(3) 坂川・坂川放水路</p> <p>想定最大規模の洪水によって、市西部の低地（主に流山電鉄・常磐線より西側）では水深50cm以上の範囲が広がり、栄町西周辺などでは水深3.5m以上となる。</p> <p>浸水継続時間は、常磐線の西側で1日間以上の範囲が広がる。</p> <p>家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川沿いが「河岸浸食」による想定区域である。</p>
風-17	<p>〈新設〉</p>	 <p>坂川・坂川放水路浸水想定区域（想定最大規模の浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域）</p>

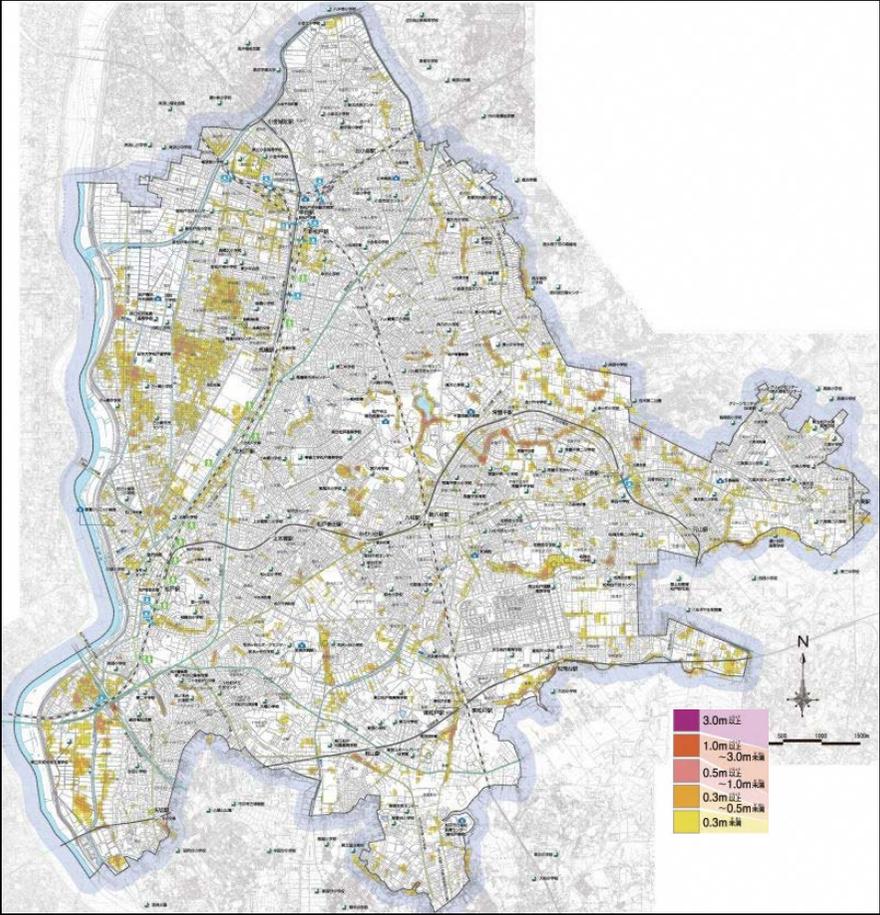
ページ	修正前	修正後
風-18	<p>〈新設〉</p>	 <p>浸水深50cm以上継続時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ～12時間 ～24時間 ～3日間 ～1週間 ～2週間 <p>0 500 1,000 2,000 3,000 4,000</p> <p>坂川・坂川放水路浸水想定区域（想定最大規模の浸水継続時間）</p>
風-19	<p>〈新設〉</p>	<p>(4) 坂川・新坂川</p> <p>想定最大規模の洪水により、常磐線の西側や矢切地区の低地部が浸水し、水深は最大3m～5mとなる。また、浸水継続時間は、概ね1日間以上である。</p> <p>家屋倒壊等氾濫想定区域は、坂川、新坂川の河道沿いが「河岸浸食」による想定区域である。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-20	<p>〈新設〉</p>	 <p>坂川・新坂川浸水想定区域 (左：浸水継続時間、右：家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食))</p>
	<p>〈新設〉</p>	<p>(5) 真間川 想定最大規模の洪水で、国分川、国分川分水路、春木川及び紙敷川の周辺が浸水し、水深3.0mを超すと予想される。 浸水継続時間は概ね1日未満であるが、一部で1日間以上となることもある。 市内に家屋倒壊等氾濫想定区域はない。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

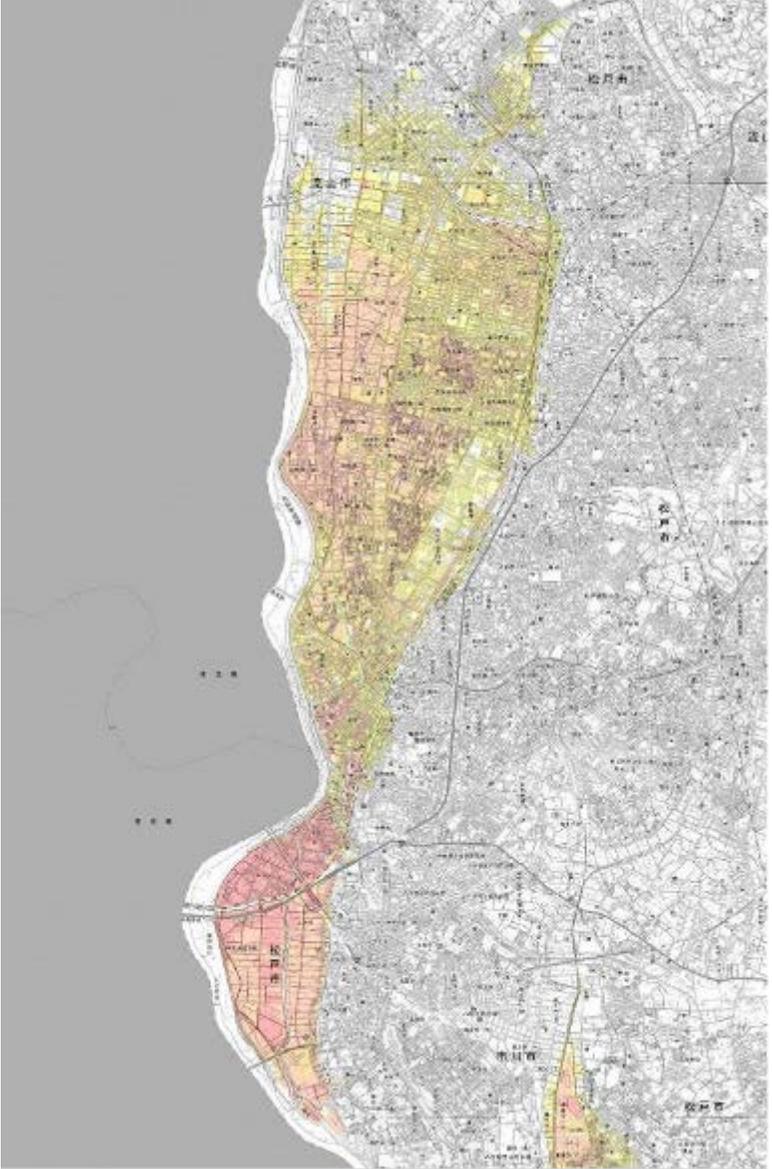
ページ	修正前	修正後
風-21	<p>〈新設〉</p>	 <p>真間川浸水想定区域 (想定最大規模、浸水深)</p>
	<p>〈新設〉</p>	 <p>真間川浸水想定区域 (想定最大、浸水継続時間)</p>

ページ	修正前	修正後
風-22	<p>〈新設〉</p>	<p>(6) 内水ハザードマップ</p> <p>市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり71mmの大雨では、道路や宅地において最大3m未満の浸水深が予測される。</p> 

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-23	<p>2 土砂災害</p> <p>市内には、土砂災害危険箇所が75箇所分布する。その内訳は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが37箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが38箇所である。</p> <p>近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。</p> <p>市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。</p>  <p>市内の土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の分布</p>	<p>2 土砂災害</p> <p>市内には、土砂災害危険箇所が75箇所分布する。その内訳は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが37箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが38箇所である。</p> <p>近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。</p> <p>市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。</p> <p><u>令和2年4月現在、47箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち44箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。</u></p>  <p>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和元年10月現在）</p>
風-24	<p><新設></p>	<p>3 高潮</p> <p>想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、常磐線の西側や矢切地区の低地部で浸水が想定される。</p> <p><u>浸水深は概ね3.0m未満だが、矢切地区の低地では3mを超える場所も多い。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-25	<p>〈新設〉</p>	 <p>高潮浸水想定区域図 (浸水深)</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後										
風-27	<p>第2章 災害予防計画 第1節 水害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="232 349 1137 432"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 349 488 389">項目</th> <th data-bbox="488 349 1137 389">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 389 488 432">〈略〉</td> <td data-bbox="488 389 1137 432"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		<p>第2章 災害予防計画 第1節 水害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1180 349 2085 515"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 349 1435 389">項目</th> <th data-bbox="1435 349 2085 389">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 389 1435 432">〈略〉</td> <td data-bbox="1435 389 2085 432"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 432 1435 515">4 減災協議会の推進</td> <td data-bbox="1435 432 2085 515">本部事務局、建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		4 減災協議会の推進	本部事務局、建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所
項目	担当											
〈略〉												
項目	担当											
〈略〉												
4 減災協議会の推進	本部事務局、建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所											
風-28	<p>3 警戒避難態勢</p> <p>(1) 浸水想定区域の避難確保措置</p> <p>ア 避難確保のための体制整備</p> <p>本部事務局は、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるほか、地下街、大規模な工場等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画に定める。</p> <p>また、浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。</p> <p>なお、避難確保計画及び洪水ハザードマップの作成にあたっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。</p>	<p>3 警戒避難態勢</p> <p>(1) 浸水想定区域の避難確保措置</p> <p>ア 避難確保のための体制整備</p> <p>本部事務局は、<u>洪水及び高潮</u>の浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるほか、地下街、大規模な工場等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画に定める。</p> <p>また、浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、<u>洪水、内水及び高潮</u>のハザードマップ等により住民へ周知する。</p> <p>なお、避難確保計画及び洪水及び高潮のハザードマップの作成にあたっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位、<u>潮位</u>等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。</p>										
風-29	<p>イ 避難確保及び浸水防止措置の指導等</p> <p>建設部、街づくり部及び本部事務局は、浸水想定区域内に次の施設がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。</p>	<p>イ 避難確保及び浸水防止措置の指導等</p> <p>建設部、街づくり部及び本部事務局は、<u>洪水及び高潮</u>の浸水想定区域内に次の施設がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。</p>										

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後	
	施設の種類	施設管理者の必要な対策	施設の種類	施設管理者の必要な対策
	要配慮者の利用施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画の作成及び当該計画で定める避難訓練並びに自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。	要配慮者の利用施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画（避難確保計画）の作成及び当該計画で定める避難訓練を行うほか、自衛水防組織の設置に努める。 また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。
	<略>		<略>	
	<新設>		4 減災協議会の推進 本部事務局、建設部は、河川管理者や流域内の市町村等と連携し、大規模な洪水氾濫に対する円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「江戸川流域の減災に係る取組方針（江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会）」及び「千葉県の大規模氾濫に関する地域の取組方針（千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会）」の実施を推進する。	
風-30	第2節 土砂災害の予防 【計画の指針】 本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所が75箇所あり、そのうち8箇所が区域に指定され保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。		第2節 土砂災害の予防 【計画の指針】 本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。	
風-31	<新設>		1 土砂災害防止法に基づく対策の推進 <略> (4) 避難確保計画の作成 建設部、街づくり部及び本部事務局は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を本計画（資料編）に記載するとともにし、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。	

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
風-34	<p>第3節 風害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 電力施設の対策</p> <p>東京電力(株)は、建物に対する風圧力は建築基準法により、送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目により、また、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとして、電力施設の強風対策を行う。</p>	項目	担当	〈略〉		3 電力施設の対策	東京電力(株)	<p>第3節 風害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 電力施設の対策</p> <p>東京電力パワーグリッド(株)は、建物に対する風圧力は建築基準法により、送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目により、また、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとして、電力施設の強風対策を行う。</p>	項目	担当	〈略〉		3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)				
項目	担当																	
〈略〉																		
3 電力施設の対策	東京電力(株)																	
項目	担当																	
〈略〉																		
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)																	
風-33	<p>第4節 雪害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力(株)</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		3 電力施設の対策	東京電力(株)	〈略〉		<p>第4節 雪害の予防</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	〈略〉		3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)	〈略〉	
項目	担当																	
〈略〉																		
3 電力施設の対策	東京電力(株)																	
〈略〉																		
項目	担当																	
〈略〉																		
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)																	
〈略〉																		
風-33	<p>3 電力施設の対策</p> <p>東京電力(株)は、電力設備の雪害対策を行う。</p>	<p>3 電力施設の対策</p> <p>東京電力パワーグリッド(株)は、電力設備の雪害対策を行う。</p>																
風-36	<p>第5節 防災体制の整備・訓練等</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>3 防災訓練・広報の充実</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 防災広報の充実</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;">〈広報手段と内容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報まつど講演会</td> <td>地域住民 町会・自治会</td> <td>・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策</td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報まつど講演会	地域住民 町会・自治会	・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策	<p>第5節 防災体制の整備・訓練等</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>3 防災訓練・広報の充実</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 防災広報の充実</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p style="text-align: center;">〈広報手段と内容〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報まつど講演会</td> <td>地域住民 町会・自治会</td> <td>・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策</td> </tr> </tbody> </table>	媒体	対象	内容	広報まつど講演会	地域住民 町会・自治会	・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策				
媒体	対象	内容																
広報まつど講演会	地域住民 町会・自治会	・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策																
媒体	対象	内容																
広報まつど講演会	地域住民 町会・自治会	・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害対策																

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前			修正後		
	ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS（ツイッター、フェイスブック等） 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 等	自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・避難路、避難所・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の風水害等対策 ・浸水想定区域、土砂災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・気象、河川等の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について 	ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS（ツイッター、フェイスブック等） 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 等	自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・<u>避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容</u> ・<u>台風接近時のマイ・タイムラインの作成</u> ・<u>「避難者カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法、避難時の心得</u> ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の風水害等対策 ・浸水想定区域、土砂災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・気象、河川等の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について
風-38	<p>4 食料・飲料水等の備蓄 (1) 食料・飲料水等の備蓄 <略> ア 住民の備蓄 住民は、災害発生後、3日間～1週間程度は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等を家庭内で備蓄する。</p>			<p>4 食料・飲料水等の備蓄 (1) 食料・飲料水等の備蓄 <略> ア 住民の備蓄 住民は、災害発生後、<u>最低3日間～できる限り1週間以上</u>は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等を家庭内で備蓄する。</p>		
風-41	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 <略> 1 市職員の配備 (1) 配備基準</p>			<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 <略> 1 市職員の配備 (1) 配備基準</p>		

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後	
	<略> (市職員の配備基準)		<略> (市職員の配備基準)	
	配備体制	配備基準	配備体制	配備基準
	—	<略> ①市民対応・点検・消毒等の対応が必要なとき	—	<略> ①市民対応・点検・消毒・ <u>家屋被害調査</u> 等の対応が必要なとき
警戒本部	注意配備	<略> ①次の警報の1以上が松戸市に発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 ②本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき	注意配備	<略> ①次の警報の1以上が松戸市に発表され、災害の発生が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 <u>(6) 高潮警報</u> ②本市が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき <u>(確率70%未満)</u>
災害対策本部	警戒配備	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき	警戒配備	①土砂災害警戒情報が発表されたとき 【自動配備】 ②災害の推移によっては市域に大きな被害の発生が予想される場合で、注意配備以上の体制が必要と総務部長が認めたとき <u>(例)</u> ・本市付近が台風の暴風域に入る確率が70%以上の場合 ・本市付近に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき
災害対策本部	第1配備	災害対策本部の設置を本部長（市長）が必要と認めたとき	第1配備	①大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は高潮特別警報が発表されたとき 【自動配備】 ②災害対策本部の設置を本部長（市長）が必要と認めたとき <u>(例)</u> ・本市付近が台風の暴風域に入る確率がほぼ100%の場合 ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前							修正後												
			<ul style="list-style-type: none"> ・複数地域で災害が発生したとき又は予想されるとき ・複数地域で避難所開設の必要があるとき ・その他、市長が必要と認めたとき 								<ul style="list-style-type: none"> ③複数地域で災害が発生したとき又は予想されるとき ④複数地域で避難所開設の必要があるとき ⑤その他、市長が必要と認めたとき 									
	<略>								<略>											
風-43	(2) 職員の動員							(2) 職員の動員												
	<略> (職員の配備別動員数)							<略> (職員の配備別動員数)												
	本部分名		—	警戒本部			災害対策本部				本部分名		—	警戒本部			災害対策本部			
	配備基準		情報体制 等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3	配備基準		情報体制 等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3				
	部	事務局・班																		
	災害対策本部等事務局		1/2	※～全員	全員	全員	全員	全員	災害対策本部等事務局		1/2	※～全員	全員	全員	全員	全員				
	総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員	総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員				
		情報・運用支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員		情報・運用支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員				
	広報部	事務局	二	1人	3人	3分の1	3分の2	全員	広報部	事務局	※	1人	3人	3分の1	3分の2	全員				
		他構成課	二	4人	7人	3分の1	3分の2	全員		他構成課	※	4人	7人	3分の1	3分の2	全員				
	財務部	事務局	二	※	※	3分の1	3分の2	全員	財務部	事務局	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
		財務班	二	※	5人	3分の1	3分の2	全員		財務班	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員				
		調査班	二	※	※	3分の1	3分の2	全員		調査班	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
	市民部	構成課	二	※	20人	3分の1	3分の2	全員	市民部	構成課	※	※	20人	3分の1	3分の2	全員				
	経済振興部	構成課	二	※	6人	3分の1	3分の2	全員	経済振興部	構成課	※	※	6人	3分の1	3分の2	全員				
	環境部	構成課	二	※	※	3分の1	3分の2	全員	環境部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
	福祉1部	構成課	二	※	10人	3分の1	3分の2	全員	福祉1部	構成課	※	※	10人	3分の1	3分の2	全員				
	福祉2部	構成課	二	※	※	3分の1	3分の2	全員	福祉2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
	保健医療部	構成課	二	※	※	3分の1	3分の2	全員	保健医療部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
	都市部	構成課	二	10人	20人	3分の1	3分の2	全員	都市部	構成課	※	10人	20人	3分の1	3分の2	全員				
	建設部	構成課	二	20人	40人	2分の1	3分の2	全員	建設部	構成課	※	20人	40人	2分の1	3分の2	全員				
	教育1部	構成課	二	※	15人	3分の1	3分の2	全員	教育1部	構成課	※	※	15人	3分の1	3分の2	全員				
	教育2部	構成課	二	※	※	3分の1	3分の2	全員	教育2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員				
	水道部	構成課	二	※	6人	2分の1	3分の2	全員	水道部	構成課	※	※	6人	2分の1	3分の2	全員				
	病院部	事務局	二	※	※	別途計画			病院部	事務局	※	※	※	別途計画						
		病院1班	二	—						—										

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																				
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>病院2班</td> <td>二</td> <td>二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応援班</td> <td>二</td> <td>二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>構成課</td> <td colspan="3">別途計画</td> <td>全員</td> </tr> </table> <p>(注1)「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。 (注2)表中の人数は目安であり、状況によって増減する。</p>		病院2班	二	二				応援班	二	二			消 防 局	構成課	別途計画			全員	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>病院2班</td> <td>※</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>構成課</td> <td colspan="3">別途計画</td> <td>全員</td> </tr> </table> <p>(注1)「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。 (注2)表中の人数は目安であり、状況によって増減する。</p>		病院2班	※	—			消 防 局	構成課	別途計画			全員																						
	病院2班	二	二																																																			
	応援班	二	二																																																			
消 防 局	構成課	別途計画			全員																																																	
	病院2班	※	—																																																			
消 防 局	構成課	別途計画			全員																																																	
風-49	<p>2 市本部等の設置</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>ア 避難準備情報の発表</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>3 災害対応拠点設置予定場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避 難</td> <td>避難場所</td> <td>市指定 <u>100</u> か所※</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>災害医療対策本部</td> <td>衛生会館</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	施設名	<略>			避 難	避難場所	市指定 <u>100</u> か所※	避難所	市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】	<略>		帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎	<略>			医療	災害医療対策本部	衛生会館	<略>		<略>			<p>2 市本部等の設置</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(5) 現地災害対策本部の設置</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始の発表</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>3 災害対応拠点設置予定場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避 難</td> <td>避難場所</td> <td>市指定 <u>96</u> か所※</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】</td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 <u>県立西部図書館</u> <u>流通経済大学（協定施設）</u></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>災害医療対策本部</td> <td><u>中央保健福祉センター</u></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	施設名	<略>			避 難	避難場所	市指定 <u>96</u> か所※	避難所	市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】	<略>		帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 <u>県立西部図書館</u> <u>流通経済大学（協定施設）</u>	<略>			医療	災害医療対策本部	<u>中央保健福祉センター</u>	<略>		<略>		
	種 類	施設名																																																				
<略>																																																						
避 難	避難場所	市指定 <u>100</u> か所※																																																				
	避難所	市指定 <u>108</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】																																																				
	<略>																																																					
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎																																																				
<略>																																																						
医療	災害医療対策本部	衛生会館																																																				
	<略>																																																					
<略>																																																						
	種 類	施設名																																																				
<略>																																																						
避 難	避難場所	市指定 <u>96</u> か所※																																																				
	避難所	市指定 <u>106</u> か所※ 【資料編 避難場所一覧】																																																				
	<略>																																																					
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 <u>県立西部図書館</u> <u>流通経済大学（協定施設）</u>																																																				
<略>																																																						
医療	災害医療対策本部	<u>中央保健福祉センター</u>																																																				
	<略>																																																					
<略>																																																						
風-51	<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 災害救助法による事務</p> <p>(1) 業務の分担</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法に</p>	<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 災害救助法による事務</p> <p>(1) 業務の分担</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>また、<u>市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、</u></p>																																																				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																																																																																																																								
風-52	<p>よる業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。</p>	<p>市の委託事業として行うものとし、関係帳簿の作成を依頼する。 災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。</p>																																																																																																																								
	<p>〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p>																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>市民部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>都市部</td> <td></td> <td>20日以内に着工</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>保健医療部</td> <td></td> <td>14日以内</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>保健医療部</td> <td></td> <td>分娩の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>消防局</td> <td>○</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>都市部</td> <td>○</td> <td>1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教育2部</td> <td>○</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>保健医療部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索（行方不明者の搜索）</td> <td>福祉1部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の処理（遺体の処理）</td> <td>保健医療部</td> <td></td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>住居障害物の除去</td> <td>都市部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項</p>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	都市部		20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10日以内	医療	保健医療部		14日以内	助産	保健医療部		分娩の日から7日以内	被災者の救出	消防局	○	3日以内	被災住宅の応急修理	都市部	○	1ヶ月以内	学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	埋葬	保健医療部	○	10日以内	死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内	住居障害物の除去	都市部	○	10日以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>市民部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>都市部</td> <td>△</td> <td>20日以内に着工</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> <td>○</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>経済振興部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>保健医療部</td> <td>○</td> <td>14日以内</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>保健医療部</td> <td>○</td> <td>分娩の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>消防局</td> <td>○</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>都市部</td> <td>○</td> <td>1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>教育2部</td> <td>○</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>保健医療部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索（行方不明者の搜索）</td> <td>福祉1部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>死体の処理（遺体の処理）</td> <td>保健医療部</td> <td></td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>住居障害物の除去</td> <td>都市部</td> <td>○</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。</p>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	都市部	△	20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10日以内	医療	保健医療部	○	14日以内	助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内	被災者の救出	消防局	○	3日以内	被災住宅の応急修理	都市部	○	1ヶ月以内	学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	埋葬	保健医療部	○	10日以内	死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内	住居障害物の除去	都市部	○	10日以内
	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																																																																																																						
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																																																																																																							
応急仮設住宅の供与	都市部		20日以内に着工																																																																																																																							
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内																																																																																																																							
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																																																																																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10日以内																																																																																																																							
医療	保健医療部		14日以内																																																																																																																							
助産	保健医療部		分娩の日から7日以内																																																																																																																							
被災者の救出	消防局	○	3日以内																																																																																																																							
被災住宅の応急修理	都市部	○	1ヶ月以内																																																																																																																							
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内																																																																																																																							
埋葬	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																							
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内																																																																																																																							
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内																																																																																																																							
住居障害物の除去	都市部	○	10日以内																																																																																																																							
災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																																																																																																							
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																																																																																																							
応急仮設住宅の供与	都市部	△	20日以内に着工																																																																																																																							
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部	○	7日以内																																																																																																																							
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																																																																																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部	○	10日以内																																																																																																																							
医療	保健医療部	○	14日以内																																																																																																																							
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内																																																																																																																							
被災者の救出	消防局	○	3日以内																																																																																																																							
被災住宅の応急修理	都市部	○	1ヶ月以内																																																																																																																							
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内																																																																																																																							
埋葬	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																							
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内																																																																																																																							
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内																																																																																																																							
住居障害物の除去	都市部	○	10日以内																																																																																																																							
	<p>〈新設〉</p>	<p>〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>被災者の避難に係る支援</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>消防局</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>水道部</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索</td> <td>福祉1部</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>保健医療部</td> </tr> </tbody> </table>	被災者の避難に係る支援	市民部	医療及び助産	保健医療部	被災者の救出	消防局	飲料水の供給	水道部	死体の搜索	福祉1部	死体の処理	保健医療部																																																																																																												
被災者の避難に係る支援	市民部																																																																																																																									
医療及び助産	保健医療部																																																																																																																									
被災者の救出	消防局																																																																																																																									
飲料水の供給	水道部																																																																																																																									
死体の搜索	福祉1部																																																																																																																									
死体の処理	保健医療部																																																																																																																									

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

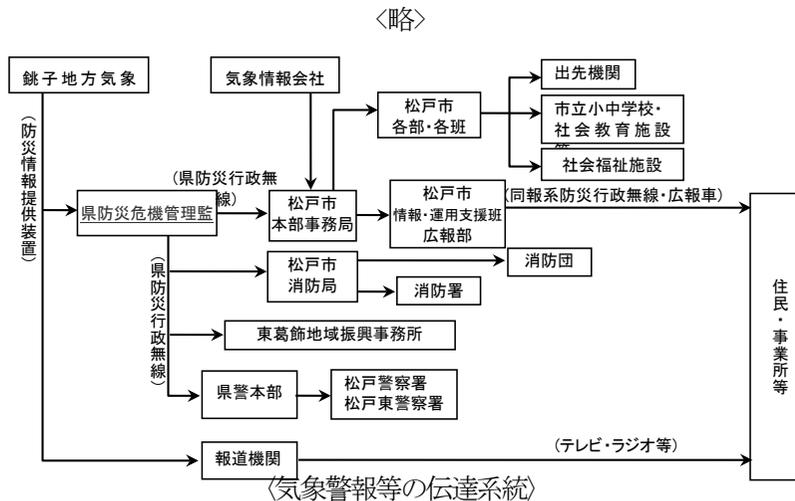
ページ	修正前	修正後																																								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1330 197 1659 233">救済用物資の整理配分</td> <td data-bbox="1659 197 1962 233">経済振興部、教育1部</td> </tr> </table>	救済用物資の整理配分	経済振興部、教育1部																																						
救済用物資の整理配分	経済振興部、教育1部																																									
風-53	<p>〈新設〉</p>	<p>〈救助事務の対象経費と担当〉</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 316 1778 355">時間外勤務手当</td> <td data-bbox="1778 316 2107 355">総務部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 355 1778 395">賃金職員等雇上費用</td> <td data-bbox="1778 355 2107 395">総務部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 395 1778 435">旅費</td> <td data-bbox="1778 395 2107 435">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 435 1778 475">需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）</td> <td data-bbox="1778 435 2107 475">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 475 1778 515">使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="1778 475 2107 515">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 515 1778 555">通信運搬費</td> <td data-bbox="1778 515 2107 555">各部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 555 1778 595">委託費</td> <td data-bbox="1778 555 2107 595">各部、市社会福祉協議会※</td> </tr> </table> <p>※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。</p>	時間外勤務手当	総務部	賃金職員等雇上費用	総務部	旅費	各部	需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部	使用料及び賃借料	各部	通信運搬費	各部	委託費	各部、市社会福祉協議会※																										
時間外勤務手当	総務部																																									
賃金職員等雇上費用	総務部																																									
旅費	各部																																									
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部																																									
使用料及び賃借料	各部																																									
通信運搬費	各部																																									
委託費	各部、市社会福祉協議会※																																									
風-54	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>〈略〉</p> <p>2 情報収集・伝達</p> <p>(1) 気象情報の収集</p> <p>〈略〉</p> <p>〈気象情報、警報等の種類と留意点〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 895 353 935">情報源</th> <th data-bbox="353 895 573 935">情報項目</th> <th data-bbox="573 895 954 935">情報の意味（更新間隔）</th> <th data-bbox="954 895 1158 935">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 935 353 1412" rowspan="4">気象庁 ・ 河川 管理者</td> <td data-bbox="353 935 573 975">〈略〉</td> <td data-bbox="573 935 954 975"></td> <td data-bbox="954 935 1158 975"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 975 573 1214">台風情報</td> <td data-bbox="573 975 954 1214">台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）</td> <td data-bbox="954 975 1158 1214">台風が東側を通る場合は降雨が特に強くなる。西側を通過する場合は、風が特に強くなる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1214 573 1254">〈略〉</td> <td data-bbox="573 1214 954 1254"></td> <td data-bbox="954 1214 1158 1254"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1254 573 1412">降水短時間予報</td> <td data-bbox="573 1254 954 1412">6時間先までの降雨強度分布の予測（10分） 15時間先までの降雨強度分布の予測（1時間）</td> <td data-bbox="954 1254 1158 1412">広域の豪雨の危険を把握</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考	気象庁 ・ 河川 管理者	〈略〉			台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	台風が東側を通る場合は降雨が特に強くなる。西側を通過する場合は、風が特に強くなる。	〈略〉			降水短時間予報	6時間先までの降雨強度分布の予測（10分） 15時間先までの降雨強度分布の予測（1時間）	広域の豪雨の危険を把握	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>〈略〉</p> <p>2 情報収集・伝達</p> <p>(1) 気象情報の収集</p> <p>〈略〉</p> <p>〈気象情報、警報等の種類と留意点〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 895 1301 935">情報源</th> <th data-bbox="1301 895 1520 935">情報項目</th> <th data-bbox="1520 895 1901 935">情報の意味（更新間隔）</th> <th data-bbox="1901 895 2105 935">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 935 1301 1412" rowspan="6">気象庁 ・ 河川 管理者</td> <td data-bbox="1301 935 1520 975">〈略〉</td> <td data-bbox="1520 935 1901 975"></td> <td data-bbox="1901 935 2105 975"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 975 1520 1094">大雨警報（土砂災害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1520 975 1901 1094">大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）</td> <td data-bbox="1901 975 2105 1094">大雨警報（土砂災害）を補足する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1094 1520 1214">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1520 1094 1901 1214">短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）</td> <td data-bbox="1901 1094 2105 1214">大雨警報（浸水害）を補足する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1214 1520 1334">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1520 1214 1901 1334">指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを、河川ごとに5段階で表示（10分）</td> <td data-bbox="1901 1214 2105 1334">洪水警報を補足する情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1334 1520 1374">〈略〉</td> <td data-bbox="1520 1334 1901 1374"></td> <td data-bbox="1901 1334 2105 1374"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 1374 1520 1412">台風情報</td> <td data-bbox="1520 1374 1901 1412">台風の実況と予報（台風が日本に</td> <td data-bbox="1901 1374 2105 1412">台風が東側を通</td> </tr> </tbody> </table>	情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考	気象庁 ・ 河川 管理者	〈略〉			大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（浸水害）を補足する情報	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを、河川ごとに5段階で表示（10分）	洪水警報を補足する情報	〈略〉			台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に	台風が東側を通
情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考																																							
気象庁 ・ 河川 管理者	〈略〉																																									
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	台風が東側を通る場合は降雨が特に強くなる。西側を通過する場合は、風が特に強くなる。																																							
	〈略〉																																									
	降水短時間予報	6時間先までの降雨強度分布の予測（10分） 15時間先までの降雨強度分布の予測（1時間）	広域の豪雨の危険を把握																																							
情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考																																							
気象庁 ・ 河川 管理者	〈略〉																																									
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報																																							
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（浸水害）を補足する情報																																							
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを、河川ごとに5段階で表示（10分）	洪水警報を補足する情報																																							
	〈略〉																																									
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に	台風が東側を通																																							

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

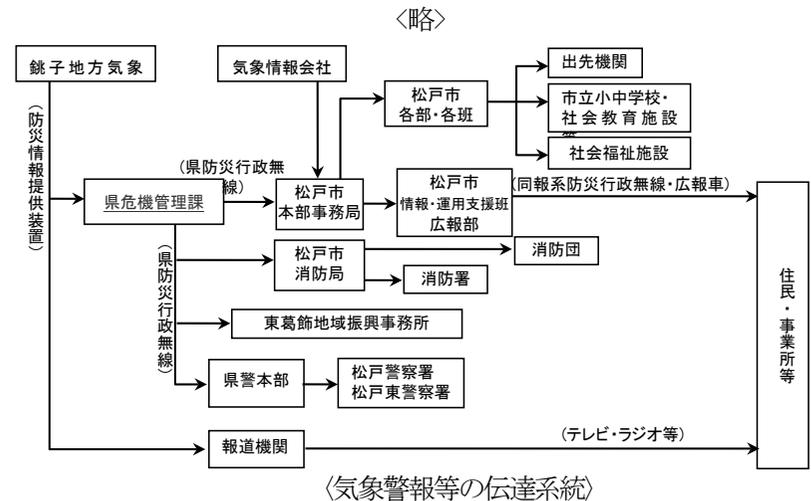
ページ	修正前			修正後		
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測(10分)	集中豪雨の危険を把握		近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定)	る場合は降雨が特に強くなる。西側を通過する場合は、風が特に強くなる。
	<略>			<略>		
	<略>			降水短時間予報	6時間先までの降雨強度分布の予測(10分) 15時間先までの降雨強度分布の予測(1時間)	広域の豪雨の危険を把握
				降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測(10分)	集中豪雨の危険を把握
				<略>		
				<略>		

風-56

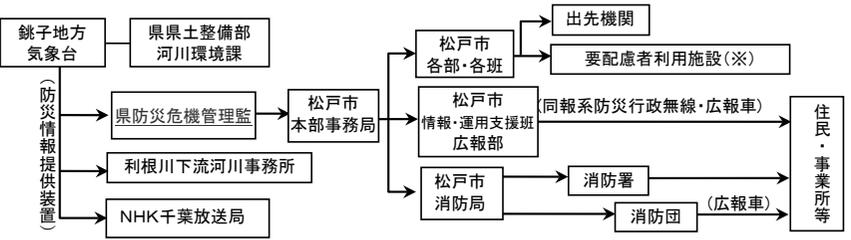
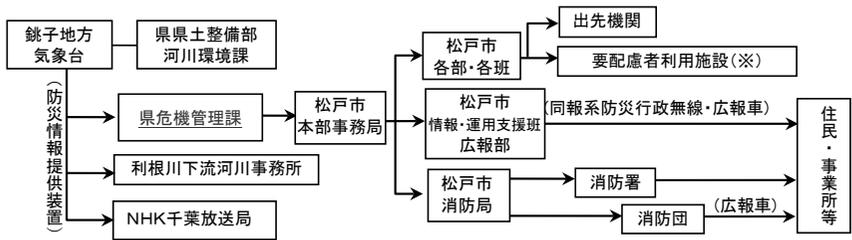
(2) 気象警報等の伝達



(2) 気象警報等の伝達



松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>(4) 洪水予報、<u>避難判断</u>水位情報の伝達 江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の<u>避難判断</u>水位情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。</p>	<p>(4) 洪水予報、<u>水位周知</u>情報の伝達 江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の水<u>位周知</u>情報が発表された場合、建設部は、各部・各班と連携して、浸水想定区域内の住民や要配慮者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。</p>
風-57	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>  <p style="text-align: center;">〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉</p> <p>(※) 土砂災害危険箇所内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設</p>	<p>(5) 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>  <p style="text-align: center;">〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉</p> <p>(※) 土砂災害危険箇所内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設</p>
風-59	<p>(9) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>3 被害調査</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>各調査項目の被害認定基準は、「<u>被害の認定基準</u>」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>(9) <u>重要施設の非常電源の情報共有</u> 大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。 ※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト</p> <p>(10) 留意事項</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>3 被害調査</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>各調査項目の被害認定基準は、「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																		
	<p>【資料編 被害認定基準】</p>	<p>エ 情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（被害認定基準）】</p>																		
風-60	<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（防災危機管理監）に報告する。</p> <p>なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。</p> <p>【資料編 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）】</p>	<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（防災危機管理監）に報告する。</p> <p>なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を消防庁及び県に報告する。</p> <p><u>その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】</p>																		
風-62	<p>5 広報</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 広報内容</p> <p>〈略〉</p> <p>〈主な広報媒体〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>媒体</th> <th>所管する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>同報系防災行政無線</td> <td>情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈略〉</p>	種別	媒体	所管する機関	同報系	同報系防災行政無線	情報・運用支援班	〈略〉			<p>5 広報</p> <p>〈略〉</p> <p>(2) 広報内容</p> <p>〈略〉</p> <p>〈主な広報媒体〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>媒体</th> <th>所管する機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系</td> <td>同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u></td> <td>情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈略〉</p>	種別	媒体	所管する機関	同報系	同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u>	情報・運用支援班	〈略〉		
種別	媒体	所管する機関																		
同報系	同報系防災行政無線	情報・運用支援班																		
〈略〉																				
種別	媒体	所管する機関																		
同報系	同報系防災行政無線 <u>安全安心メール・エリアメール</u>	情報・運用支援班																		
〈略〉																				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-64	<p>7 住民相談</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 安否情報の照会対応</p> <p>〈略〉</p>	<p>7 住民相談</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 安否情報の照会対応</p> <p>〈略〉</p> <p><u>なお、消防庁の安否情報システムを活用し、安否情報の登録、市民からの照会への対応を円滑に行う。</u></p> <p>〈略〉</p>
風-67	<p>第4節 救助・救急・消火活動・水防活動</p> <p>〈略〉</p> <p>2 救急活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 救急搬送</p> <p>トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「市立病院」に搬送する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>第4節 救助・救急・消火活動・水防活動</p> <p>〈略〉</p> <p>2 救急活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(1) 救急搬送</p> <p>トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「市総合医療センター」に搬送する。</p> <p>〈略〉</p>
風-68	<p>3 消火活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 消防団の活動</p> <p>〈略〉</p> <p>エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導</p> <p>〈略〉</p>	<p>3 消火活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 消防団の活動</p> <p>〈略〉</p> <p>エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導</p> <p>〈略〉</p> <p><u>また、土砂災害警戒情報が発表令された場合、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等）へその旨を伝達する。</u></p>
風-69	<p>4 水防活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(4) 応急対策活動</p> <p>〈略〉</p> <p>なお、消防本部又は消防団は、床上浸水等の発生のおそれがあり、市民の生命に危険が及ぶと認められるときは、付近の住民に避難勧告等を伝達し、避難誘導・支援等を実施する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>4 水防活動</p> <p>〈略〉</p> <p>(4) 応急対策活動</p> <p>〈略〉</p> <p>なお、消防局又は消防団は、床上浸水等の発生のおそれがあり、市民の生命に危険が及ぶと認められるときは、付近の住民に避難勧告等を伝達し、避難誘導・支援等を実施する。</p> <p>〈略〉</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後				
風-75	<p>〈新設〉</p>	<p>第6節 交通・輸送対策</p> <p>〈略〉</p> <p>2 緊急通行者両等の確認</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) <u>規制除外車両の確認等</u> <u>緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。</u> <u>ア 規制除外車両の確認は、前記(1)を準用する。</u> <u>イ 緊急通行車両とならない次の車両は、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前期(2)を準用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 663 2089 815"> <tr> <td>① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</td> </tr> <tr> <td>② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両</td> </tr> <tr> <td>③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</td> </tr> </table>	① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両	② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両	③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）	④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両						
② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両						
③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）						
④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両						
風-74	<p>3 緊急輸送</p> <p>(1) 車両、燃料の確保、管理</p> <p>財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、協定団体等からトラック、バス等を調達する。</p> <p>燃料は、松戸市内の燃料販売業者から調達する。</p>	<p>3 緊急輸送</p> <p>(1) 車両、燃料の確保、管理</p> <p>財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、<u>指定（地方）公共機関である運送事業者や協定団体等からトラック、バス等を調達する。</u></p> <p><u>また、パトカー、消防車、救急車、自衛隊車両その他の緊急通行車両については、中核SS（自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となる中核給油所）での優先給油が可能である旨を関係者に周知する。</u></p> <p><u>その他燃料は、<u>県石油商業組合松戸支部加盟</u>の松戸市内の燃料販売業者から調達する。</u></p>				

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
風-76	<p>第7節 避難対策 【計画の指針】</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>第7節 避難対策 【計画の指針】</p> <p>○ 江戸川が決壊した場合には市内が広範囲に浸水し、一部の地域では5メートル以上の水浸となることから、堅牢で地上3階以上に避難者を収容できる建物を民間事業者の協力を得て確保し、垂直避難場所として指定を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>																
風-77	<p>2 避難の勧告・指示等 (1) 避難の勧告・指示等の発令 ア 避難の勧告・指示の発令</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「避難準備情報」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="232 708 1153 1145"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 708 430 788">避難勧告等の種類</th> <th data-bbox="430 708 1153 788">住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 788 430 948">避難準備情報</td> <td data-bbox="430 788 1153 948"> <p>①気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要性について考える。</p> <p>②立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。</p> <p>③要配慮者は、立ち退き避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 948 430 995">避難勧告</td> <td data-bbox="430 948 1153 995">立ち退き避難する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 995 430 1145">避難指示</td> <td data-bbox="430 995 1153 1145"> <p>①避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。</p> <p>②土砂災害から立ち退き避難をしそびれた者が、屋内安全確保をする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	避難勧告等の種類	住民等に求める行動	避難準備情報	<p>①気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要性について考える。</p> <p>②立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。</p> <p>③要配慮者は、立ち退き避難する。</p>	避難勧告	立ち退き避難する。	避難指示	<p>①避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。</p> <p>②土砂災害から立ち退き避難をしそびれた者が、屋内安全確保をする。</p>	<p>2 避難の勧告・指示等 (1) 避難の勧告・指示等の発令 ア 避難の勧告・指示の発令</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1180 708 2107 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 708 1377 788">〔警戒レベル〕 避難勧告等の種類</th> <th data-bbox="1377 708 2107 788">住民等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 788 1377 1066">〔レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1377 788 2107 1066"> <p>①避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>②その他の人は立退き避難を準備し、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払って自発的に避難を開始する。</p> <p>③特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、土砂災害、洪水等に対応する指定緊急避難場所へ立退き避難する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 1066 1377 1343">〔レベル4〕 避難勧告</td> <td data-bbox="1377 1066 2107 1343"> <p>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険と自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所^{*1}」への避難や「屋内安全確保^{**2}」を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 1343 1377 1417">避難指示 (緊急)</td> <td data-bbox="1377 1343 2107 1417"> <p>災害発生が極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場 </td> </tr> </tbody> </table>	〔警戒レベル〕 避難勧告等の種類	住民等に求める行動	〔レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始	<p>①避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>②その他の人は立退き避難を準備し、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払って自発的に避難を開始する。</p> <p>③特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、土砂災害、洪水等に対応する指定緊急避難場所へ立退き避難する。</p>	〔レベル4〕 避難勧告	<p>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険と自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所^{*1}」への避難や「屋内安全確保^{**2}」を行う。 	避難指示 (緊急)	<p>災害発生が極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場
避難勧告等の種類	住民等に求める行動																	
避難準備情報	<p>①気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要性について考える。</p> <p>②立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。</p> <p>③要配慮者は、立ち退き避難する。</p>																	
避難勧告	立ち退き避難する。																	
避難指示	<p>①避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。</p> <p>②土砂災害から立ち退き避難をしそびれた者が、屋内安全確保をする。</p>																	
〔警戒レベル〕 避難勧告等の種類	住民等に求める行動																	
〔レベル3〕 避難準備・高齢者等避難開始	<p>①避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>②その他の人は立退き避難を準備し、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払って自発的に避難を開始する。</p> <p>③特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、土砂災害、洪水等に対応する指定緊急避難場所へ立退き避難する。</p>																	
〔レベル4〕 避難勧告	<p>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険と自ら判断する場合は、「近隣の安全な場所^{*1}」への避難や「屋内安全確保^{**2}」を行う。 																	
避難指示 (緊急)	<p>災害発生が極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場 																	

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後															
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 193 1379 312"></td> <td data-bbox="1379 193 2105 312"> <p>所」への避難や「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令され、必ず発令されるものではないことに留意する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 312 1379 472"> <p>〔レベル5〕 災害発生情報</p> </td> <td data-bbox="1379 312 2105 472"> <p>・既に災害が発生している状況で、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・災害発生は確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではないことに留意する。</p> </td> </tr> </table> <p>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p>		<p>所」への避難や「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令され、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>〔レベル5〕 災害発生情報</p>	<p>・既に災害が発生している状況で、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・災害発生は確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>											
	<p>所」への避難や「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令され、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>																
<p>〔レベル5〕 災害発生情報</p>	<p>・既に災害が発生している状況で、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・災害発生は確実に把握できるものではないため、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>																
	<p>イ 判断基準</p> <p>避難勧告等の判断は、洪水予報河川（江戸川）、水位情報周知河川（利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川）の浸水想定区域の住民に対しては、洪水予報やはん濫警戒情報を目安に、また、土砂災害危険箇所の住民等に対しては、土砂災害警戒情報を基準に行う。</p> <p>なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。</p>	<p>イ 判断基準</p> <p>避難勧告等の判断は、洪水、土砂災害、高潮を対象として5段階の警戒レベルに対応した基準で発令する。また、洪水氾濫に対する避難勧告等においては、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令段階から家屋倒壊等氾濫想定区域の住民には避難開始を求める。</p> <p>なお、決定にあたっては、洪水、土砂災害、高潮及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。</p> <p>その他河川水位と避難情報発令基準の具体的行動要領は、別途定めるものとする。</p>															
風-78	<p>〈避難の種類及び発令基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 1070 405 1110"></th> <th data-bbox="405 1070 696 1110">内 容</th> <th data-bbox="696 1070 1137 1110">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1110 405 1426">避難準備 情報</td> <td data-bbox="405 1110 696 1426"> <p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</p> <p>②人的被害の発生する可能性が高まった状況</p> </td> <td data-bbox="696 1110 1137 1426"> <p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき</p> <p>②【河川】はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>③【土砂災害】千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「警戒」になったとき</p> </td> </tr> </tbody> </table>		内 容	判 断 基 準	避難準備 情報	<p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</p> <p>②人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき</p> <p>②【河川】はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>③【土砂災害】千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「警戒」になったとき</p>	<p>〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 1070 1361 1110">対象災害</th> <th data-bbox="1361 1070 1570 1110">江戸川の氾濫</th> <th data-bbox="1570 1070 2105 1110">利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 1110 1361 1230">避難対象地区</td> <td data-bbox="1361 1110 1570 1230">江戸川洪水浸水想定区域</td> <td data-bbox="1570 1110 2105 1230">利根運河洪水浸水想定区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1230 1361 1426">【レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始</td> <td data-bbox="1361 1230 1570 1426"> <p>▶氾濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>▶氾濫危険水位を超えると予</p> </td> <td data-bbox="1570 1230 2105 1426"> <p>▶避難判断水位に達したとき</p> <p>▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例）</p> <p>・上流の水位が急激に上昇しているとき</p> <p>・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のと</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫	避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域	【レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	<p>▶氾濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>▶氾濫危険水位を超えると予</p>	<p>▶避難判断水位に達したとき</p> <p>▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例）</p> <p>・上流の水位が急激に上昇しているとき</p> <p>・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のと</p>
	内 容	判 断 基 準															
避難準備 情報	<p>①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階</p> <p>②人的被害の発生する可能性が高まった状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき</p> <p>②【河川】はん濫注意情報が発表されたとき</p> <p>③【土砂災害】千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「警戒」になったとき</p>															
対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫															
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域															
【レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	<p>▶氾濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>▶氾濫危険水位を超えると予</p>	<p>▶避難判断水位に達したとき</p> <p>▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例）</p> <p>・上流の水位が急激に上昇しているとき</p> <p>・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のと</p>															

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後		
			<p>④その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</p>		<p>測されたとき き</p>
避難勧告	<p>①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 ②人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</p>	<p>①次の条件において本部長（市長）が必要と認めたとき ②【河川】はん濫警戒情報が発表されたとき ③【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「嚴重警戒」になったとき ④【河川】 ・1時間雨量50mmかつ累積雨量150mmを超えるとき ⑤河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき ⑥火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき ⑦その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</p>		<p>【レベル4】 避難勧告</p> <p>▶<u>氾濫危険情報</u>が発表されたとき ▶<u>堤防高を超え</u>ると予測されたとき</p> <p>避難指示（緊急）</p> <p>▶<u>氾濫危険水位</u>を超え、<u>堤防高に迫っている</u>とき</p> <p>【レベル5】 災害発生情報</p> <p>▶<u>はん濫発生情報</u>が発表されたとき ▶<u>左岸で氾濫が確認された</u>とき</p> <p>備考</p> <p>※水位観測所は松戸</p>	<p>▶<u>氾濫危険水位に達した</u>とき ▶<u>氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがある</u>とき（次の例） ・<u>上流の水位が急激に上昇している</u>とき ・<u>洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上の</u>とき</p> <p>▶<u>氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っている</u>とき</p> <p>▶<u>はん濫発生情報が発表された</u>とき ▶<u>氾濫が確認された</u>とき</p> <p>※水位観測所は利根運河が野田、坂川及び坂川放水路が大谷口新田</p>
				<p>（避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水））</p>	
				対象災害	<p>坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫 春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫</p>
				避難対象地区	<p>坂川・新坂川洪水浸水想定区域 真間川洪水浸水想定区域</p>
				<p>【レベル3】 避難準備 ・高齢者等 避難開始</p>	<p>▶<u>氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがある</u>とき（次の例） ・<u>上流の水位が急激に上昇している</u>とき ・<u>洪水警報の危険度分布が</u></p> <p>▶<u>洪水警報の危険度分布が「警戒」となり、水位が急激に上昇している</u>とき</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前		修正後												
	③人的被害の発生した状況	④その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき	<p>「警戒」以上のとき</p> <p>【レベル4】 避難勧告</p> <p>▶<u>氾濫危険水位に達したとき</u> ▶<u>氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき</u> (次の例) ・<u>上流の水位が急激に上昇しているとき</u> ・<u>洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき</u></p>		<p>▶<u>洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり、水位が急激に上昇しているとき</u> ▶<u>1時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき</u> ▶<u>和名ヶ谷水門を全閉するとき</u></p>										
			<p>避難指示 (緊急)</p>	<p>▶<u>氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき</u></p>	<p>▶<u>洪水警報の危険度分布が「極めて危険」となり、水位が急激に上昇しているとき</u> ▶<u>水位が堤防高に迫っているとき</u></p>										
			<p>【レベル5】 災害発生情報</p>	<p>▶<u>氾濫発生情報が発表されたとき</u> ▶<u>氾濫が確認されたとき</u></p>	<p>▶<u>氾濫が確認されたとき</u></p>										
			<p>備考</p>	<p>※<u>水位観測所は坂川が馬橋及び古ヶ崎、新坂川が新松戸及び根本</u></p>	<p>※<u>雨量観測所は消防局、消防署、東葛飾土木及び新松戸</u> ※<u>水位観測は現場確認による。</u></p>										
風-79		>	<p style="text-align: center;">〈避難の種類及び発令基準（河川共通の洪水）〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1173 986 1346 1026">対象災害</td> <td data-bbox="1352 986 2119 1026" style="text-align: center;">河川共通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1031 1346 1070">避難対象地区</td> <td data-bbox="1352 1031 2119 1070" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1075 1346 1230"> <p>【レベル3】 避難準備 ・高齡者等 避難開始</p> </td> <td data-bbox="1352 1075 2119 1230"> <p>▶<u>堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難準備・高齡者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1235 1346 1350"> <p>【レベル4】 避難勧告</p> </td> <td data-bbox="1352 1235 2119 1350"> <p>▶<u>異常な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1355 1346 1425"> <p>避難指示 (緊急)</p> </td> <td data-bbox="1352 1355 2119 1425"> <p>▶<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p> </td> </tr> </table>			対象災害	河川共通	避難対象地区	—	<p>【レベル3】 避難準備 ・高齡者等 避難開始</p>	<p>▶<u>堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難準備・高齡者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p>	<p>【レベル4】 避難勧告</p>	<p>▶<u>異常な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p>	<p>避難指示 (緊急)</p>	<p>▶<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p>
対象災害	河川共通														
避難対象地区	—														
<p>【レベル3】 避難準備 ・高齡者等 避難開始</p>	<p>▶<u>堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難準備・高齡者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p>														
<p>【レベル4】 避難勧告</p>	<p>▶<u>異常な漏水・侵食等が発見された場合</u> ▶<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</u></p>														
<p>避難指示 (緊急)</p>	<p>▶<u>異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</u></p>														

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後		
		<p>▶樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象区域を限定）</p>		
		<p>【レベル5】 災害発生情報</p> <p>▶氾濫が確認されたとき</p>		
		<p>〈避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）〉</p>		
		対象災害	土砂災害	高潮
		避難対象地区	土砂災害危険箇所 ・土砂災害警戒雨域	高潮浸水想定区域
		【レベル3】 避難準備 ・高齢者等 避難開始	<p>▶大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合</p> <p>▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>	<p>▶高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨言及された場合</p> <p>▶高潮注意報が発表されており、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合</p> <p>▶伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性のある旨気象情報等で周知された場合</p>
		【レベル4】 避難勧告	<p>▶土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>▶土砂災害に関するメッシュ情報が、予想で土砂災害警戒情報の基準に達した場合</p> <p>▶土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	<p>▶高潮警報が発表された場合</p> <p>▶高潮注意報が発表され、警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>▶高潮注意報が発表され、夜間～早朝に警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 193 1361 467">避難指示 (緊急)</td> <td data-bbox="1361 193 1738 467"> <ul style="list-style-type: none"> ▶土砂災害に関するメッシュ情報 が、実況で土砂災害警戒情報 の基準に達した場合 ▶避難勧告等による立退き避難 が十分でなく、再度、立退き 避難を居住者等に促す必要 がある場合 </td> <td data-bbox="1738 193 2096 467"> <ul style="list-style-type: none"> ▶高潮特別警報が発表された 場合 ▶水門等の異常が確認された 場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 467 1361 603">【レベル5】 災害発生情報</td> <td data-bbox="1361 467 1738 603">▶土砂災害が発生した場合</td> <td data-bbox="1738 467 2096 603"> <ul style="list-style-type: none"> ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した 場合 </td> </tr> </table>	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ▶土砂災害に関するメッシュ情報 が、実況で土砂災害警戒情報 の基準に達した場合 ▶避難勧告等による立退き避難 が十分でなく、再度、立退き 避難を居住者等に促す必要 がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶高潮特別警報が発表された 場合 ▶水門等の異常が確認された 場合 	【レベル5】 災害発生情報	▶土砂災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した 場合
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ▶土砂災害に関するメッシュ情報 が、実況で土砂災害警戒情報 の基準に達した場合 ▶避難勧告等による立退き避難 が十分でなく、再度、立退き 避難を居住者等に促す必要 がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶高潮特別警報が発表された 場合 ▶水門等の異常が確認された 場合 						
【レベル5】 災害発生情報	▶土砂災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した 場合 						
風-81	<p>(5) 県に対する報告 避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。</p> <p style="text-align: right;">【資料編 千葉県被害情報等報告要領 (抜粋)】</p>	<p>(5) 県に対する報告 避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。</p> <p style="text-align: right;">【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱 (抜粋)】</p>						
風-84	<p>7 在宅避難者の支援</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。</p>	<p>7 在宅避難者の支援</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供、<u>ニーズの把握等</u>を依頼する。</p>						
風-85	<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>9 新型コロナウイルス対策</p> <p>市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。</p> <p>(1) 避難行動の普及</p> <p>本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ハザードマップによる避難の要否の確認 (イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備 (ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保 <p>(2) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>保健医療部は、平時から保健所と連携して自宅療養者や濃厚接触者の所在</p>						

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
		<p><u>を把握し、避難勧告等発令時の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。</u></p> <p><u>災害時は、自宅療養者等に避難勧告等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</u></p> <p>(3) <u>ホテル・旅館等の活用</u></p> <p><u>本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。また、保健医療部これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。</u></p> <p>(4) <u>避難所の感染防止</u></p> <p>ア <u>備蓄、訓練</u></p> <p><u>本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくほかとに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。</u></p> <p>イ <u>滞在スペースのゾーニング等</u></p> <p><u>避難所担当職員は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。</u></p> <p>ウ <u>健康管理</u></p> <p><u>避難所担当職員は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、避難者が発症した場合は保健所に報告し、病院等への移送を要請する。</u></p> <p>エ <u>衛生確保</u></p> <p><u>避難所担当職員は、避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。</u></p> <p><u>また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。</u></p> <p>オ <u>車中泊等の対策</u></p> <p><u>浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-87	<p>第8節 応急医療</p> <p>〈略〉</p> <p>1 医療救護体制</p> <p>災害発生時には、<u>衛生会館</u>に松戸市災害医療本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。</p> <p>市内における救護活動は、災害医療本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。</p> <p>〈略〉</p> <p>後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は市立病院（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。</p>	<p>第8節 応急医療</p> <p>〈略〉</p> <p>1 医療救護体制</p> <p>災害発生時には、<u>中央保健福祉センター</u>に松戸市災害医療対策本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸健康福祉センター（保健所）等と連携して救護活動を行う。</p> <p>市内における救護活動は、災害医療対策本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。</p> <p>〈略〉</p> <p>後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は市総合医療センター（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。</p>
風-88	<p>2 医療救護活動</p> <p>(1) <u>松戸市災害医療対策本部</u>の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、<u>衛生会館</u>に医療救護活動を専門的に統括する災害医療対策本部を設置する。</p> <p>災害医療対策本部には、<u>松戸市医師会長</u>を本部長として、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、看護協会松戸支部及び健康福祉部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。</p> <p>〈略〉</p>	<p>2 医療救護活動</p> <p>(1) 災害医療対策本部の設置</p> <p>災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、<u>中央保健福祉センター</u>に医療救護活動を専門的に統括する災害医療対策本部を設置する。</p> <p>災害医療対策本部には、<u>健康福祉部長</u>を本部長として、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、看護協会松戸支部及び健康福祉部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。</p> <p>〈略〉</p>
風-91	<p>第9節 防疫・清掃・障害物の除去</p> <p>〈略〉</p> <p>3 し尿の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 収集処理体制の確立</p> <p>〈略〉</p>	<p>第9節 防疫・清掃・障害物の除去</p> <p>〈略〉</p> <p>3 し尿の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 収集処理体制の確立</p> <p>〈略〉</p> <p><u>体制の確保が困難な場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センターにし尿収集の協力を求める。</u></p> <p>〈略〉</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-93	<p>4 ごみの処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 排出ルール等</p> <p>〈略〉</p>	<p>4 ごみの処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 排出ルール等</p> <p>〈略〉</p> <p><u>また、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ごみの排出に協力する災害ボランティアにも周知する。</u></p>
風-94	<p>〈新設〉</p>	<p>5 障害物の除去</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) <u>災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去</u></p> <p><u>災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、家屋内のがれき・流木・災害ごみが混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、都市部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。</u></p>
	<p>6 がれき等の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 処理体制</p> <p>〈略〉</p>	<p>6 がれき等の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 処理体制</p> <p>〈略〉</p> <p><u>エ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。</u></p>
風-97	<p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 遺体の検視（見分）</p> <p>警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行う。</p>	<p>第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 遺体の<u>調査</u>、検視（見分）</p> <p>警察署は、<u>警察等</u>が取り扱う死体の死 因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則に基づき遺体の<u>調査</u>、検視（見分）を行う。</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後												
風-99	<p>第11節 生活支援 【計画の指針】</p> <p>〈略〉</p> <p>〈食料の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>大型店連絡協議会</u>、市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p> <p>〈生活必需品等の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき<u>大型店連絡協議会</u>、市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="248 746 1128 871"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水</td> <td>水道部、<u>県水道局</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 給水 (1) 水源の確保</p> <p>〈略〉</p> <p>また、<u>県水道局</u>は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。</p>	項目	担当	1 給水	水道部、 <u>県水道局</u>	〈略〉		<p>第11節 生活支援 【計画の指針】</p> <p>〈略〉</p> <p>〈食料の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき市内大型店に食料の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p> <p>〈生活必需品等の供給〉</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき市内大型店に物資の調達を要請して避難所に供給する。</p> <p>〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1196 746 2076 871"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 給水</td> <td>水道部、<u>県企業局</u></td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 給水 (1) 水源の確保</p> <p>〈略〉</p> <p>また、<u>県企業局</u>は「水道局震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。</p>	項目	担当	1 給水	水道部、 <u>県企業局</u>	〈略〉	
項目	担当													
1 給水	水道部、 <u>県水道局</u>													
〈略〉														
項目	担当													
1 給水	水道部、 <u>県企業局</u>													
〈略〉														
風-101	<p>(5) 給水方法</p> <p>〈略〉</p> <p>オ <u>県水道局</u>の協力</p> <p>〈略〉</p>	<p>(5) 給水方法</p> <p>〈略〉</p> <p>オ <u>県企業局</u>の協力</p> <p>〈略〉</p>												

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後														
	<p>2 食料の供給</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>〈略〉</p> <p>協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。</p>	<p>2 食料の供給</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>〈略〉</p> <p>協定団体等からの調達が困難な場合は、<u>県、全国市長会</u>に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省<u>政策統括官</u>に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。</p>														
風-103	<p>4 救援物資の受け入れ</p> <p>(1) 救援物資の要請・受け入れ</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 全国への要請</p> <p>〈略〉</p> <p>なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。</p>	<p>4 救援物資の受け入れ</p> <p>(1) 救援物資の要請・受け入れ</p> <p>〈略〉</p> <p>ア 全国への要請</p> <p>〈略〉</p> <p>なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの<u>大口の</u>物資のみとすることを原則とする。</p>														
	<p>5 物資集配拠点の運営</p> <p>(1) 物資集配拠点</p> <p>〈略〉</p> <p>経済振興部及び教育1部は、南部市場、松戸運動公園、森のホール21に物資集配拠点を設置し、物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。</p> <p>〈略〉</p>	<p>5 物資集配拠点の運営</p> <p>(1) 物資集配拠点</p> <p>〈略〉</p> <p>経済振興部及び教育1部は、南部市場、松戸運動公園、森のホール21に物資集配拠点を設置し、<u>災害協定を締結した物流事業者の協力を得て</u>物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。</p> <p>〈略〉</p>														
風-106	<p>第13節 災害派遣・応援要請</p> <p>〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u></td> <td>本部事務局、情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	<u>1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u>	本部事務局、情報・運用支援班	〈略〉		<p>第13節 災害派遣・応援要請</p> <p>〈略〉</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 受援体制の確立</u></td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、各部</td> </tr> <tr> <td><u>2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u></td> <td>本部事務局、情報・運用支援班</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	<u>1 受援体制の確立</u>	本部事務局、情報・運用支援班、各部	<u>2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u>	本部事務局、情報・運用支援班	〈略〉	
	項目	担当														
	<u>1 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u>	本部事務局、情報・運用支援班														
	〈略〉															
項目	担当															
<u>1 受援体制の確立</u>	本部事務局、情報・運用支援班、各部															
<u>2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ</u>	本部事務局、情報・運用支援班															
〈略〉																

ページ	修正前	修正後																							
	<p>〈新設〉</p>	<p>1 受援体制の確立 <u>大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。</u></p> <p>(1) <u>人的支援の受入体制</u> <u>災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。</u> <u>また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈人的支援の受援体制〉</u></p> <table border="1" data-bbox="1196 584 2096 863"> <thead> <tr> <th colspan="2">受援本部</th> <th>受援にかかる全体調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各部</td> <td>統括課</td> <td>受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受援課</td> <td>指揮命令者</td> <td>応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令</td> </tr> <tr> <td>受援担当者</td> <td>応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>物的支援の受入体制</u> <u>経済振興部に物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。</u></p> <p>(3) <u>広域防災拠点との連携</u> <u>県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〈広域防災拠点（東葛・葛南ゾーン）の現況〉</u></p> <table border="1" data-bbox="1196 1177 2096 1385"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>予定施設</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>広域活動拠点等（救援部隊の受入れ）</u></td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊下総航空基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>市営陸上競技場</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td>大堀川防災レクリエーション公園</td> <td>消防</td> </tr> </tbody> </table>	受援本部		受援にかかる全体調整	各部	統括課	受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令	受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等	種別	予定施設	備考（用途）	<u>広域活動拠点等（救援部隊の受入れ）</u>	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊	市営陸上競技場	消防、警察	大堀川防災レクリエーション公園	消防
受援本部		受援にかかる全体調整																							
各部	統括課	受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整																							
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令																						
		受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等																						
種別	予定施設	備考（用途）																							
<u>広域活動拠点等（救援部隊の受入れ）</u>	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊																							
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊																							
	市営陸上競技場	消防、警察																							
	大堀川防災レクリエーション公園	消防																							

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後		
			<p>県立柏の葉公園</p>	<p>警察</p>
		<p><u>災害拠点病院等</u> (DMAT の受入れ、 <u>重傷者の航空機</u> <u>搬送等</u>)</p>	<p><u>船橋市立医療センター</u> <u>東京歯科大学市川総合病院</u> <u>順天堂大学医学部附属浦安病院</u> <u>松戸市立総合医療センター</u> <u>東京慈恵会医科大学附属柏病院</u> <u>東京女子医科大学附属八千代医療セ</u> <u>ンター</u> <u>東京ベイ・浦安市川医療センター</u> <u>千葉県済生会習志野病院</u> <u>千葉西総合病院</u> <u>海上自衛隊下総航空基地</u></p>	<p>航空搬送拠点</p>
		<p><u>広域物資拠点 (物</u> <u>資の管理、市の物</u> <u>資集積拠点への輸</u> <u>送)</u></p>	<p><u>民間営業倉庫</u></p>	
		<p><u>広域災害ボランテ</u> <u>ィアセンター</u></p>	<p><u>西部防災センター</u></p>	<p><u>東葛飾広域災害ボラ</u> <u>ンティアセンター</u></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																				
風-109	<p>3 自治体等への応援要請</p> <p>(1) 県への応援要請</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>3 自治体等への応援要請</p> <p>(1) <u>被災市区町村応援職員確保システムの活用</u> 被災市区町村応援職員確保システムにより他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては都を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 *災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。</p> <p>(2) 県への応援要請</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。</p>																				
風-113	<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="241 898 1149 1106"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県水道局</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td>東京電力(株)</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 上水道施設</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 県水道局の対策 県水道局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。</p>	項目	担当	1 上水道施設	水道部、県水道局	〈略〉		3 電力施設	東京電力(株)	〈略〉		<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1189 898 2096 1106"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県企業局</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 上水道施設</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 県企業局の対策 県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。</p>	項目	担当	1 上水道施設	水道部、県企業局	〈略〉		3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)	〈略〉	
項目	担当																					
1 上水道施設	水道部、県水道局																					
〈略〉																						
3 電力施設	東京電力(株)																					
〈略〉																						
項目	担当																					
1 上水道施設	水道部、県企業局																					
〈略〉																						
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)																					
〈略〉																						

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
風-114	<p>3 電力施設 東京電力(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。</p> <p>〈略〉</p>	<p>3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。</p> <p>〈略〉</p>																
風-115	<p>5 通信施設</p> <p>〈略〉 〈電話に関する広報事項〉</p> <p>〈略〉</p> <p>④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</p>	<p>5 通信施設</p> <p>〈略〉 〈電話に関する広報事項〉</p> <p>〈略〉</p> <p>④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始</p>																
風-120	<p>第15節 教育対策・保育対策</p> <p>〈略〉</p> <p>5 文化財の保護</p> <p>〈略〉</p> <p>教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。</p>	<p>第15節 教育対策・保育対策</p> <p>〈略〉</p> <p>5 文化財の保護</p> <p>〈略〉</p> <p>教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて<u>応急的修理等の救済措置を講ずる。</u></p>																
風-121	<p>第16節 建物対策 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急仮設住宅の建設</td> <td>都市部、福祉1・2部</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 住家の被災調査・罹災証明</p> <p>〈略〉</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。</p> <p>〈略〉 〈住家の被災調査〉</p> <p>一次調査：外観目視調査及び内部立入調査により判定する。</p>	項目	担当	〈略〉		3 応急仮設住宅の建設	都市部、福祉1・2部	〈略〉		<p>第16節 建物対策 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 応急仮設住宅の提供</td> <td>都市部、福祉1・2部</td> </tr> <tr> <td>〈略〉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 住家の被災調査・罹災証明</p> <p>〈略〉</p> <p>被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。<u>なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。</u></p> <p>〈略〉 〈住家の被災調査〉</p> <p>一次調査：外観の損傷状況及び浸水深の目視調査により判定する。</p>	項目	担当	〈略〉		3 応急仮設住宅の提供	都市部、福祉1・2部	〈略〉	
項目	担当																	
〈略〉																		
3 応急仮設住宅の建設	都市部、福祉1・2部																	
〈略〉																		
項目	担当																	
〈略〉																		
3 応急仮設住宅の提供	都市部、福祉1・2部																	
〈略〉																		

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	<p>再調査：<u>不服申し立てがあった場合、必要に応じて再調査を行う。</u></p>	<p><u>二次調査：一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は一次調査の対象に該当しない場合に、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</u></p> <p>再調査：<u>被災者から依頼があった場合、内容を精査した上で、必要に応じて再調査を行う。</u></p>
風-122	<p>2 被災建築物の応急修理 災害救助法が適用された場合は、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。 <略></p> <p>3 応急仮設住宅の建築 <略></p> <p>(3) 建設 応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて建設する。 <略></p> <p><u>なお、建設に当たり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。</u> <u>また、市の災害協定団体に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。</u></p> <p>(4) <u>賃貸住宅の借り上げ</u> 被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を応急住宅として提供する。</p>	<p>2 被災建築物の応急修理 災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、半壊又は準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。 <略></p> <p>3 応急仮設住宅の提供 <略></p> <p>(3) 建設 応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて<u>県が</u>建設する。 <略></p> <p>(4) <u>借上型応急住宅の確保</u> 被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を借上型応急住宅として提供する。</p>
風-123	<p>(5) 入居 災害時要援護者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。</p>	<p>(5) 入居・管理 災害時要配慮者、住宅の困窮度等を考慮して入居者の選定を行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、<u>維持管理を実施する。</u></p>
	<p>第17節 ボランティアへの対応 <略></p> <p>1 ボランティア活動の受入体制 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <略></p>	<p>第17節 ボランティアへの対応 <略></p> <p>1 ボランティア活動の受入体制 (1) 災害ボランティアセンターの設置 <略></p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
風-124		<p>なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>〈略〉</p> <p>(3) 災害ボランティアセンターの業務</p> <p>〈略〉</p> <p>オ 千葉県社会福祉協議会との連携</p> <p>「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。</p>
風-126	<p>第18節 要配慮者への対応 計画の指針</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き（平成21年10月）」及び市が策定した「<u>松戸市災害時要援護者避難支援基本方針（平成22年10月）</u>」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。</p> <p>〈略〉</p> <hr/> <p>1 要配慮者の安全確保</p> <p>(1) 要配慮者への情報提供</p> <p>円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。</p> <p>〈略〉</p>	<p>第18節 要配慮者への対応 【計画の指針】</p> <p>〈略〉</p> <p>○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「<u>災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）</u>」及び市が策定した「<u>避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）</u>」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。</p> <p>〈略〉</p> <hr/> <p>1 要配慮者の安全確保</p> <p>(1) 要配慮者への情報提供</p> <p>円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。</p> <p>〈略〉</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後												
風-127	<p>2 福祉避難所等の開設</p> <p>(1) 福祉避難所の開設 福祉1部は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。 また、市外の福祉施設への一時入所を支援する。</p> <p>(2) 福祉避難所等の種類</p> <p>ア 福祉避難室 避難所内に設置する要配慮者のための部屋やエリアのこと。</p> <p>イ 地域福祉避難所 地域福祉避難所とは、福祉避難室では容態が悪化するおそれがある要配慮者のため、身体介護や健康相談等の保健福祉サービスを提供できる施設のことであり、老人福祉センターや市民センターの一部等に設置する。</p> <p>ウ 二次福祉避難所 二次福祉避難所とは、避難所での共同生活が困難な要配慮者のための二次避難所のことであり、協定を締結した県立特別支援学校や民間の特別養護老人ホームに設置する。</p>	<p>2 福祉避難所等の開設</p> <p>(1) 福祉避難所の開設 福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。 また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。</p> <p>(2) 福祉避難所等の運営 福祉1部は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。 福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。 〈福祉避難所の種類等〉</p> <table border="1" data-bbox="1189 628 2101 1102"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対 象 者</th> <th>開 設 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校</td> <td>・要介護1,2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦</td> <td>発災後速 やかに</td> </tr> <tr> <td>【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター</td> <td>・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度</td> <td>発災後48 時間</td> </tr> <tr> <td>【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校</td> <td>・福祉避難室、地域福祉避難所で の生活が困難な者</td> <td>発災後72 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。</p>	種 類	対 象 者	開 設 時 期	【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1,2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速 やかに	【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48 時間	【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所で の生活が困難な者	発災後72 時間
種 類	対 象 者	開 設 時 期												
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1,2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速 やかに												
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48 時間												
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館(ふれあい22) ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	・福祉避難室、地域福祉避難所で の生活が困難な者	発災後72 時間												

松戸市地域防災計画素案
【大規模事故編】
新旧対照表

(令和2年11月)

松 戸 市

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
大-4	<p>第2章 大規模事故対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 消防活動 消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。</p> <p style="text-align: right;"><略></p>	<p>第2章 大規模事故対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 救出・救護活動 消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。 <u>また、断水等により消防用水が不足した場合には、災害時における消防用水供給支援に関する協定に基づき、千葉北部生コンクリート協同組合に応援の要請をする。</u></p> <p style="text-align: right;"><略></p>
大-8	<p>第3節 航空機災害対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 救出・救護活動 消防局は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。 負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、市立病院、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。</p> <p style="text-align: right;"><略></p>	<p>第3節 航空機災害対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 救出・救護活動 消防局は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。 負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、<u>県薬剤師会、市立総合医療センター</u>、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。</p> <p style="text-align: right;"><略></p>
大-10	<p>第4節 鉄道対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 救出・救護活動</p>	<p>第4節 鉄道対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>2 応急対策計画</p> <p style="text-align: right;"><略></p> <p>(3) 救出・救護活動</p>

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後																
	<p>消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。</p> <p>負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、<u>市立病院</u>、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。</p> <p>負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、<u>市総合医療センター</u>、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>																
大-14	<p>第6節 放射性物質事故対策計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【対策担当】</p> <table border="1" data-bbox="241 587 1160 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 587 465 627">項 目</th> <th data-bbox="465 587 1160 627">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 627 465 675">〈略〉</td> <td data-bbox="465 627 1160 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 675 465 754">2 予防計画</td> <td data-bbox="465 675 1160 754">消防局、総務部、市民部、健康福祉部、消防団、警察署、<u>県松戸健康福祉センター</u>、放射性同位元素使用事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 754 465 791">〈略〉</td> <td data-bbox="465 754 1160 791"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	〈略〉		2 予防計画	消防局、総務部、市民部、健康福祉部、消防団、警察署、 <u>県松戸健康福祉センター</u> 、放射性同位元素使用事業所	〈略〉		<p>第6節 放射性物質事故対策計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>【対策担当】</p> <table border="1" data-bbox="1189 587 2107 791"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 587 1413 627">項 目</th> <th data-bbox="1413 587 2107 627">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 627 1413 675">〈略〉</td> <td data-bbox="1413 627 2107 675"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 675 1413 754">2 予防計画</td> <td data-bbox="1413 675 2107 754">消防局、総務部、市民部、<u>環境部</u>、健康福祉部、消防団、警察署、<u>県松戸健康福祉センター</u>、放射性同位元素使用事業所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 754 1413 791">〈略〉</td> <td data-bbox="1413 754 2107 791"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	〈略〉		2 予防計画	消防局、総務部、市民部、 <u>環境部</u> 、健康福祉部、消防団、警察署、 <u>県松戸健康福祉センター</u> 、放射性同位元素使用事業所	〈略〉	
項 目	担 当																	
〈略〉																		
2 予防計画	消防局、総務部、市民部、健康福祉部、消防団、警察署、 <u>県松戸健康福祉センター</u> 、放射性同位元素使用事業所																	
〈略〉																		
項 目	担 当																	
〈略〉																		
2 予防計画	消防局、総務部、市民部、 <u>環境部</u> 、健康福祉部、消防団、警察署、 <u>県松戸健康福祉センター</u> 、放射性同位元素使用事業所																	
〈略〉																		
大-15	<p>2 予防計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(5) 放射線モニタリング体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>	<p>2 予防計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(5) <u>環境放射線</u>モニタリング体制の整備</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p>																
大-16	<p>3 応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 緊急時のモニタリング活動の実施</p> <p>県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、<u>国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て</u>、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握するので、市はそれに必要な協力を行うものとする。</p>	<p>3 応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">〈略〉</p> <p>(2) 緊急時のモニタリング活動の実施</p> <p>県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、<u>国や国立研究開発 法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指示、指導又は助言を得て</u>、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握するので、市はそれに必要な協力を行うものとする。</p>																

松戸市地域防災計画修正案 新旧対照表

ページ	修正前	修正後
	① 大気汚染調査 ② 水質調査 ③ 土壌調査 ④ 農林水産物への影響調査 ⑤ 食物の流通状況調査 ⑥ 市場流通食品等検査 ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 ⑧ 工業製品調査 ⑨ 廃棄物調査	① 大気汚染調査 ② 水質調査 ③ 土壌調査 ④ 農林水産物への影響調査 ⑤ 食物の流通状況調査 ⑥ 市場流通食品等検査 ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査 ⑧ 廃棄物調査
大-17	(10) 放射能濃度の測定と公表 放射能対策担当室は、各部署が測定する水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を監理し、広報広聴課と連携をとりホームページ等で公表する。	(10) 放射性核種濃度の測定と公表 放射能対策担当室は、各部署が測定する水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射性核種濃度の測定を監理し、広報広聴課と連携をとりホームページ等で公表する。

松戸市地域防災計画案【資料編】 修正概要

項目	修正事項
【防災会議関係】	
松戸市防災会議条例	-
松戸市防災会議委員一覧表	・千葉県助産師会を追加
松戸市防災会議運営規程	-
松戸市防災会議運営要領	-
松戸市防災会議医療部会設置要綱	-
【災害対策本部関係】	
松戸市災害対策本部条例	-
松戸市災害対策本部規程	-
本部標識等	-
【自主防災関係】	
松戸市自主防災組織補助金交付要綱	・令和元年7月30日告示第105号による更新
松戸市地域防災リーダー設置要綱	-
【防災業務要領等】	
防災に関する事務取扱要綱	-
松戸市盛土事業規制要綱	-
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	・千葉県災害救助法施行細則（令和2年2月）による更新
風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	・気象庁（令和2年8月）による更新
【災害協力関係】	
災害協定一覧	・カクタ、松戸公産などを追加
防災協力民間井戸一覧	-
【災害危険箇所等】	
土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）一覧	-
急傾斜地崩壊危険区域一覧	-
土砂災害警戒区域一覧	・令和2年3月及び4月の追加指定分（44箇所）を追加
宅地造成工事規制区域図	-
浸水危険地区分布図	-
浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧	・浸水想定区域を想定最大規模に修正 ・土砂災害警戒区域を追加 ・要配慮者利用施設を更新 ・地下街を追加
【避難関係】	
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	・令和元年7月よる更新
避難所開設・運営マニュアル	・令和2年7月版による更新
【防災関連施設等】	
備蓄倉庫・備蓄品一覧	・令和3年3月現在で更新予定
防災用井戸・貯水槽一覧	・大金浄水場を削除、本庁を追加
応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧	・病院等を更新
学校救護所予定施設一覧	-
ヘリコプター離発着可能地点の位置基準	-
緊急輸送道路・災害時重要路線図	・重要路線に馬橋立体道路を追加
緊急船着場位置図	-
【情報連絡関係】	
防災関係機関等連絡先一覧	・更新
同報系防災行政無線の自動放送文	-
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	・千葉県被害情報等報告要領から移行
被害認定基準	・千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引（平成27年）による更新
各部・各班の報告等一覧	//
職員動員報告書	-
参集途上の被害状況報告	-
送信・受信用紙	-
被害等の記録・処理票	-
避難者カード	-
物品受け払い簿	-
義援金品受領書	-
罹災届出証明申請書	-
罹災証明書	・被害程度に、中規模半壊、準半壊を追加
【用語集】	
用語集	・避難行動要支援者、南海トラフ地震を追加 ・要配慮者、避難準備・高齢者等避難開始などを修正